

第 2 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年6月22日

平成24年6月25日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第 1 日 目

(6月22日)

第2回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年6月22日（金曜日）

午前10時0分開議
午後0時19分休憩
午後1時19分開議
午後2時16分休憩
午後2時22分開議
午後2時48分休憩
午後2時56分開議
午後3時29分散会

本日の会議に付した事件

平成24年度主要事業及び新規事業の説明
（健康福祉部関係）

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補
正予算（第1号）

議案第8号 熊本県食品衛生基準条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県介護基盤緊急整備等臨
時特例基金条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第10号 熊本県介護職員処遇改善等臨
時特例基金条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第15号 専決処分の報告及び承認につ
いて

報告第1号 平成23年度熊本県一般会計繰
越明許費繰越計算書の報告についての
うち

請第15号 「介護福祉士等修学資金貸付制
度」の拡充及び継続について国への意
見書提出を求める請願

請第17号 集団的消費者被害回復に係る訴
訟制度の創設に関する請願

請第18号 集団的消費者被害回復に係る訴
訟制度の創設に関する請願

請第19号 「多重債務者生活再生支援事

業」の継続を求める請願

請第20号 昨今の厚生労働省におけるたば
こ政策について国への意見書提出を求
める請願

請第2号 350万人のウィルス性肝炎患者
の救済について国への意見書提出を求
める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①地方分権改革に伴う社会福祉施設等の
人員、設備及び運営等に係る条例制定
に向けた準備状況について

②熊本県の歯科保健対策の推進に関する
施策の報告について

出席委員（8人）

委員長	小早川	宗弘
副委員長	田代	国広
委員	西岡	勝成
委員	鬼海	洋一
委員	藤川	隆夫
委員	吉永	和世
委員	松岡	徹
委員	前田	憲秀

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 林田直志

総括審議員兼

政策審議監 伊藤敏明

医監 岩谷典学

長寿社会局長 永井正幸

子ども・障がい福祉局長 米満譲治

健康局長 牧野俊彦
 首席審議員兼
 健康福祉政策課長 吉田勝也
 健康危機管理課長 一喜美男
 高齢者支援課長 中島昭則
 認知症対策・
 地域ケア推進課長 大村裕司
 社会福祉課長 田端史郎
 首席審議員兼
 子ども未来課長 中園三千代
 首席審議員兼
 子ども家庭福祉課長 山田章平
 首席審議員兼
 障がい者支援課長 西岡由典
 医療政策課長 三角浩一
 国保・高齢者医療課長 林田浩稔
 健康づくり推進課長 佐藤克之
 薬務衛生課長 今村均

環境生活部

部長 谷崎淳一
 政策審議監 末廣正男
 県民生活局長 田中彰治
 環境政策課長 宮尾千加子
 消費生活課長 杉山哲恵

事務局職員出席者

議事課主幹 浦田光典
 政務調査課主幹 松野勇

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、時間となりましたので、ただいまから第2回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1人の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、開会に当たり、一言、委員長として、御挨拶申し上げます。

今年度、厚生常任委員長をさせていただくことになりました小早川でございます。

今後1年間、田代副委員長と一緒に、円滑で充実した委員会になるように一生懸命頑張りたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

特に厚生分野については、県民の関心も非常に高く、そして、この委員会の果たすべき役割というのも非常に大きいものがあるというふうに思っておりますので、ぜひこの委員会を通じて、各種施策が少しでも前進するように、そして新しい活路や方向性が見出せるような感じになるように、私自身も努力していきたいというふうに思っております。

それから、本委員会では、相当の、ほかの委員会と比べると、審議、予算、議案、かなりの量のこの議案を審議しなければなりませんので、今回も2日間の日程になりますけれども、委員の先生方には御足労を願いますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げますというふうに思いますし、限られた時間の中で密度の濃い委員会にしていきたいというふうに思っておりますので、執行部の皆さん方には、説明においては、できるだけポイントを絞って簡潔に説明をお願いしたいというふうに思います。それから、委員の先生方にも効率的な委員会運営に協力をしていただきたいというふうに思います。

1年間、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続いて、田代副委員長から挨拶をお願いします。

○田代国広副委員長

おはようございます。第1回厚生常任委員会で副委員長に選任いただきました田代国広でございます。今後1年間、小早川委員長を補佐し、一生懸命円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員各位、また執行部におかれましては、

御協力のほどよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、御挨拶とさせていただきます。お世話になります。

○小早川宗弘委員長 次に、今回付託された請第17号、請第18号、請第19号及び請第20号について、提出者から、趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第17号、請第18号及び請第19号についての説明者を入室させてください。

（請第17号、請第18号、請第19号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いをしたいと思います。

まず、請第17号及び請第18号については、同じ内容でございますので、双方の代表者として一括して御説明をお願いします。

それでは、よろしく申し上げます。

（請第17号、請第18号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 請第19号についての説明をお願いします。

（請第19号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。お世話になりました。

（請第17号、請第18号、請第19号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 続いて、請第20号についての説明者を入室させてください。

（請第20号の説明者入室）

○小早川宗弘委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、説明をお願いします。

（請第20号の説明者の趣旨説明）

○小早川宗弘委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。どうもお世話になります。

（請第20号の説明者退室）

○小早川宗弘委員長 本日の委員会は、執行部を交えての初めての委員会でありまして、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いしたいと思います。その前に、今回の委員会は、各部局とも相当の事務量がありますので、先ほども申しましたとおり、2日に分けて説明を求めることといたしました。

本日は、健康福祉部の主要事業等の説明、付託議案等の審査及び報告事項の説明、質疑、それから請願の採決を行い、25日月曜日の10時から環境生活部及び病院局関連の同様の説明、付託議案等の審査など、そして全ての付託議案の採決について行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速、自己紹介名簿に従い、課長以上の紹介をお願いします。

なお、審議員、課長補佐等につきましては、お手元の委員会資料の役付職員名簿のとおりであります。

それでは、順次自己紹介をお願いします。

（健康福祉部長～薬務衛生課長の順に自己紹介）

○小早川宗弘委員長 次に、主要事業等の説明及び付託議案等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明は、先ほども申しましたとおり、簡潔にお願いいたします。

また、本日説明等を行われる際、執行部の皆さん方は着席のままで行ってください。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から、資料に従い、説明をお願いいたします。

初めに、林田健康福祉部長。

○林田健康福祉部長 それでは、平成24年度の健康福祉部の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、当部の組織機構についてでございますけれども、ねんりんピック推進局の廃止に伴い、3局12課1課内室という構成になっております。

次に、平成24年度当初予算についてですが、一般会計予算の総額で1,217億8,000万円余の予算を計上いたしております。

その主な内容ですが、地域福祉の推進については、第2期熊本県地域福祉支援計画に基づき、誰もが気軽に集い交流する場である地域の縁がわの普及などに取り組んでまいります。

次に、健康危機管理対策については、感染症対策として、ワクチン接種緊急促進基金を活用して、子宮頸がん予防ワクチン等の予防接種を促進してまいります。

次に、高齢者への支援については、生きがい・健康づくりや地域・社会貢献活動の推進に取り組むとともに、訪問看護を初めとする在宅サービス等の充実により地域包括ケアを推進し、さらには、基幹型と地域拠点型の2層構造を持つ熊本モデル「認知症疾患医療センター」の機能強化などにより、認知症対策を一層推進してまいります。

次に、生活困窮者等への支援については、生活保護の適正な実施とともに、生活保護世帯の自立を促進するプログラムの策定を進め、きめ細やかで継続的な自立支援を行ってまいります。

また、貧困の連鎖を教育で断ち切ることを

目的に、生活保護世帯の子供たちの大学進学等を応援するために、無利子の生活資金貸し付けを実施するとともに、児童養護施設などから進学を志す子供たちへも同様の支援を行ってまいります。

次に、子育て支援については、安心して子育てができるように、地域のニーズに応じた多様な子育て支援策の充実を図ります。

児童虐待防止については、児童虐待の発生日前、早期発見、早期対応を図るために、児童相談所の相談業務や地域での見守り体制の充実等に取り組んでまいります。

ひとり親家庭の支援については、ひとり親家庭が自立し安心して生活ができる環境づくりのため、相談支援や就業支援などの取り組みを推進してまいります。

次に、障害者への支援については、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例が4月1日から全面施行されたことから、その相談体制の運用を図るとともに、発達障害児・者への支援に取り組みます。

自殺予防対策については、熊本県自殺対策行動計画に基づき、県内の関係機関や団体とも連携しながら、普及啓発や市町村を核とした地域での取り組みなどを総合的に推進してまいります。

次に、地域医療体制の整備については、地域医療再生基金を活用して、医師確保総合対策や救急医療対策等に取り組んでまいります。

次に、健康づくりの推進については、子供のころから生涯を通じた適切な生活習慣の定着ができるよう、一人一人の健康づくりを支援してまいります。

特に、歯の健康については、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例の趣旨を踏まえ、歯科保健関係の人材育成や子供の虫歯予防促進のため、小中学校等でのフッ化物洗口を推進してまいります。

がん対策については、県内どこでも、誰も

が高い水準のがん医療を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院を支援してまいります。

次に、平成24年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算についてですが、母子家庭等を対象とした修学資金等の貸付金として1億5,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成24年度当初予算の総額は1,219億3,000万円余となり、平成23年度当初予算と比較しますと、金額にして160億7,000万円余の減額、率にして約11.6%の減となっております。

次に、本議会に提出しております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係1議案、条例等関係4議案、報告1議案の合計6議案です。

まず、第1号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算についてですが、幸せ実感くまもと4カ年戦略に掲げる取り組みの具体化などに向け、総額123億7,000万円余を増額する補正予算をお願いしております。

なお、予算総額の約50%が、国の経済対策関連基金を活用して取り組んでいる施策でございます。

その主な内容ですが、長寿を楽しむための取り組みについては、県民一人一人が、ライフステージや日常生活の活動の場に応じた健康づくりに主体的に取り組めるよう、モデルづくりやその普及啓発に取り組んでまいります。

また、訪問看護を県内全域で利用できるよう、関係機関相互の連携と機運醸成に取り組むとともに、訪問看護ステーションが少ない地域でのサービス提供体制の強化に取り組めます。

さらに、認知症高齢者を地域で支えるため、3年連続人口比日本一の認知症サポーターの活動を活性化するとともに、医療、介護の履歴を記載した連携パスなどを活用して認

知症医療体制の強化を進めてまいります。

子育て支援については、子育てを地域でサポートするため、保育所待機児童の解消を目指し、保育所の新設や増改築による定員増を支援します。

また、子育て世代が、子供たちを安心して預け、働き続けることができるよう、病児・病後児保育施策の推進に取り組んでまいります。

障害者への支援については、発達障害に対する支援のニーズが高まっていることから、支援体制の整備に向けた基本指針を策定するとともに、乳幼児健診などの機会を捉え、理解促進に取り組むなど、早期発見、早期療育につなげ、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでまいります。

災害への対応については、災害発生時において、災害時要援護者を支援する災害派遣福祉支援チームの設置に向けて取り組みます。

ひとり親家庭への支援については、子育てと仕事の両立が図りやすい在宅就労支援を推進するとともに、生活面や教育面など、総合的に支援してまいります。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成24年度の予算総額は1,343億1,000万円余となります。

次に、第8号議案の熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定についてですが、生食用食肉に係る食品、添加物等の規格基準の追加に伴い、関係規定の整備を行うものです。

次に、第9号議案の熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について及び第10号議案の熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてですが、基金を活用する事業の実施期間の延長に伴い、関係規定の整備を行うものです。

次に、第15号議案の専決処分の報告及び承認についてですが、熊本市が熊本市動物の愛

護及び管理に関する条例を平成24年6月1日から施行したことに伴い、熊本県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正を専決処分した事件を御報告し、御承認を求めます。

次に、報告第1号の平成23年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてですが、施設開設準備経費助成特別対策事業費等8事業について、総額44億5,600万円余を繰越明許費として、平成23年度から平成24年度へ繰り越すことを御報告するものです。

このほか、地方分権改革に伴う社会福祉施設等の人員、設備及び運営等に係る条例制定に向けた準備状況についてなど3件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく申し上げます。

○小早川宗弘委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

まず、吉田健康福祉政策課長。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。着座のまま説明させていただきます。

まず、委員会資料の主要事業及び新規事業、2ページをお願いいたします。

主なものを説明いたします。また、6月補正予算でお願いしている事業につきましては、議案のほうで説明をさせていただきます、ここでの説明は省略させていただきます。以下、各課からの説明も同様の形で行わせていただきます。

資料に沿って御説明いたします。

まず、保健・医療の推進につきましては、1番に記載のとおり、平成25年度からの第6次熊本県保健医療計画について、計画検討専門委員会で検討を行い、策定を進めてまい

ります。

次に、地域福祉の推進につきましては、1番にございますとおり、地域福祉計画推進・支援事業の中で、まず、(1)地域住民の誰もがいつでも集い支え合う地域の拠点である地域の縁がわにつきまして、500カ所を目指して整備を進めてまいります。

このほか、(2)の地域でのネットワーク活動を進める地域の結いづくり生き生き事業や(3)の、特産品開発等の起業化に向けた取り組みとして、地域の支事おこし事業を進めてまいります。

さらに、2ページの上段の(4)に記載しておりますとおり、福祉・介護分野における新たな人材の掘り起こしや研修など、人材確保のための取り組みも進めてまいります。

次に、やさしいまちづくりの推進につきましては、1番にありますとおり、第3期やさしいまちづくり推進計画に掲げた取り組みを推進してまいります。

主なものとして、(1)の障害者用駐車場利用証制度、ハートフルパス制度、これの周知と協力施設の拡充に向けた取り組みを進めてまいります。

なお、この制度につきましては、制度開始の平成20年1月以来本年3月末まで、約1万7,000枚のパスの交付、協力施設数が約1,200となっております。

また、(2)の高齢者や障害者の外出支援につながるような一定基準を満たすトイレの普及促進も図ってまいります。

続きまして、議案関係で、6月補正予算につきまして御説明いたします。

委員会説明資料2ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

説明欄をお願いいたします。

1番、(1)の新規事業、社会福祉法人の地域貢献活動促進事業につきましては、県内の社会福祉法人の地域貢献活動の普及を促進す

るための経費でございます。(2)の地域支え合い体制づくり事業につきましては、災害時要援護者台帳のシステム化を実施する市町村に対する助成費でございます。

以上の2事業につきましては、国から交付された介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用した事業でございます。

次に、説明欄下段の災害救助費でございます。

新規事業の災害派遣福祉支援チーム設置推進事業につきましては、災害発生時において、要援護者を支援する災害派遣福祉支援チームの設置に向けて検討を行うための経費です。地域福祉基金を活用した事業でございます。

以上、健康福祉政策課として706万9,000円の増額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

主要事業及び新規事業の4ページをお願いいたします。

まず、健康危機管理対策でございますが、健康危機管理体制の充実強化に取り組んでいるところでございます。

感染症対策としましては、1番の感染症予防事業、2番のエイズ予防対策事業、3番の肝炎対策事業、4番の結核検診事業、結核対策特別促進事業、5ページ上段に記載しております5の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を実施してまいります。

次に、新型インフルエンザでございますが、ことし5月に公布されました新型インフルエンザ等特別措置法に基づきまして、県行動計画の見直しや感染予防対策等に取り組んでまいります。

次に、食品の安全確保対策につきましては、1の食品営業監視事業、2の食品衛生指導員巡回指導等委託事業、3の食品検査・指

導等事業を実施しまして、食品の安全確保を図っているところでございます。

6ページをお願いいたします。

上段のところに4、と畜検査事業、BSE食肉検査体制整備事業、食鳥肉処理安全対策事業におきましては、食肉の安全性の確保に取り組んでまいります。

動物の愛護管理につきましては、1の犬捕獲抑留業務事業、2の動物の愛護管理事業で、狂犬病の発生予防や動物の愛護に取り組んでまいります。

続きまして、説明資料をお願いいたします。

説明資料の3ページをお願いいたします。

食品衛生指導費で4,059万7,000円の増額をお願いしております。

説明欄に書いておりますが、これは、今年度、宇城保健所管内に新たに屠畜場が開設される予定ですが、その屠畜場において実施します獣畜検査及びBSEの全頭検査に要する経費でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正ですが、これは、先ほど説明しました新屠畜場において実施しますBSE検査に必要な検査機器を、平成24年度以降、複数年度にわたりまして借り上げるものでございます。

続きまして、25ページから28ページにかけてごらんください。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明は、28ページの条例(案)の概要で行わさせていただきますと思います。

まず、条例改正の趣旨は、食品衛生法第11条第1項の規定に基づく食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴いまして、条例の関係規定を整備するものでございます。

改正の内容は、条例において、営業施設の基準を定めた別表第3に生食用食肉、牛の食肉(内臓を除く)の加工または調理する場合の

施設基準を追加するものです。

施行期日は、周知期間を考慮しまして、平成24年10月1日から施行することとしております。

次に、追加する施設基準について御説明いたします。

ちょっと3ページほどお戻りいただきまして、25ページをお開きください。

(4)のところに記載しておりますとおり、生食用食肉の加工または調理を行う場合の施設基準として、ア、ほかの場所と区分された衛生的な場所であること、イのまないた、包丁等の洗浄及び消毒のために必要な専用の流水式洗浄設備及び消毒設備を設けることなど、アからカまでの6項目の施設基準を飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業の3業種に追加するものです。

以上で食品衛生基準条例の改正についての説明を終わります。

続きまして、33ページから35ページにかけてごらんください。

条例に係る専決処分の報告及び承認についてでございますが、説明は、35ページの条例の概要で行わせていただきたいと思います。

条例改正の趣旨は、熊本市が平成24年6月1日から熊本市動物の愛護及び管理に関する条例を施行することに伴い、県の条例に係る関係規定を整理するものでございます。

改正の内容は、熊本市の区域について、この条例の規定を適用しないというものでございます。

また、(4)、(5)にありますように、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例と同条例の一部を改正する条例の関係規定を整理するものでございます。

施行期日は、平成24年6月1日としております。

なお、専決といたしましたのは、熊本市において平成24年6月1日から熊本市動物の愛護及び管理に関する条例を施行することに伴

い、県条例と市条例が競合しないよう、条例改正を行ったものでございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

平成24年度主要事業・新規事業説明資料のほうの7ページをお願いいたします。

まず、項目欄、長寿・安心・くまもとプランについてでございます。

説明欄1にあります高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画評価・推進事業ということで、本年3月に策定しました計画の推進をするため、審議会の部会を開催いたしまして、計画の進捗状況などにつきまして、協議、評価等を行うものでございます。

次に、項目欄、元気高齢者に対する取組みでございます。

説明欄1の明るい長寿社会づくり推進事業や説明欄2の高齢者の地域・社会貢献活動推進事業は、高齢者の社会参加を促進し、生きがいと健康づくりを推進するため、シルバースポーツ交流大会の実施や、さわやか大学校の運営事業などを行っていますさわやか長寿財団に対する補助でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

説明欄3の高齢者いきいきかがやきボランティア活動推進事業は、シルバーヘルパーの養成とアドバイザーを市町村老人クラブ連合会に派遣し、老人クラブの活性化を図り、高齢者によるボランティア活動を推進するものでございます。

次に、項目欄、要介護高齢者に対する取組みでございます。

説明欄1の軽費老人ホーム事務費補助事業は、軽費老人ホームの設置者が利用者の利用料を減免した場合、その減免した経費につきまして補助を行うものでございます。

次に、項目欄、介護職員の処遇改善等でご

ざいます。

説明欄1の介護職員処遇改善交付金事業は、介護職員の雇用環境を改善するため、介護職員の賃金の確実な引き上げなど、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に助成を行うものです。昨年度実績までが対象でございまして、本年の2月、3月実績分を4、5月に支払うことから、2カ月分を計上しているものでございます。

説明欄2の現任介護職員等研修支援事業、同じく3番の「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業は、介護サービスの質の向上や人材確保、育成のため、介護職員の円滑な研修受講やその代替職員の確保を支援しますとともに、求職者が介護施設で働きながら資格を取ることを支援するものでございます。

さらに、4の介護人材確保対策推進事業は、今後不足が予測されています介護人材の確保のために、協議会を設置しまして、一体となった取り組みを展開していくように検討をしていくものでございます。

以上で主要事業、新規事業の説明を終わります。

次に、議案関係で、6月補正予算案について御説明いたします。

常任委員会説明資料のほうの5ページをお願いいたします。

老人福祉費でございます。

説明欄1の高齢者福祉対策費4億5,867万円につきまして御説明いたします。

まず、(1)の老人クラブ活動推進等事業662万円は、県老人クラブ連合会等の活動に対しまして、また、(2)の高齢者いきいきかがやきボランティア活動推進事業74万円は、県老人クラブ連合会が行う友愛訪問活動の啓発等に対しての助成でございます。

(3)の災害時要援護者等地域支え合い体制づくり事業2,998万8,000円は、要援護者に配慮した設備やスタッフを有しております社会

福祉施設の機能を活用いたしまして、災害時における要援護者を中心とした地域住民に対する支援体制の構築を行う市町村に対し助成を行うものでございます。

(4)の施設開設準備経費助成特別対策事業4億1,838万1,000円は、特別養護老人ホーム等の介護施設の開設を円滑に進めるため、必要な人件費や広報費等の準備経費に対して助成を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

(5)の社会福祉法人地域貢献推進事業294万円余は新規事業でございますが、高齢者福祉施設等を有する社会福祉法人に対する地域貢献に係る意識啓発や取り組みの推進を図るためのセミナー開催に要する経費でございます。

続きまして、老人福祉施設費でございます。

説明欄1に記載してありますとおり、老人福祉施設整備費26億1,214万3,000円を介護基盤緊急整備等事業として計上いたしております。この事業は、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど、介護施設の整備やスプリンクラー等の整備を実施する市町村等に対しまして助成を行うものでございます。

以上、高齢者支援課分は、6ページ、一番下の行にありますとおり、合計30億7,081万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

以上で6月補正予算案につきましての説明を終わります。

続きまして、条例改正について御説明いたします。

同じ資料の29ページ、30ページをお願いいたします。

第9号議案熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定でございます。

29ページに条例案、30ページにその概要を

記載しております。

30ページのほうで御説明いたします。

この基金の実施期限につきましては、国の管理運営要領におきまして、23年度末までとされておりましたが、今般、24年度末まで1年延長されました。この基金条例の有効期限が、改正前、精算事務等を県として行う必要がありますことから、24年12月31日までと規定してありましたが、基金の実施期限の1年延長に合わせまして、有効期限を25年12月末までと1年延長する改正を行うものでございます。

続きまして、31、32ページをお願いいたします。

第10号議案熊本県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

同じく31ページに条例案、32ページにその概要を記載しております。

32ページの条例(案)の概要のほうで御説明いたします。

この基金の実施期限につきましても、同様に、施設開設準備関係の事業に限り、24年度末まで1年延長されたということから、有効期限を同じく25年12月31日に1年延長するものでございます。

以上で条例関係の説明を終わります。

次に、繰り越しについて御報告いたします。

同じ資料の36ページのほうをお願いいたします。

昨年の11月議会におきまして御承認いただきました繰越明許費に伴う繰越計算書の御報告でございます。

社会福祉費で、施設開設準備経費助成特別対策事業費22件、2億108万1,000円、指定サービス事業者管理事業費で1件、357万円、老人福祉施設整備等事業費で3カ所、5億1,100万円、介護基盤緊急整備等事業費で34カ所、16億701万3,000円の繰り越しが確定いた

しましたので、御報告いたします。

高齢者支援課は以上でございます。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

主要事業及び新規事業説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、介護保険制度の運営でございますが、1の介護給付費県負担金交付事業及び2の介護保険低所得者対策特別事業は、介護保険制度を運営する市町村に対して法定負担金や助成金の交付を行うものでございます。

3の介護保険財政安定化基金の取崩しは、法改正を踏まえ、基金の一部を取り崩し、(1)から(3)にありますように、市町村及び国に交付をしますとともに、県拠出分を介護分として地域福祉基金に積み立てるものでございます。

11ページをお願いいたします。

認知症対策でございますが、1の認知症診療・相談体制強化事業は、本県の認知症医療の中核であります認知症疾患医療センター等の運営を行うものであり、2の「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業及び3の認知症介護研修等事業は、専門職や認知症サポーターの養成を行うものでございます。

13ページをお願いいたします。

地域包括ケアの推進でございますが、1の地域包括ケア推進事業及び2の中山間地域等24時間介護サービス提供体制モデルづくり事業は、要介護状態になっても家や地域で暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めるものでございます。

3及び4の事業は、在宅療養のかなめであります訪問看護の充実を図るため、訪問看護ステーションサポートセンターの運営や人材育成を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

5の地域支援事業交付金交付事業及び6の介護予防推進重点対策事業は、地域の实情に

応じて市町村が実施します介護予防や日常生活支援の取り組みを支援するものでございます。

次に、6月補正予算案について御説明いたします。

委員会説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費でございます。

説明欄1、高齢者福祉対策費の(1)新規の認知症地域連携パス事業(もの忘れ受診手帳)は、認知症患者の診療情報等を記載した手帳を活用しますことにより、関係機関の連携を強化し、適切な認知症医療やケアの提供につなげるものでございます。

主要事業及び新規事業のところで御説明しましたとおり、介護保険財政安定化基金を取り崩しまして積み立てました地域福祉基金(介護分)を活用して行うものであり、以下でも同様の記載をしております。

(2)の認知症ケア推進事業は、認知症ケアの質をさらに向上させるため、アドバイザーを施設などに派遣して、研修等を行うものでございます。

(3)の新規の認知症サポーター活動活性化事業は、認知症サポーターの方々に、地域においてさまざまな役割を担っていただけるよう、研修や活動助成を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

(4)の新規事業、在宅療養支援ケアマネジメント推進事業は、在宅での療養生活を支えるために、介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう、ケアプラン作成指針の策定や研修を行うものでございます。

(5)の市町村地域包括ケアシステム構築支援事業は、住民参加による日常的な支え合いの体制づくりに取り組む市町村への助成でございます。国からの交付金を積み立てました介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を活用して行うものでございます。

(6)の新規、訪問看護提供体制整備事業は、訪問看護を県内全域で利用できる体制を整備するため、各地域で抱える課題の把握や関係機関の機運醸成を進めるものでございます。

(7)地域密着型サービス普及促進事業は、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備促進のため、開設予定者に対するセミナー等を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

2の介護保険対策費のケアマネジメント活動推進事業は、介護支援専門員の名簿管理システムの更新を行うものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課の6月補正予算といたしまして、1億228万円余を計上しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

まず、主要事業及び新規事業の16ページをお願いいたします。

まず、生活困窮者への支援の強化についてでございます。

1番の生活保護の動向につきましては、備考欄の表に掲げておりますとおり、平成8年度以降一貫して増加傾向が続いております。直近の数字につきましては、説明欄に載せておりますけれども、保護率が、県全体で13.4パーミル、人口1,000人当たり13.4人と年々高くなっております。

次に、主な取り組みでございますが、真に必要な方が保護され、また受給要件を満たさない者が不当に受給することがないように、各福祉事務所への指導監査を通じまして、適正な運営に努めてまいります。

また、②の自立支援につきましては、被保護者の就労意欲を喚起する事業や、生活保護世帯の子供の不登校に対する支援や学習支援などを行う事業、さらには、次の17ページに

なりますが、精神科病院等を退院した被保護者の生活指導等を行い、居宅生活の継続を支援する事業に取り組んでまいります。

17ページの2、生活困窮者対策についてですが、厳しい経済情勢や雇用状況の悪化を受けまして、生活に困窮する貧困層が増加しております。このため、(2)主な取り組みの①ホームレス対策事業では、ホームレスが起居する場所を巡回するなどして、相談等に応じる事業、それから、18ページになりますが、就労を中心とした自立支援を行う事業、一時宿泊所を提供する緊急一時宿泊事業、仕事に関する知識、技術を習得するための能力活用推進事業に取り組んでおります。

18ページの②住宅手当緊急特別措置事業は、働く能力や意欲はあるものの、離職を余儀なくされた方の中で、住宅を失うか、失うおそれのある方に対して手当を支給するものでございます。

③の生活保護世帯からの進学応援資金貸付事業は、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するために、修学期間中の生活費の貸し付けを行うものでございます。

④の矯正施設等退所者社会復帰支援事業につきましては、刑務所などの矯正施設退所予定者のうち、高齢者や障害のある方といった福祉的な支援を必要とする方について、退所後直ちに福祉サービスにつなげられるよう支援センターを設置し、司法と福祉が連携して、退所者の再犯防止と社会復帰を支援するものでございます。

19ページをお願いします。

援護行政関係でございますが、熊本市大江にあります引揚者住宅山の上団地につきましては、老朽化によりまして、現在地での建てかえを行いました。本年3月末に竣工したところでございます。5月末までに新住宅への入居も完了し、今年度は駐車場の整備を行う予定としております。

次に、社会福祉施設等指導監査でございま

す。

社会福祉法人及び施設の適正な運営を確保するため、関係法令等に基づき、監査を実施しております。本年度は、93の法人と161の施設につきまして計画的に監査を実施してまいります。

それから、補正予算関係でございます。

委員会説明資料の10ページをお願いいたします。

遺家族等援護費につきまして、270万7,000円の増額補正をお願いいたしております。これは、説明欄にありますように、熊本県英霊顕彰会が毎年8月15日に行っております県戦没者慰霊祭や県遺族連合会が実施しております慰霊事業等に対する助成並びに(2)にありますように、援護団体が実施します海外での慰霊巡拝事業に対し、その経費の一部を助成するものでございます。

社会福祉課は以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

主要・新規事業の資料20ページをお願いいたします。

最初の項目は、保育サービスの充実による児童福祉施策の推進でございます。

まず、1番は、私立保育所運営費の県負担金、2番、特別保育総合推進事業は、延長保育や病児・病後児保育などへの補助、4番、多子世帯子育て支援事業は、第3子以降の3歳未満児の保育料無料化を行う市町村に補助するものでございます。

21ページに入りますが、8番、子どもの食育推進事業は、保育所の食育活動などに取り組めます。

次の項目は、次世代育成支援行動計画の推進と地域における子育て支援でございます。

まず、1番は、行動計画を着実に進めるための取り組み、2番、みんなで子育て推進事

業は、地域ぐるみで子育てを支援するための取り組み、3番、児童健全育成事業は、放課後児童クラブの各種事業について市町村に補助するものでございます。

22ページをお願いいたします。

項目は、母子保健対策の推進でございます。

1番、極低出生体重児等への支援ということで、3本ございます。

まず、(1)NICU入院児支援事業は、長期入院児の在宅移行を支援するコーディネーター設置の費用でございます。(2)熊本型早産予防対策事業は新規になりますが、これまで天草と人吉・球磨地域でモデル的に実施しました早産予防対策につきまして、本年度は、県内の全妊婦を対象に実施いたします。(3)リトルエンジェル支援事業は、1,500グラム未満の極低出生体重児とその保護者を支援する事業でございます。

それから、大きな2番、小児に対する医療給付としまして4本ございます。

未熟児養育医療費、身体に障害のある子供のための自立支援医療、小児慢性特定疾患の治療研究事業、乳幼児医療費助成事業などがございます。

3番、母性保健対策の推進は、不妊対策事業としまして、不妊専門の相談事業や不妊治療への助成を行います。

23ページに入りますが、(2)女性のケア事業としまして、まず、女性特有の悩みに対する相談事業、それから、新規でHTLV-1母子感染対策事業、そして、望まない妊娠の予防対策事業などに取り組みます。

(3)思春期からの性と生を育む事業は新規になりますが、思春期の健康教育、保健相談、高校と連携した性教育講演会などに取り組みます。

(4)周産期ママサポート事業は、産後鬱などのサポートを行う事業でございます。

それから、大きな4番、妊婦健康診査への

支援は、基金を活用しまして、市町村が行う妊婦健診に補助するものでございます。

続きまして、6月補正関係を御説明いたします。

委員会説明資料のほうで11ページをお願いいたします。

右側の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、1番の発達障害者福祉費ですが、子ども未来課で担当しますのは、新規で、発達障がい児早期発見・早期支援事業ということで、体制整備などに取り組みます。

2段目、1番の保護事務費、児童福祉法施行事務費ですが、11月に開催予定の第31回九州私立保育園研究大会への助成でございます。

2番の児童健全育成費、(1)人権・同和教育啓発対策研修費補助につきましては、就学前の人権教育などの研修事業を実施する団体への助成でございます。(2)現任保育士等研修事業は、保育所職員の研修を実施する市町村への助成でございます。安心こども基金を活用します。(3)イベント開催時託児サービス提供推進事業は新規になりますが、県が開催するイベントなどにおきまして託児サービスを提供するよう進める事業でございます。

12ページをお願いいたします。

1番の児童福祉施設運営指導費、保育協会団体補助は、県保育協会への運営費助成でございます。

2番の市町村保育施設運営費補助ですが、(1)家庭的保育推進事業は、待機児童を解消するための家庭的保育を進めるための経費でございます。安心こども基金を活用します。(2)病児・病後児保育推進事業は新規になりますが、新たな病児・病後児保育施設の設置を進めるための経費でございます。

大きな3番の児童福祉施設整備費、保育所等緊急整備事業は、待機児童解消などのために、保育所の創設や増改築などを行う市町村への助成です。安心こども基金を活用いたし

ます。

以上、子ども未来課は、一番下の欄にありますように、総額で18億4,900万円余の補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、同じ資料の37ページをお願いいたします。

37ページの繰越明許費の関係でございます。

保育所等緊急整備事業費として、23年度に補助しましたうち、4カ所につきまして年度内に事業管理ができなかったために、合計で4億2,200万円余を今年度に繰り越しております。

子ども未来課は以上でございます。

○山田子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

主要事業及び新規事業の24ページをお願いいたします。

まず、要保護児童対策でございます。

説明欄1の児童養護施設等への措置費は、児童を施設に入所させたり、里親に委託した場合にその経費を支弁する事業でございます。

説明欄の2及び3は、児童虐待に関する事業でございます。

児童相談所を中心に実施する児童虐待防止対策や市町村を初めとする関係機関とのネットワークづくりを進めるための事業、児童相談所における児童の安全確認の強化のための非常勤職員の配置や備品整備などを実施することとしております。

4の里親推進事業は、里親制度の普及促進や児童相談所に専任職員を配置し、里親に対する研修や里親委託の推進を図る事業でございます。

25ページをお願いいたします。

ひとり親等家庭福祉の推進でございます。

まず、1のひとり親家庭等応援事業につき

ましては、6月補正に計上しておりますので、後ほど御説明いたします。

2のひとり親家庭等支援事業は、ひとり親家庭等が自立して、安心して生活できる環境づくりを推進するための各種事業でございます。例えば、2つ目のポツの母子家庭高等職業訓練促進事業は、母子家庭の母親が看護師等の資格取得のために養成機関に通う間、生活費相当額を支給する事業であります。

3の児童扶養手当支給事業は、ひとり親家庭等に児童扶養手当を支給するものです。

4、ひとり親家庭等医療費助成事業は、県独自の支援策として、医療費の一部を助成する市町村に補助するものでございます。

5、母子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭や寡婦の経済的自立等を図るため、修学資金や生活資金などの貸し付けを行うものでございます。

6、児童手当市町村交付金事業は、児童手当に係る県負担金を市町村に交付するものでございます。

26ページをお願いいたします。

子ども・若者への支援につきましては、ひきこもり、ニートなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供や若者を支援することを目的に、子ども・若者支援地域協議会やシンポジウムの開催などの啓発事業を実施していくこととしております。

次に、DV対策でございます。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のため、高等学校等における未然防止教育の実施や女性相談センターにおける相談対応、民間シェルターへの補助等を行ってまいります。

続きまして、6月補正予算関係でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

右側の欄の1. 児童手当費について御説明いたします。

まず、(1)児童手当市町村交付金でござい

ます。6月分の児童手当から所得制限が実施されることとなっております。従来どおり所得制限の影響を受けない5月分までは、当初予算に計上させていただきましたが、6月以降の分について補正予算としてお願いするものでございます。31億9,770万円余の補正をお願いしております。

次に、(2)子ども手当制度変更に伴うシステム改修事業でございます。

児童手当に関する所得制限の導入に伴い、実施主体の市町村において必要となるシステム改修経費を助成するものでございます。安心こども基金を財源として1億3,130万円余の補正をお願いしております。

続きまして、下段のひとり親対策費について御説明いたします。

(1)県母子寡婦福祉連合会に対する補助金として180万円余をお願いするものでございます。

(2)ひとり親家庭等応援事業でございます。就労、生活、子育ての不安を抱えるひとり親家庭を総合的に支援するため、安心こども基金を活用し、平成22年度から23年度にかけて取り組ませていただきました。今般延長された安心こども基金を財源に、平成24年度から25年度にかけて、改めて実施させていただきたいと考えております。初年度の24年度は2億1,280万円余をお願いするものでございます。これまでの2年間の取り組みで得たものを生かし、就労支援や生活支援、子供たちの教育支援などに工夫を凝らし、ひとり親の方々が、よりきめ細やかなサービスを受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

14ページをお願いいたします。

児童相談所費のうち、子供を虐待から守るための緊急対策事業につきまして、3,770万円余の補正をお願いするものでございます。当初予算での取り組みに加えまして、補正では、安心こども基金を財源とし、児童相談所

等における児童の安全確認体制や児童虐待防止対策の強化に要する費用をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課におきましては、以上を合計いたしまして、35億8,100万円余の補正をお願いするものでございます。

最後に、15ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

ひとり親家庭等応援事業は、先ほど御説明したとおり、25年度にかけて継続的に実施する事業でございます。24年度中に締結を考えております委託契約のうち、25年度分、1億8,100万円余について債務負担行為を設定するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

主要・新規事業の27ページをお願いいたします。

まず、1つ目の項目、障がい者施策の総合的な推進でございます。

本県の障害者施策につきましては、第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」を基本に、その推進を図っております。

続きまして、2つ目の項目は、保健・医療及び地域生活支援体制の充実でございます。

まず、1の重度心身障がい者医療費助成事業及び2の精神通院医療費は、障害者の医療費負担の一部を公費負担し、その軽減を図るものでございます。

3の(1)の精神科救急医療事業は、病院群輪番制による精神科救急医療体制の運営事業費でございます。

次に、一番下の1、障害福祉サービス費等負担事業は、自立支援給付費の県負担分でございます。

28ページをお願いいたします。

2の障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業は、児童福祉法に基づき、障害児入所給付費等や措置委託費等を障害児施設に支弁したり、市町村が支弁する障害児通所給付費等の一部を負担するものでございます。

29ページをお願いいたします。

下段の1、精神障がい者地域移行支援特別対策事業は、精神障害者の地域移行、地域定着を図るための事業でございます。

30ページをお願いいたします。

2の新規事業、高齢入院患者地域支援事業は、おおむね60歳以上の統合失調症の方を対象に、病院スタッフ等のチームが退院に向けた支援を行うものでございます。

次は、施設サービス等の充実でございますが、1の障がい者福祉施設整備費、2の障害者自立支援基盤整備事業、3の障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業については、昨年度と同様のメニューで施設整備等の助成を行うものでございます。

続きまして、下段の発達障がい児・者への支援でございます。

1の発達障がい者支援体制整備事業は、ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、整備委員会で支援体制のあり方を検討いたしますとともに、ペアレントメンター養成事業等により、発達障害についての社会的理解を進めていくものでございます。

31ページをお願いいたします。

中段の高次脳機能障害支援普及事業及び地域自殺対策緊急強化基金事業は、昨年度に引き続きまして、高次脳機能障害に係る相談、広報を行いますとともに、自殺対策として、対面相談や人材育成、普及啓発、市町村や民間団体の活動を支援していくものでございます。

32ページをお願いいたします。

3つ目の項目は、安心して暮らせる社会環境の整備でございます。

まず、雇用・就労の促進ですが、1の工賃向上計画支援事業は組み替えの新規事業ですが、障害者の工賃向上に関する新たな県計画等を策定するものでございます。

続きまして、下段の新規事業、コミュニケーション推進事業は、県内の企業等が行います会議や大会における手話通訳者等の派遣費用の一部を助成するものでございます。

33ページをお願いいたします。

最後の項目は、「ともに生きる社会」に向けた意識づくりでございます。

1の新規事業、障害者条例相談員等設置運営事業は、障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の施行に伴い、不利益取り扱い等の相談に応じるための体制の整備、運用及び調整委員会運営に要する経費でございます。

34ページをお願いいたします。

2の新規事業、障害者虐待防止対策支援事業は、いわゆる障害者虐待防止法が本年10月に全面施行されることから、法の円滑な施行に向けた体制整備等を行うものでございます。

続きまして、6月補正予算について御説明いたします。

予算説明資料の16ページをお願いいたします。

まず、障害者福祉費でございますが、補正額7億6,317万円余をお願いしております。

右説明欄ですが、(1)の新規事業、聴覚障がい児補聴器購入費助成事業は、障害者手帳の交付対象とならない軽度、中程度の聴覚障害児に対する補聴器購入費用の助成を行うものでございます。(4)の障害福祉サービス事業者等運営安定化事業は、新体系に移行した事業所等の運営安定化等のために助成を行うものでございます。

なお、この事業は、今年度まで延長されました自立支援基金による事業でございます。

17ページをお願いいたします。

(5)の障害者自立支援法移行促進事業及び(6)の障害者自立支援法施行円滑化事業についても、自立支援基金により、引き続き事業を行うものでございます。(7)の地域支え合い体制づくり支援事業は、介護基盤緊急整備基金事業により、障害者に対する地域での日常的な支え合い活動の体制づくりを推進する市町村に対する助成でございます。

18ページをお願いいたします。

(9)の新規事業、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業は、訪問系サービスに係る支給額が一定の基準を超える市町村に対してさらに助成を行うものでございます。

次に、2. 発達障害者福祉費は、補正額659万円余をお願いしております。

(1)の新規事業、発達障がい者支援基本指針策定事業は、発達障害児・者が全てのライフステージを通して安心して生活ができるよう総合的に支援するための基本指針策定に要する経費でございます。(2)の新規事業、発達障がい者にやさしい環境づくり事業は、発達障害に対する理解促進に要する経費でございます。

19ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費は、補正額94万円余をお願いしております。

続きまして、精神保健費につきましては、補正額3,677万円余をお願いしております。

(1)の精神科救急医療システム整備事業は、精神科救急情報センターの整備、運営に要する経費でございます。(2)の新規事業、精神障がい者アウトリーチ推進事業は、民間の精神科病院にアウトリーチチームを設置し、在宅の精神障害者への包括的なサービスの提供を行う経費でございます。

以上、障がい者支援課の補正予算額は、合計で8億90万3,000円となります。

続きまして、同じ資料の38ページをお願いいたします。

繰り越し関係につきまして御報告いたしま

す。

報告第1号、明許繰り越しでございます。

社会福祉費の上段、障害者自立支援法移行促進事業費におきましては、4件、2,822万6,000円を繰り越しております。そのうち3件は、車両調達でございますが、昨年、タイで発生した洪水のために、一部の部品調達に時間を要したため、年度内に納車ができなかったものでございます。他の1件は、作業棟の増築工事でございますが、整備予定地の農地転用手続に時間を要し、繰り越しとなったものでございます。

それから、下段の障がい者福祉施設耐震化等特別対策事業でございますが、4件、13億3,837万5,000円を繰り越しております。いずれも耐震化対応に伴う施設の老朽改築工事でございます。そのうち3件につきましては、東日本大震災とタイの洪水等の影響で、建築資材の調達がおくれたことにより繰り越しとなったものでございます。残りの1件につきましては、11月議会補正予算による補助でございます。工期に12カ月程度を要し、繰り越さざるを得なかったという事情でございます。

障がい者支援課の関係は以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

主要事業及び新規事業資料の35ページをお願いいたします。

医師確保総合対策でございます。

1の(1)から36ページの(8)までは、寄附講座や医師修学資金貸与事業等で、地域医療に従事します医師を確保するための事業や、救急医、それから産科医など確保が難しい医師の処遇改善を図るための事業でございます。

36ページの(9)から(12)までは、女性医師の就業継続や復職を支援するための事業でござ

ざいます。

37ページをお願いいたします。

(13)の医師住宅整備事業は、過疎地域等で市町村等が行います医師住宅の新築や増改築に対し補助を行うものでございます。(14)の地域医療医師教育支援事業は、熊本大学医学部が取り組む総合的な医療を身につけた医師の養成に対し支援を行うものでございます。(15)の天草保健医療圏遠隔医療等設備整備事業は、天草医療圏における病院と診療所間の連携強化を図るため、遠隔医療システム等の整備を支援するものでございます。

次に、救急・災害医療対策でございます。

1から38ページの5までは、救急・災害医療の充実を図るための事業で、ドクターヘリの運航や地域の中核的救急医療機関、災害拠点病院等が行う資機材の整備に対して支援を行うものでございます。

38ページ、6の医療施設耐震化整備事業は、災害拠点病院等の耐震化整備に対し補助を行うものでございます。

次に、小児・周産期医療対策でございます。

1と2は、小児医療対策として、小児患者の夜間電話相談シャープ8000や、高度な医療ケアを要する子供の療養支援システムの構築に関する研究調査等を支援するものです。

3番、4番は、周産期医療対策として、母体、新生児の迅速な受け入れ体制を整えるため、中核的な周産期医療機関にPHSを配備したり、地域の周産期中核病院の設備整備に対し支援を行うものでございます。

次に、脳卒中・急性心筋梗塞対策でございます。

1から39ページの3までは、阿蘇医療圏を中心に脳卒中と急性心筋梗塞の医療体制の整備を図るとともに、阿蘇医療圏の救急医療機能を向上させるため、阿蘇中央病院の施設整備等に対し支援を行うものでございます。

次に、へき地医療対策でございます。

僻地医療につきましては、自治医科大学出身者の支援等を中心に医師の確保に取り組むとともに、僻地医療施設の運営費や設備整備等に対し補助を行うこととしております。

次に、歯科医療対策でございます。

歯科医療対策につきましては、歯科医師会等が行います在宅診療、休日診療等について支援を行うこととしております。

40ページをお願いします。

看護職員確保対策でございます。

1番から3番につきましては、看護職員の確保を図るため、就業環境の整備や看護職員の養成に関する事業に取り組むものです。

41ページをお願いいたします。

4番から8番まで研修事業等を列挙しておりますが、看護職員等の確保、質の向上を図るために、看護協会等と連携を図りながら、看護職員や看護教員に対する各種研修事業等に積極的に取り組んでいくこととしております。

42ページをお願いします。

9の専門性の高い看護職員の養成支援事業は、特定の分野で熟練した看護技術と知識を用いた看護を実践する認定看護師の育成を行う医療機関等を支援するため、補助を行うものでございます。

次に、訪問看護推進対策でございます。

県内どこでも訪問看護サービスが受けられるよう、訪問看護師に対する研修に取り組むとともに、訪問看護ステーションの機能強化を図るための支援を行うこととしております。

43ページをお願いします。

医療安全対策・医療提供体制の向上でございます。

本庁と保健所に県民の医療安全に関する相談窓口として医療安全支援センターを設置し、県民からの相談、苦情等に対応するとともに、医療提供体制の向上を図るため、医療資源に係る調査や地域医療の現状について理

解してもらうための広報・啓発活動等に取り組むこととしております。

次に、6月補正予算について御説明いたします。

委員会説明資料の20ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

説明欄をお願いします。

1. 衛生諸費の(1)衛生検査所精度管理検査事業は、臨床検査施設の検査値の標準化を実施する県医師会へ助成を行うものでございます。

2番、保健医療推進対策費の(1)救急医療対策補助事業は、県救急医療連絡協議会や救急の日の各種事業等を行う県医師会に対し助成を行うものでございます。(2)のへり救急医療搬送体制整備事業は、へりによる救急搬送の受け入れ体制を強化するために必要な医療機器の整備を行う医療機関に対し補助を行うものでございます。(3)の歯科医療設備整備事業は、障害児者の歯科治療のための歯科用ユニット等の整備を行う県口腔保健センターに対し支援を行うものでございます。

次に、医務費でございます。

1. 歯科行政費の歯科医療確保対策事業は、休日診療や障害児・者の歯科診療を担う口腔保健センターに対し助成を行うものでございます。

21ページをお願いします。

保健師等指導管理費でございます。

1. 看護行政費の看護師等修学資金貸与事業は、看護学生に対する修学資金の貸付枠をふやすものです。

2. 看護師等確保対策費の(1)専門性の高い看護職員の養成支援事業は、認定看護師の資格取得に必要な期間、代替職員を確保する医療機関に対し人件費の補助を行うものでございます。(2)訪問看護ステーション強化モデル事業は、訪問看護サービスの提供が厳しい地域にある訪問看護ステーションの機能強

化のための助成事業です。

以上、医療政策課の補正予算といたしまして、総額8,907万円余の増額をお願いしております。

続きまして、説明資料の39ページをお願いいたします。

繰越明許費に係る繰越計算書について御報告いたします。

天草保健医療圏遠隔医療等設備整備事業ですが、これは、天草医療圏で進めております遠隔医療システムの導入に係る設備整備等で、複数の医療機関が共同で運用するシステムを構築するものでございます。このため、関係する医療機関間における導入するシステムや機器の整備内容について調整する必要がありましたが、関係機関の調整に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったものでございます。3億4,545万円を本年度に繰り越したものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

まず、平成24年度の主要事業について御説明させていただきます。

主要事業及び新規事業の44ページをお願いいたします。

国民健康保険制度安定化対策事業として、(1)県調整交付金、(2)保険基盤安定制度県負担金、(3)高額医療費共同事業県負担金。後期高齢者医療対策事業として、(1)医療給付費県負担金、(2)保険基盤安定県負担金、(3)高額医療費県負担金がございます。

いずれも、国民健康保険、後期高齢者医療制度が安定した運営となるよう、それぞれの趣旨に沿って、法に基づいて、一定の割合を市町村、広域連合に交付するものでございます。

最後は、後期高齢者医療財政安定化基金への積立金でございます。

次に、6月補正予算について御説明させていただきます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費でございます。

説明欄の1. 国民健康保険助言指導費、これは、全国国保地域医療学会の運営に対する助成、2の国民健康保険制度安定化対策費、これは、市町村国保に対する県調整交付金の負担割合引き上げによる増でございます。

以上、6月補正予算として28億1,000万円余の増額をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

主要事業及び新規事業の資料45ページをお願いいたします。

左の項目の生活習慣病対策に重点を置いた健康づくりの推進と次期計画策定についてですが、1の健康増進計画推進事業は、(1)から(4)までのこれまでの取り組みに加えて、今年度は、(5)の次期の県健康増進計画を策定いたします。

次の2の(1)糖尿病医療スタッフ養成支援事業で、適切な医療や療養指導等を提供できる医療スタッフの養成を支援いたします。

3の歯科保健対策の推進ですが、(4)のむし歯予防対策事業では、市町村が行うフッ化物塗布やフッ化物洗口に対して補助をいたします。

続いて、資料の46ページをお願いいたします。

左の項目の健康食生活・食育の推進についてですが、2番の健康食生活・食育の実践支援の(2)新規として、災害時の栄養管理ガイドラインを作成いたします。

次に、資料の47ページをお願いいたします。

左の項目の難病対策ですが、1の特定疾患治療費に関しては、右の備考欄に記載しまし

たように、22年度決算で県の超過負担が5億3,600万円に上りました。

4の新規のアミロイドーシス治療体制構築事業では、専門医の養成や医療連携を推進いたします。

項目のがん対策ですが、資料の48ページをお願いいたします。

4のがん地域連携クリティカルパス支援事業では、医療機関と患者が治療計画を共有するために、このパスを普及させることでがん診療連携の充実を図ります。

それから、5の新規のがん診療連携拠点病院等病理診断機能支援事業では、熊大病院で専門医及び細胞検査士を養成し、病理診断機能を補填いたします。

続きまして、6月補正予算について説明いたします。

説明資料の23ページをお願いいたします。

右の説明欄の1. 健康づくり推進費では、(1)新規の高齢者の口腔ケア推進事業、これは高齢者施設における口腔ケアの普及等を図るものです。それから、(2)同じく新規ですが、県民による健康長寿推進事業（ロング・ライフ・サポート事業）ですが、これは県民主体による健康づくりの推進に取り組むものです。

2番の栄養指導対策費、それから3番の原爆被爆者特別措置費と合わせまして、総額2,089万円余の増額補正をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○今村薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

主要事業及び新規事業の49ページをお願いいたします。

まず、説明欄上段の生活衛生環境確保対策等事業でございます。

理・美容所、クリーニング所などの営業施

設に対する監視指導や、生活衛生営業指導センターが実施する経営相談や研修事業などへの補助事業を通じまして、衛生管理の向上や経営の健全化を図ります。

次に、中段の献血推進対策事業でございます。

医療に必要な血液を確保するため、広く啓発活動を行いますとともに、特に、大学生の組織との連携や小中高校生への働きかけにより、若年層の献血者を確保いたします。

次に、下段の移植医療推進普及啓発事業でございます。

県の臓器移植コーディネーター等の活動の強化や臓器提供体制の整備などに努めるとともに、角膜腎臓バンク協会等と連携して、普及啓発活動を推進いたします。

50ページをお願いいたします。

下段の後発医薬品（ジェネリック医薬品）の安心使用及び啓発事業でございます。

県民や医療従事者の方が安心して後発医薬品を使用できる環境づくりを進めるため、県内主要病院での後発医薬品採用リストの作成、配布、講習会の開催など、情報提供に努めてまいります。

51ページをお願いいたします。

最後に、薬物乱用防止対策事業でございます。

青少年層に薬物乱用が広がっていることから、県警や教育委員会などと連携しまして、小中学校、高等学校での薬物乱用防止教室の開催、大学生への働きかけなどによりまして、薬物の正しい知識の普及を図ってまいります。

以上が本年度の薬務衛生課の主要事業でございます。

次に、説明資料の24ページをお願いいたします。

新規事業でございます在宅療養対策支援事業でございます。これは、地域単位で薬局、薬剤師による在宅医療を推進するための研修

などを行う県の薬剤師会に対する助成でございます。210万円の増額補正をお願いいたしております。

薬務衛生課は以上でございます。

よろしく願いをいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で健康福祉部の説明が終了しましたので、ただいまから、主要事業等及び議案等について、質疑を受けたいと思います。

委員の皆様方、きょうは、今、主要事業の資料と議案の資料、2つありますので、できれば、質問の際は、どの資料の何ページというふうな御指摘をいただいて質問をしていたきたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 主要事業の47ページの健康づくり推進課に関連して、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、特になんかについて、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

御説明も、さらっとあったんですけども、御承知のとおり、がん対策推進基本法というのが制定をされて、全国では、ことしの6月に新しく見直しがなされております。本県としても、来年度から、5年計画でしょうか、きちんと見直しが図られると思うんですけども、そこら辺の予算は当初の中に入っているというふうに以前ちょっとお伺いはしたんですけども、何か具体的に取組まれている内容みたいなものがあるかどうか、ちょっとお尋ねをしたいんですけども。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

今具体的に取組んでいることにつきましては、ふだんから——熊本県には、がん診療連携協議会という、主に拠点病院の方たちから構成される協議会がありまして、そこで定期的、あるいは適宜いろいろな情報をいただ

いております。

それと、熊本には、現在17のがんサロンがございます。そこには、当事者の方、御家族の方が参加されております。そういう方たちからも、いろいろ情報なり御意見なりをいただきながら、県として、どういう取り組みをしたらいいかというふうなことを検討しております。7月か、遅くとも8月までには、そういう方たちから、特に、次期のがん対策基本計画についての御意見をお伺いするような機会を設けたいと考えております。

以上です。

○前田憲秀委員 7月から8月にかけて、しっかり意見の聴取ということですので、いろんなさまざまな見直しも含めて、今までの反省点とかも御意見があられると思うので、しっかりまた聞いていただければと思います。

関連して、要望も含めてなんですけれども、がん対策に関しては、本県では、この健康づくり推進課で扱われていらっしゃるということで、ぜひ部長にちょっとお尋ねをしたいんですが、名称はともかく、がん対策推進というのは全国的に非常に今取り組まれている内容でもあると思うんですが、がん対策推進班なり、がん対策推進課、またはがん対策推進室なる部署があってもいいのではないかなと思うんですけれども、蒲島知事も、高度な医療施設を有する健康医療県というような趣旨の話もあっておりますけれども、お考えだけちょっと聞かせていただければと思うんですけれども、感想なり……。

○林田健康福祉部長 今お話の趣旨は、私も大変がん対策、死因のずっと第1位といいますか、何としても減らしていかなければならないというふうな、大変な対策だというふうには思っております。

それと関連させての組織の整備というふうなことでございますけれども、いろんな私ど

も課題を抱えている中で、ことしは発達障害児に関する施策を大変緊急的に取り組まなければならないというふうなこともありまして班を設置したというふうなことなどがございますけれども、がん対策につきまして、そういった班なり、室なり、課なりというふうなことを設置するということは、ちょっと今のところ検討はいたしていないんですけれども、今お話の趣旨は承りましたので、ちょっと検討課題としては一応頭の中に置いておきたいというふうに思います。

組織の話になりますと、私どもだけでなく、また、総務部ですとか、いろんな県庁全体との絡みでも考えなければならないことがありますので、承ったというふうなことで、済みません、今特別に一定の方向を持ってちょっと検討しているということにはございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○前田憲秀委員 今の段階では、それがぎりぎりかと思うんですけれども、しっかり重要性は受けとめるということで私も受けとめさせていただきますので、これからしっかり議論をして——大事なことじゃないかなというふうに思ひますので、最後に要望だけをさせていただきます。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 認知症の介護研修事業で、認知症のサポーターの養成をさらに今後進めていかれるということでやられておりますけれども、認知症のサポーター、今人口比でいくと日本一という状況、ありますけれども、これをさらに進めていくというのはよくわかるんですけれども、現実問題、認知症の方たちに対して、ここで地域で支える体制まで持っていこうとされていますよね。その中にお

いて、サポーターが、今後、どういう形で、どういう役割をそこで担わせるのか、担ってもらうのか、その部分がなかなかちょっと見えてないような気がするんですけども、それはどういうふうに持っていかれるんでしょうかね。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

今委員おっしゃいましたとおり、サポーターの養成については3年連続日本一ということで、これは引き続き養成は進めてまいりたいと思っておりますが、今後は、サポーターの活用がより重要になってくるというふうに考えておるところであります。

地域の中での活動ということでありまして、さまざまな活動が想定されますけれども、例えば、今高齢者の方が入っていらっしゃる事業所ですとか施設等に行って今行われておりますのは、傾聴ボランティアということでお話を聞くとか、あるいは認知症の方の、在宅の方の日ごろの見守りをする見守り活動ですとか、それから、その認知症についての地域での理解をさらに深めるということで、地域の中での——市町村によっては認知症のリーダー養成というのをさらにやりまして、その方々に地域における啓発活動ですとか、中には劇をやっているところもございます。そういう、さらに地域で認知症に対する理解を深めていくという活動にも従事していただいているところもございますし、いずれにしても、その地域のそれぞれで地域包括ケア、認知症の方の在宅の暮らしを支えていくということが重要でありますので、地域の実情に応じて、各市町村、地域で取り組んでいただけるよう支援してまいりたいと思っております。

○藤川隆夫委員 今おっしゃられたのはもうそのとおりだろうというふうに思います。

ただ、やっぱりこのサポーターの方たちが、実際地域で生活されている認知症の方にどういにかかわりを持っていくかということで、恐らく地域包括支援センターを利用していかれるのだろうとは思いますが、その部分の介入の仕方ですよ、その部分は自治体にもう任せるといふ形しかなかったすかね。それとも、その個々の人に任せるといふ話になってしまうんですかね。

実際の介入ですよ。今いろんな事業はされているけれども、これで地域で支えるといったら介入していかないといけないじゃないですか。サポーターの方たちが、認知症をよくわかっている方たちが、その人たちを支えていかなきゃいけない。そのときに具体的にある程度細かく詰めていっていかないと、養成はしたけれども、結局その人は認知症ってどういものかわかるけれども、実際に、じゃあ認知症の方がいたときにどのようなサポートをしているのか、具体的にどうやらなきゃいけないのかというのは——恐らくそこまで突っ込んだ話じゃないですもんね、サポーター養成自体も。だから、そこまで本当を言うてやってもらう。

それを理解してもらって、地域で生活していってもらうという方向に持っていかなくいけないというふうに思うんですけども、今が手始めだろうと思うんですけども、これからさらにやっぱり進めていってもらってそういう形がとれば良いと思いますし、今施設にいるスタッフをさらにスキルアップさせて養成するような話がありますけれども、研修に出ていくに当たって、今、県のほうで研修に行ったときの補助要員についての代替の費用を見るような話ありますけれども、現場サイドから言うと、やっぱりぎりぎりで行っているんで、出ていってもらうと穴があくというのが現状だと思います。いろんな研修先に行くときにですね。その付近も考えてもらえれば——できれば、その部分の補完です

よね、どういう形で補完していったらいいのかも含めて考えてもらえれば——実際に介護現場で働いていて、その認知症の実践者研修とか、いろんな研修に行くわけじゃないですか、そのときにやっぱり人手が足りなくなる、介護現場が。そのときに、かわりの代替職員といっても簡単に見つかる話じゃないので、結局欠員のままやっているというのが現場の実情だろうと思います。だから、それをどういう形で今後補完していくかというところまで踏み込んで考えていってもらえればというふうに思います。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 代替職員の件は、おっしゃいましたように、今制度として残っておりますけれども、なかなか利用しづらい面もあるというのは私も伺って——昨年、たんの吸引の研修をやりましたので、その話も伺っておりますので、そこはこういうことができるか——あれは国の緊急雇用の制度を使ってやっているものですから、できる分は少ないかもしれませんが、研修の実施については工夫できるようなところがあれば考えたいと思っておりますし、それから、今年度、今回も6月補正で出させていただいております認知症ケア推進事業のほうでは、研修に来ていただくのではなくて、そういう施設にアドバイザーの方に行っていて、施設において研修を受けていただくですとかも考えておりますし、また、認知症関係の研修も、そういう出前研修的なものを検討できたらというふうにも考えておりますので、ちょっといろいろ知恵を絞って……。

○西岡勝成委員 発達障害者の件についてお尋ねをしたいんですが、最近、その支援策なり、教育なり、いろいろ発達障害者の話がよく出てくるんですけれども、我々も、よくよく考えてみると、小学校の同級生が110人ぐらいいたんですけれども、その中でやっぱり

1割ぐらいはそういう——今考えると、そういう方がおられたのかなという感じはするんですけども、発達障害というのが、知的な部分なのか、精神的な部分なのか、肉体的な部分なのか、その辺が余りよくわからないんですけども、医監、どうなんですかね。

そして、これが早期発見と言われますけれども、胎児のときからわかるのか、それとも産後、要するに幼児になってからわかるのか、それと、治療によって改善されるというのはいろいろ——障害者の皆さん方でも、学校教育とか、そういうのを受けていくと改善される部分はわかるんですけども、果たして基本的に治る可能性があるのか、その辺も含めて教えていただければと思うんですけども。

○岩谷医監 発達障害は、一応特性というふうに理解されているんですが、大きな特徴としては、やっぱりコミュニケーションがうまくとれない、それで、各年代ごとにそれぞれいろんな問題が起こるわけですけども、大きくなって社会参加がなかなかうまくできないというような、非常に長いライフステージのそれぞれの課題を抱えているというようなこと、簡単に言いますと、そういう特性を備えたそういう方々を発達障害と言うんですが、これは、もともとそういう特性を持っておられるので、それが変わるということはずがないというふうに理解されております。

しかし、いろんな場面で、どういうふうにそういう場面に対応したらいいかというふうなことを教えることで、少しそういう社会参加を促すというふうなことが可能になるというふうな部分はございます。

ただ、これも人によってそういう障害の程度というのは随分差がありますので、そういうスキルを身につけやすい方とか、なかなかそううまくいかない方とか、いろんな方がおられるということですね。だけでも、

やっぱりそういう特性があるということを理解していくことで、その子供の特性に応じた対応をするということで、少しでも社会参加をしやすいとするというふうなことは可能だと。そういう……

○西岡勝成委員 その割合とといいますか、原因がどういうところから起こるのかまだわからない部分があるんでしょう。何かちょっとマスコミで原因みたいな話も聞いたような感じがするんですけども、そういう割合とか原因とかはある程度はわかるもんですか。

○岩谷医監 割合については、一応調査されて出ている数字というのが、文科省あたりで調査して出ている数字が6.2%でしたか、というのがあるかと思いますが、かなりその辺も、きちっとした数字というのはちょっと把握しにくい部分もまだあるんじゃないかと思えます。国によっても、そういう障害を持っている人の割合というのはちょっと差があるというふうなこともありますので、これが時代によってそういう割合というのは違うのかどうかというふうなこともちょっと議論されたりしているところもありますので、割合については、そういうまだきちっとしたところがなかなかつかみにくいというところはあるんじゃないかと思えます。これが原因というところも、まだなかなかはっきりしないというふうなところがありまして、医学的には、何かそういう子供の、例えば脳活動の特徴があるというふうなことを報告している方もおられますけれども、まだはっきりした原因というのはまだよくわからないという状況です。

○西岡勝成委員 その6%、何%という数字も私も聞いたことあるんですけども、その割には、予算的に、このぐらいで早期発見とか、支援策とか出るのかなという感じもしま

すけれども、どうですかね、その辺は。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

今回、6月補正でお願いしていますのは、基本指針と発達障害者にやさしい環境づくりということで、予算的には600万円余ぐらいの予算でございますが、全体、当初予算と既存の予算、いわゆるこども総合療育センターとか、地域療育センターというのが10圏域ございまして、相談員を置いていまして、それは発達障害だけをやるわけじゃございませんけれども、市町村と合わせて5,000万ぐらいの予算で今活動しております。

それから、県の発達障害者支援センターというのが大津の三気の里に委託して、平成14年から取り組んでおります。相談とか、いわゆる就労支援とか、もろもろの相談をやっております。

先ほど、発達障害の確定診断の数がどうかというのは、今後また24年度に文科省も調査するということではっきりするかと思うんですけども、その委託先の発達障害者支援センターでいいますと、相談件数が、平成19年に1,152件、それから23年度、昨年度は1,988件で、1.72倍ということで相談件数がふえております。そういう意味でも、今後、私どものほうでも、基本指針の中でしっかり現状と課題をもう一度整理し直して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 今度のこの補正といたしますか、6月議会の特徴というのは、先ほど林田部長のほうからも提案理由説明がありました。訪問看護、これが一つの大きな特徴ではないかというふうに思います。

そこで、今回も、ケアマネジメント推進事業だとか、体制整備事業だとか取り組まれているわけですが、この体制整備のためには、この事業をさらに進化をさせるということと

同時に、やっぱり医療とセンターとの連携と
いいですか、これが非常に大事だというふう
に思うんですね。例えば在宅療養ということ
も出てまいりました。そこで、この訪問診療
との連携と申しますか、そういうものについ
て、どういうぐあいにイメージされているか
というのが1つです。

それから、今も、発達障害の問題に対す
る、まず把握、発見という話がありました
が、そのためにも、その地域包括支援セン
ター、この体制が現状どうなっているのか、私
も何回か本会議でも取り上げた課題でありま
すが、この包括支援センターの体制が十分で
なければ、先ほど話をいたしましたケアマネ
ジメント推進体制であれ、この訪問看護の提
供体制整備事業であれ、なかなか難しいん
ではないかというふうに思っているんですが、
この辺の把握についてどういうぐあいに今な
されているのかということと、それから、推
進する上での一つのイメージ、今医療との関
係言いましたけれども、ちょっとその辺につ
いて、どなたか、どこでしょうか。担当局
は、課がふくそうしておりますけれども、答
えていただけたところでお答えいただきたい
と思います。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 順序
が逆になるかもしれませんが、地域包括支援
センター、県内に81ございますけれども、な
かなか、正直申し上げまして、いろいろ取り
組みにはかなりばらつきがあるというふう
に思っております。

その一つの理由としまして、これまで、要
支援1、2の方の介護予防、これに対する予
防給付関係の介護予防ケアマネジメントに手
をとられておったということがありまして、
部内の地域との連携等の取り組みができて
いなかったという状況がございます。

これにつきまして、介護予防事業をやるに
当たっての事務軽減のための事務処理の方法

が、国の要綱によって、平成22年以降、い
ろいろ変わって軽減されております。したが
いまして、従来に比べますと、地域包括支
援センターも、地域の中での地域包括ケアの
中心的な役割というのをこれまでよりも果
たしやすくなるかなと思っておりますし、ま
さに、今地域包括ケアが言われる中で、包
括支援センターの真価が問われる時期にな
ったのかなと思っておりますので、私ども
としまして、しっかり地域包括支援セン
ターにおいて関係職種の地域包括ケアを
進める上での連携の核になっていただく
ということ、それから、ケアマネジャー
に対する指導等、それをしっかりやるよ
うに研修等を今やっているとございま
す。

それから、今地域包括支援センターにつ
きましては、主に高齢者からの相談対応
ですとかが中心になっております。今後は
——大津町あたりは、障害者も含めた
ところで窓口を一本化しておりますけれ
ども、まだ余り全県的には広がって
いない状況であります。今後は、そ
ういう方向に進んでいくところもある
のかなとは思っております。

それから、在宅療養支援診療所との
連携ということですね。順番が逆にな
って済みません。

訪問看護は、地域包括ケアのかなめ
というふうに考えておりますけれども、
これのみで当然中・重度の方の在宅
生活を支えることはできないという
ふうにと考えておりますので、当然
在宅療養支援の診療所、病院等と
連携していく必要があるというふう
には考えております。医師会等とも
十分お話ししながら、連携しなが
ら、進めていきたいというふう
に考えております。

○鬼海洋一委員 何か話としては、それ
ぞれで非常にうまくいくような感じ
だけれども、基本は、やっぱりその
地域の中で包括支援センターとい
うのがあって、訪問看護のセンタ

一がそこにできて、これから派遣をするということになれば、その、特に今度介護保険法の一部改正によって、医療と介護の連携というのが、そのセンター部分で既に始まっているわけですね。そうすると、その部分をどこかで地域的に把握をしながら有機的な結合をさせていかないと、なかなか難しいんじゃないかというふうに思っているんです。

だから、その一つの課題は、このケアマネジャーがどれほど両面から質的向上を図るかというのが最大の課題だというふうに思うんですが、その辺の取り組みも、恐らく今回の事業の中に出ているんだろうというふうに思うんですけれども、いずれにしても、それをうまくやるためには、地域包括支援センターが、さっき話もありましたように、ばらばらじゃないですか。熊本県下の中ではあるけれども、例えば発達障害にかかわる事務についても、なかなかうまくさばくことのできないような事務量の問題だとか、包括支援センターそのものが多くの課題を抱えている現状の中で、それらとうまく関係するためには、かなりその辺の改革をやらないとだめではないかというふうに思うもんだから今申し上げたわけで、その辺の展開のイメージをどういうふうに考えていらっしゃるかとということをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○永井長寿社会局長 長寿社会局でございます。

今委員からお話があった件、今年度、特に地域包括ケアを推進していく上で、御指摘のとおり、訪問看護というのは重要な柱で、これがないと進められないという認識を持っております。

そういう中であって、当然今後、訪問看護体制、あるいは訪問介護と一体となったような体制、そういうものを充実させていくために、訪問看護が各地域の中でどういう状況な

のか、その課題の把握をまずやらせていただきたいと。

あわせて、地域の中でいろんな一つの体制ではないと思っております。例えば医療機関が中心になってやる、あるいは社会福祉法人が中心になってやる、いろんな形の支え方があるんだろうと思いますので、そういった地域ごとの、その機運醸成に向けた関係機関なりとの打ち合わせとか、協議とか、そういったものもあわせて進めていきたいというふうに思っております。

○鬼海洋一委員 おっしゃるように、ばらばらですね。地域の中では、おっしゃるように、医療機関がやっているステーションもあり、福祉の関連でやっているところもあり、そういうばらばらな状態であるものをどうやって地域的にうまく機能させていくかという意味での、トータルとしてのコーディネートする場所というのが必要ではないのかなというふうに思っています。それは、地域包括支援センターがその役割を果たしていかなくならぬというふうに思っているわけでありまして、ここら辺をもう一遍状況を点検、把握をされながら、地域の中での統一した対応ができる体制をつくってほしいというふうに思うのが1つです。

それから、それをやればやるほど今度は医療関係のニーズが出てくるんですね。在宅医療についてということもこの中に当然出てまいりました。あるいは知事もそういうぐあいに言われている、それに対して訪問診療をどうしていくかというもう一つの課題が出てくるわけですが、その辺については、今回のこの流れの中でどういうぐあいに位置づけておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

在宅医療に関しましては、現在地域支援診療所等において取り組んでいただいておりますところでございます。この辺の課題につきましても、今認知症対策・地域ケア推進課のほうで取り組みます地域の課題を分析する中で、一緒に考えていくということになるかと思っておりますけれども、現在、次の保健医療計画の策定の作業を進めておりますけれども、その中で県の医師会等ともお話をさせていただいております。その辺で、実際に取り組んでおられるお医者さん方からも、実情とか、課題等を聞きながら、私も、対策、必要なものを考えていきたいというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今回私も代表質問する上で、県とそれから市町村との関係について——さまざまの事務あるいは権限移譲が県から市町村になされているわけですね。膨大な数、膨大な事業が市町村に権限移譲されています。

例えば、施設の設置等の認可というんですかね、設置にかかわる事務についても市町村が担当する、——先ほど藤川先生のほうからもお話がありました、県でもう少し管理、監督を徹底すべきではないかと、指導すべきではないかというお話もありましたけれども、かつて県が持っていたものが既に地方において、県が及ばない、なかなか権限行使ができないような状況になっているということについても、もう一回、この福祉にかかわるさまざまの事業を展開する上で、整理をすべきことではないのかなというふうに改めて実は今回思いました。

例えば小規模特養ですか、ああいうのはもう今まで県が持っていたやつが、地方が権限を、設置の決定をするわけですね。なかなか県から指導が届かない。見てみると、無数に、200ぐらいの事業所が私の宇城市の中にできている。これ、どうやって統括して指導

していくのかなど。日常のサービス体制についても点検するののかという意味では、恐ろしいような感じを持つわけですが、その辺で、医療政策課ですか、どういうぐあいにそういう事務の流れの中での県としての指導体制について、いかがお考えでしょうか。

○三角医療政策課長 済みません、今施設……。

○鬼海洋一委員 さまざまの権限が市町村におろされているという現状の中で、県として行使すべき権限というのはどういうぐあいに今——そぎゃん問題は感じたことないですか。

○三角医療政策課長 済みません、ちょっとあれかもしれません。医療に関しては、権限は、特に市町村におりているという……。

○鬼海洋一委員 福祉。

○三角医療政策課長 福祉ですと、ちょっと済みません……。

○永井長寿社会局長 長寿社会局のほうからお答えをさせていただきます。

今の委員の御指摘がございました小規模の特養という、これは地域密着型の特養ということで、定員は29名以下でございます。これは、事業主体は、おっしゃるとおり市町村でございますので、地域密着型の特養については、その権限は市町村が行使される。

ただ、いわゆる特別養護老人ホーム、これは、介護保険上は介護老人福祉施設と申しまして、二枚看板になってございます。老人福祉法上の指定につきましては県が持っておりますので、そういう意味でのかかわりはございます。

加えまして、介護サービス事業所、これは

施設系に限らず、いろんな通所介護であるとか、訪問介護等含めたところで、多分やがて3,000ぐらいあるんだろうと思いますが、そういったところにつきましては、県がそれぞれ集団指導を年に1回やっております。これは事業所の類型ごとにやっている状況がございます。それから、場合によっては実地指導等を介護保険法に基づいて行っているということで、その適正な運営等々につきましては、県のかかわりは当然依然としてございます。

ただ、特に熊本市との関係で言いますと、熊本市への権限移譲、政令指定都市に移行されたこと等に伴ってございますが、そのあたりの指導等につきましては、市と県と連携をとりながら、その内容についてはそごが生じないような形で、協力しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 現場の中、見てみて、何か恐ろしいような感じがするわけですよね。もう膨大な施設が、県だけではなくて、市町村の権限でできていっている。その日常の運営というのが正常に行われているかどうか、まさに対象者の奪い合いみたいな状況ができていて、この中で正常な福祉という意味での事業がどれほど行われるかということについては、よほど県と市町村が連携をとっていかないと大変なことになるのではないかなというふうに感じるものですから、あえて申し上げましたが、その点も、ぜひ市町村と連携をとられて、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

○小早川宗弘委員長 私からちょっと質問いいますか。

18ページの発達障がい者支援基本指針策定事業というふうなことで、先ほど西岡先生からもちょっと——鬼海先生からも話がありま

したけれども、これは、どれぐらいの時期までに、こういったメンバーの中で策定をされていく考えですか。

○西岡障がい者支援課長 今年度いっぱいにつくるといって考えております。

それから、メンバーにつきましては、やはり当事者の方はもちろんですけども、学識経験者の方、それから現場で相談等を受けている方、教育関係者、そういう方もろもろ入れまして、今6月ですので、7月以降基本指針の策定の検討委員会というのを立ち上げて取り組んでいきたいと考えております。

○小早川宗弘委員長 わかりました。教育委員会のほうは、ぜひメンバーに入れていただきたいかったですから。

私も、ちょっとこの発達障害については、ずっとここ3～4年ほど重点的に取り組んできたものですから、——早期発見、早期療育は非常に重要なんですね。早期発見をして早期療育をして、そして、一番今私が感じることは、福祉の分野と教育の分野で非常に高い壁があると。乳幼児期の支援が、教育、小学校に入ってから途絶えてしまうというふうなことで、親御さんも非常に困り、学校の先生方がなかなか——特別支援教育を担当している教員であっても、何か福祉の分野で積み重ねてきた療育というのを理解せぬ先生方も非常に多いというふうなことで、その辺をうまく移行支援ができるような形、もっとほかにも生涯にわたるこの支援計画というのも必要でしょうけれども、私はそこが最大のネックだと今感じておりますので、どうかその辺がうまく位置づけられる計画にしていきたいと思います。

ほかに質問。

○田代国広副委員長 生活困窮者が、生活保護ですね、ここにも資料がありますが、年々

増加傾向にあると。これは全国的傾向と言われているようですが、最近問題なのは、国会でも注目となりました不正受給といいますか、これが非常にふえておると。ある県での調査の結果、非常に不正受給者がふえてきたと、そういった調査が出てきておりますが、本県において、不正受給の実態、そういった調査をされたことありますか。あるいは今後そういった不正受給に対する調査をする考えありますか。それが1点。

もう一点は、子育て問題で、応援事業と支援事業でございますね。今度予算がついておりますが、25ページの主要事業のひとり親家庭の応援事業と支援事業、何か応援も支援も同じような意味がするんですけれども、これは一緒にいけない、分けなきゃならない理由。それと、応援じゃ今回の補正予算に予算措置されておりますが、この関係で1億8,000数百万円債務負担行為をしていますよね。これは25年と書いてありますが、この2億必要の中に債務負担行為の関係の予算は入っているんですか、それとも入っていないんですか。

それと、債務負担行為の財源の担保、これはどうなのかについてお尋ねしたいと思います。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活保護受給者の不正受給の件でございますけれども、私どものほうで毎年――県の福祉事務所はもう当然県のあれですから情報はもっていますけれども、市の福祉事務所分につきましても、不正受給がどれくらいあったのかというのは調査をいたしております。直近の数字でいいますと、平成22年度におきまして、県全体で199件、金額にしまして1億1,500万円ぐらいの不正受給があつてございます。

この不正受給の中身はどういったものが多いかといいますと、やはり就労収入があつた

のに申告をしていないとか、あるいは過少申告をしたりとか、それから、あと、年金が遡及して来たのにそれを申告しなかったとか、あるいは交通事故とか、そういった慰謝料が来ているのにそれを申告せずにもう使ってしまったとか、そういった事例が多くなっております。

私どもとしましては、生活保護受給者の方々には届け出の義務というのがございます。その収入状況に変化があれば、必ず届け出をしてくださいというのがありますので、未然防止の意味で、その辺をしっかりと皆様方には御理解いただくように、毎年「保護のしおり」というのを配りながら、こういう届け出の義務がありますので、しっかり守ってくださいというお話をさせていただいています。

そのほかに、不正の中でも特に悪質なものを――初めからだますようなことで不正受給をされると、これはもう制度の信頼を揺るがすような話になりますので、そこは厳正に対応するよにということで各福祉事務所を指導しているところでございます。

以上でございます。

○山田子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

ひとり親家庭等応援事業について御質問いただきました。

ひとり親家庭等応援事業とひとり親家庭等支援事業、名前は似てございますが、この応援事業というのは、安心こども基金という国の基金をもとに2年前から始めておりますものでありまして、一方、このひとり親家庭等支援事業というのは、例えば自立支援センターといったところへの相談を行うという、いわば、その前からずっと連続と続けている事業でございます。

ひとり親家庭等応援事業は、この基金をもとに2年前から行ってありまして、さっきの2億1,000万というのは24年度分でございます。

す。これと、先ほども申しあげました債務負担行為を合わせた額で24年、25年となっております。

担保としまして、国の安心こども基金で全額この事業を行っておりますので、国の基金が担保ということになると思います。

以上でございます。

○田代国広副委員長 生活保護関係ですけれども、ある県の調査で非常に不正受給者がふえてきておると、大幅に。確かに、困っている方々には、そういった公助で手を差し伸べなければなりませんけれども、そういった悪質な、いわゆる不正受給、これはやはり行政サイドがしっかりと、我々が監視して是正していく責任があると思うんですよ。ですから、残念ながらそういった社会状況になってきつつありますから、非常に昔は恥の文化があつて、あんまりこういうのなかったですけれども、最近では、そういった不正受給するというような許しがたい行為ですから、これについてはしっかりと対応していただいて、これから先もお願いしておきたいと思いません。

○小早川宗弘委員長 それでは、これはもう時間、12時過ぎておりますので、ここで昼食の休憩をとりたいというふうに思います。

再開は、ちょうど1時間後の1時20分から再開したいと思います。

吉永先生、済みません、一番にまた質問していただきたいと思えますけれども、手が挙がっておりますけれども。

ここで休憩いたします。

午後0時19分休憩

午後1時19分開議

○小早川宗弘委員長 時間となりましたので、委員会を再開いたします。

先ほど質疑の途中でありましたので、吉永

委員のほうから質問を受け付けます。

○吉永和世委員 医療政策課にお尋ねいたします。

熊本型ヘリ救急搬送体制というのは、具体的にどういうふうな形を考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

熊本型ヘリ救急搬送体制でございますけれども、これにつきましては、これまで病院間搬送を担っておりました防災消防ヘリ「ひばり」と本年1月に就航しましたドクターヘリ、この2機による搬送体制のことを示しております。ドクターヘリにつきましては、主に現場救急のほうを担当いたしておりまして、防災消防ヘリにつきましては、現在病院間搬送を主に担っております。この一つの特徴が相互補完ということで、例えばドクターヘリが現場救急に出た後、その後また現場救急の要請が入った場合、これにつきましては、ドクターヘリのかわりに「ひばり」のほうで、熊本医療センターの医師をピックアップいたしまして、現場救急に向かうという形をとることにしております。また、反対に「ひばり」が病院間搬送をしております間に、また病院間搬送の要請が入った場合には、ドクターヘリのほうが病院間搬送の任に当たるといような形で運用を行っているところでございます。

○吉永和世委員 熊本の現状で、今ドクターヘリが入って非常にいい環境ができたと思うんですけども、夜間搬送で、夜間、ヘリが飛んでいないという今熊本の現状、まあ、全国的にも飛んでいるところは少ないというふうには思っているんですが、最近、福岡県で何か夜間も飛ばすという、そういった方向で予算化されたという話も聞いているんですけど

れども、できれば熊本型の中にそういった夜間搬送の部分も入れてほしいなというふうに思うんですけれども、そういった検討というのも全くやっていないという状況なんですか。

○三角医療政策課長 夜間搬送につきましては、まず人員的な問題、それから当然財政的な問題、それから施設の問題、こういったものがございまして、現時点では、なかなか難しいというふうに考えております。

それから、先生が今お話しされました分については、八女市の記事かと思えますけれども、これにつきましては、基本的に、私どもが確認しましたところ、八女市のほうのヘリポートの整備をするというのが中心のようございまして、正式に夜間運航するというようなものではないというふうに福岡県のほうからは聞いております。

まだ、運航会社のほうもそこまで具体的な話になってはいないということでございまして、やはり安全性の問題ですとか、そういったものございまして、実現にはかなりハードルが高いものというふうに承知しております。

○吉永和世委員 わかりました。ぜひ、いろいろ事情があるかと思いますが、できれば将来飛ばす方向で検討いただければなというふうに思います。

それと、画像等伝送システム、阿蘇で今、これはもう使っていらっしゃるんですか。どうなんですか。

○三角医療政策課長 モバイル・テレメディシンと申しますけれども、これは、救急車のほうに心電図とかカメラを搭載いたしまして、搬送途中の状況を病院のほうに伝送するという、これはまだ試験段階でございます。昨年度、一応阿蘇の消防組合のほうと一緒に

なりまして、その伝送実験を行ったところでございます。

心電図の伝送等につきましては、病院のほうからも高い評価を得ております。映像についても、ケース・バイ・ケースではございますけれども、有用だというお話もございまして。ただ、私どもの中で、ちょっと機器のトラブル等もあつたりしまして、十分な画像のデータがまだとれてない部分がございますので、またことし引き続き阿蘇のほうで実験を続けていきたいというふうに——その中で、その結果を踏まえまして、また検証いたしまして、導入に向けた協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○吉永和世委員 実験も結構長いんじゃないですかね。一昨年かな、だけん21年ぐらいからやっているんですかね。

○三角医療政策課長 済みません、うちでは去年から。済みません、いろいろちょっと段取りの話ありまして、去年は、年がちょっと後半のほうでしかやれなかったという事情がございまして、十分ちょっと件数がとれなかった、それから、ちょっと最初のほうで機器のトラブルがありましたので、件数がどうしても少なかったということでございます。

○吉永和世委員 ヘリが飛ばせないんだつたら、こういったいいシステムがあるとするならば、我々地域というのは非常に救急搬送体制、ちょっと不利がある地域なんで、できれば早く実験終わらせてもらって、こういったものを導入するなら導入するで、ぜひ環境整備をちょっとしていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一個、フッ化物洗口、うちの地域、フッ化物洗口、ほとんど進んでなくて、一つの原因として——いろんな原因があるん

でしょうけれども、一つの原因として、薬剤師会がちょっと反対しているというふうに聞いているんですけども、その反対理由、もし聞いていらっしゃるんだしたら、ちょっと教えていただければと思うんですが。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課です。

反対の理由は、1つは、薬剤師会のほうからの反対の理由は、小中学校では、フッ化ナトリウム、試薬を使うんですが、それが薬剤ではないというふうな理由だと聞いております。ただ、国は、昭和60年に方針を出した時点で、それについても特に薬事法違反とかに当たらないというふうな見解が出ていますし、国が出したガイドラインとかマニュアルにもそれを使うやり方が記載されていますから、担当課としては、それで進めている状況です。

○吉永和世委員 薬剤師会が使えて言っているものと、今使っているものとは同じということですか。

○佐藤健康づくり推進課長 物としては一緒です。ただし、薬剤として認められているやつは調製したときの濃度が薄いので、保育所、幼稚園でやっている週5日法という方向になります。それに関しては、薬事法で認められた薬剤が販売されています。ただ、小中学校に関しては、週5回法というのはかなり現場の負担が大きいので、かわりに週1回法、少しフッ素を濃くした洗口液でうがいをするようにしています。それは薬剤がありませんので、試薬を使ってフッ素洗口をしています。

○吉永和世委員 そこら辺、薬剤師会、何か話して、ちょっと前に進むようにしてもらえませんか。何か試薬使ったらだめだ、こ

ちならいいとか、何かそんな話に思うんですけれども、試薬でよかったら試薬でいいんだということをはっきりおっしゃっていただいて、いいものはいいものとして推進できるような形で、ちょっと県としても応援していただければ非常にありがたいというふうに思いますので、そこら辺……。

○佐藤健康づくり推進課長 これまでもいろんなルートで説明は続けてまいりましたが、今後もそこは粘り強く続けていきたいと考えております。

○吉永和世委員 お願いします。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○松岡徹委員 せっかくの機会ですので、幾つかお聞きしたいと思いますが、委員長と相談したら2つずつぐらい分けてやりとりして進めてくださいということでしたので、そういうことで進めたいと思いますので、委員の先生方も、ひとつよろしくお願いします。

最初、簡単なやつで、説明資料、補正予算関係の11ページの子ども未来課の児童健全育成費の補助団体名、これを具体的にちょっと教えてください。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

人権・同和教育啓発対策研修費の補助団体ですけれども、熊本県就学前人権・同和教育研究協議会というところでございます。

○松岡徹委員 主要事業及び新規事業の説明の10ページあたりの介護保険関係ですけれども、介護保険が改正されて、生活援助が、それまでは30分間から40分未満、60分以上とあったのが、20分から40分、それから45分以上ということになったんですね。ところが、こ

れはもう現場では大混乱で、利用者もヘルパーさんも大変で、私自身も厚生労働省に行つて何ちゅうことかということでやったんですけども、それで、3月16日に、厚生労働省から、これについての通知が行っていると思いますが、その辺についてはどういう取り扱いになっているかと。

それから、2つ目に、介護保険料が4月に上がって、後でちょっと触れますけれども、後期高齢者医療も上がって、合わせると1万ぐらいになるんですね。5,138円と4,439円と、年金からこういうのが天引きされるということですね。それで、介護保険については、介護保険財政安定化基金とそれから市町村の介護給付準備基金、これを合わせて何とか抑えるというかな、県からの支出はここに出ていますけれども、もう一つの市町村の介護給付準備基金の活用というかね、これは実際市町村ではどうなっているかなと。42条に基づく減免では、全国では529市町村、大体33%ぐらいがやっているというのをちょっと僕は何かで見たんですけども、その辺のところはどうなっているか、お聞かせ願えればと思います。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 済みません、実は、最初おっしゃいました3月16日付の通知が、申しわけない、ちょっと今すぐに頭に浮かばないのですが……。

○松岡徹委員 それは、平成24年度介護報酬改定に関するQ&Aと、厚生労働省老健局老人保健課で3月16日付で。ここではどういうことが言われているかということ、ちょっとせっかくだから読みますとね、簡単に。

「これまで提供されてきたサービス利用者の意向等を踏まえ、新たな時間区分」――さっき言った、「時間区分に適合させることを強いるものであつてはならず、見直し以前に提供されていた60分程度のサービスや90

分程度のサービスを45分以上の生活援助として位置付け、見直し後も継続して提供することは可能である」と。

要するに、短縮したけれども、現場は混乱して実際まだ大変なんですよ、45分とか30分とかできないから、従前どおりにやっていいですよという通知を出しているわけ、厚労省が。それが県内ではどうなっているかということですかいいね。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

報酬改定につきましては、今おっしゃったような制度改正があつた旨の通知といたしますとか、各訪問介護事業者等へのお知らせでありますとか、その辺はやっていまして、ちょうど今先週から、そういう介護報酬の改定について、たまたま事業者に対しましての説明会みたいなものをしていまして、その中でもお話をさせていただいていると。実態、今どうなっているかにつきましては、うちのほうでは把握はいたしておりません。

○松岡徹委員 僕が聞いているのは、この3月16日の通知、これは、そんなら県は見えないわけ。見ているならどういう中身か言ってごらん、見ているならば。

○中島高齢者支援課長 県のほうで、文書が来まして各事業者に通知をしているという状態です。

○松岡徹委員 ただトンネルで、ただ事業所におろしているだけ。

○中島高齢者支援課長 ちょうど今集団指導というのをやっておりまして、そういう中で、今回の介護報酬の改定、そればかりじゃなくて、いろんな改正があつておりますので、それを含めて説明申し上げております。

○松岡徹委員 いや、改定はあったけど、それについて実態に合わぬから——例えば具体的にはこういうふうなことを書いてあるんですよ。

問いに、「訪問介護では、時間区分の見直しが行われたが、介護予防訪問介護のサービス提供時間に変更はあるのか」と、これが問い。答えは、介護予防訪問介護サービス提供時間は今回の改定では変更ない。

こういうふうには書いていますよ。だから、さっき言ったように、時間区分を変えたけれども、実際上は、厚労省は、これは取り消す通知を出しているわけ。そこをはっきり県として、もちろん事業所にもだけども、市町村にもきちっと徹底しないと現場の混乱は解決しない、そのためにわざわざ出したわけだから、そこはどういうふうに認識して、どういう位置づけしてやっているかというのを聞いているわけだ。

○小早川宗弘委員長 松岡委員、ちょっと県の認識がかなり低いようでやりとりができませんので、持ち帰ってその通達を確認していただいて、県としての見解を後から松岡委員に伝えていただきたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

○松岡徹委員 それはもうしょうがないね。

○大村認知症対策・地域ケア推進課長 今、委員のほうからお尋ねがありました別なお尋ねの——よろしいですか。

今回介護保険料が上昇するというので、それを抑制するための方策として、1つは、県の介護保険財政安定化基金の取り崩しでございます。これにつきましては、県内の市町村平均で、約1カ月で、平均で77円程度の抑制ということになっております。

それから、市町村が積み立てておりました、いわゆる余剰金と申しますか、準備基金、これにつきましては、県平均で250円の取り崩しでの、一月に直しますと250円の削減ということでありまして、合わせまして327円、本来の保険料よりも実際の保険料のほうが安くなっているということでございます。

○松岡徹委員 わかりました。

次に、社会福祉課に3点ほど聞きたいと思えます。

1つは、生活保護問題ですけれども、いろいろ例の芸能人を使つてのバッシングとかあっているけれども、実態を見ると、日本の場合は人口比では1.6で、ドイツが9.7とか、イギリスが9.3とか。それから、貧困層に対する捕捉率でいくと、日本は大体2割弱なんですけど、フランスが9割、イギリスが87、ドイツが64、スウェーデンが82というんで、非常に今210万とかにふえたというけれども、人口比でも貧困者層の捕捉率でも非常に低い状態にあるわけですね。

そういう中で、生活保護に対していろいろ——生活保護問題は命綱だからあっているわけだけれども、その扶養の問題で、私の理解するところを、3つほどのランクといふかな、1番、夫婦とか、大人になる前の子供とかというレベルと、あと、兄弟姉妹とか、3等級とか、そういうのがあると思うんですよ。ところが、今、厚生労働大臣なんかは、扶養についてのできない理由を届け出義務にするような検討をするなんて、とんでもないことを言っているわけですね。

私は、札幌とか北九州なんかで餓死や孤立死があったときに、前の夫に扶養ばしてもらえとか言うて保護をおろさぬ中で、餓死したり孤立死したりなんかあるんですよ。だから、そこら辺についての県の社会福祉課、熊本県としての見解はいかがかということが1つね。

それから、2つ目に、生活保護問題で、この市町村の処理に対して不服審査請求をすると、60日以内に。それがあつたら、50日以内に裁決をせんといかぬと。ところが、熊本県の場合は、2年前からのやつがずっとまだ未処理のままになっているわけですね。今、大体大まかに分ければ、5カ月以内にせにゃんとが幾つ残って、いつごろ、どういうふうにするのかということですね。

それから、3点目で、この資料の19ページの社会福祉施設指導監督のところ、この中で、和水町にある社会福祉法人について、県のホームページで見るとひどいことが書いてあるんですね。理事会も開いてないのに記録をつくっているとか、土地の取得が非常に不明朗というふうなことが書かれている。それで、私が調べたら、例えば、監事の人2人いるのに、理事会に出ていないのに、開かれてもいないのに出たような形で理事会の記録がつくられているとか、土地については、大体身内から土地を2,000万ぐらいで買って、大体普通の土地の倍ぐらいの土地を買って荒れ放題になつるとか、おまけには、裏金までためているとか、そんなひどい話が具体的に証言として出されているわけですね。

県としては、ここで、ホームページであるように、監査で指導を強めるというふうに書かれているけれども、こういうところは、本当に社会福祉法人のあり方として断じていかぬと思う。その辺については、どういう対応で、めどとしてはどんなところを考えておられるか。

3点ですね。社会福祉課に。

○田端社会福祉課長 まず、第1点目の扶養義務の関係でございますけれども、民法に定める扶養義務につきましては、生活保護に優先するという取り扱いに現在なっております。民法上の扶養義務につきましては、絶対的扶養義務者ということで直系血族、これは

親子になります。それから兄弟姉妹、配偶者、それから、もう一つが、相対的扶養義務者ということで3親等以内の親族が扶養義務があるということになっております。ただし、相対的扶養義務者、3親等以内の親族に限っては、特別の事情があると裁判所が認めた場合に扶養義務が生じるというのが民法上の取り扱いでございます。

委員からもお話がありました、絶対的扶養義務者の中で、夫婦、それから未成年者の子を持つ親につきましては、生活保持義務関係ということで特に強い扶養義務が課せられております。それが民法上の取り扱いでございます。それが民法上の取り扱いでございます。生活保護におきましても、この取り扱いを準用してやっております。

実際には、生活保持義務関係にある夫婦であるとか、未成年の子を持つ親は当然でございますが、親子関係であるとか、それから3親等内でも扶養が期待できる方につきましては、扶養の調査を毎年1回やるようにしております。

先ほど言われました厚労大臣がおっしゃった発言の件ですけれども、これは新規申請時の話だと思います。

現在の取り扱いについて御説明申し上げますと、平成20年に事務次官通知が出ておまして、生活保護の実施要領の改正が行われております。そのときに、生活保護は申請に基づき開始することが原則であると。保護の相談に当たっては、相談者の申請権を侵害しないことはもとより、申請権を侵害していると思われるような行為は厳に慎むことという通知が出ております。

その中で、具体的には、相談があつた場合には、保護制度の仕組み等を十分に説明をすること、それから、申請の意思が確認されたものに対しては、速やかに保護申請書を交付することということになっております。あくまでも申請権を侵害するような行為は厳に慎みなさいということでございます。

扶養義務者につきましても、現行の取り扱いにつきましても先ほどのおりでございますが、これが、その保護の要件のように、事前に、相談時に説明することは申請権を侵害するおそれがあるので、そういうことはしないようにというふうな取り扱いで現在やっております。

それから、2番目の審査請求についてでございますが、これにつきましては、昨年度の決算委員会でもちょっと御説明申し上げましたけれども、御指摘ありましたように、ちょっと処理ができております。

審査請求がございまして、裁決書というものを書いて出すことになりまして、その間に、反論書を出していただいたりとか、弁明書を出していただいたりとか、いろんな手続がございまして。それを判例等に比較検討しながら、詳細に専門的な分析を行って裁決書を書くということになります。

おっしゃるとおり50日以内というのがございまして、なかなか審査請求がちょっと大量に来ていて、処理ができております。ことしになりまして、文書課のほうともちょっとやりとりをさせていただいておりまして、早急に裁決処理をするように、スピード感を持ってやるように、文書課とも話をしながら今進めているところでございます。

それから、社会福祉法人の監査についてでございますが、私ども、監査のほうで、土地取得に関する評議員会、理事会での議事がきちんと行われていないというふうなことでホームページに載せております。それはもう既に監査指摘結果の通知を出してございまして、改善結果の報告もいただいております。ただ、それについては現在検討中というふうになっております。したがって、私どもは、継続して、それがどういうふうに変更されるのかについて、今後とも引き続き監査の中でやっていくつもりでございます。

それから、裏金云々に関しましては、ちょっとまだ私ども事実関係をつかんでおりません。今後しっかりと事実関係をつかむようにやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松岡徹委員 1つは、保護の問題は、ああいういろんな事件が起きたときは、水際作戦ということで、いわゆる扶養者を探せとかということをやっている中で、本当に悲しい出来事が各地で起きたわけですね。特に北九州と札幌が代表的に言われますけれども。くれぐれもそここのところは、今、課長がおっしゃった立場でやっていただきたい。

それから、不服審査請求についても、いろいろ調べてみると、どうも社会福祉課だけの責任じゃないごたあると。文書課のほうでとまるとというのが、他の部のことじゃあるけど、あるようですね。ですから、これは、部長か局長あたりで、他の部との関係だから、よく話し合って、やっぱり50日となるとのが2年もたって未処理というのは、いかに文書が煩雑といえども、50日のできるから50日になっているわけであって、よろしくないということで、これはちゃんとしておきたいと思っております。

それから、社会福祉法人の問題は、私もかなり詳しく調べてみたら、これは本当にひどい実態が、それが事実ならあるんですね。ですから、もう一步踏み込んでやっぱり調べないと、結局、私なりに議員としてやるべきことはやろうと思っております。大きく問題になったとき、県は何しとったかということにやっぱりなるわけですよ。そここのところは心して、きちとした指導監査をやっていただきたいと思っております。

委員長、続けて。

障害者関係ですね。27ページの関係になるかと思っておりますが、重度心身障害者の医療費助

成事業の件ですけれども、これは子供医療費の問題でもちょっと言ったんですけれども、現物給付ですたいね。障害者の場合は特にまた大変なんです。障害の度合いもあるけれども、一旦払ってまたもらうというか、だから、この重度障害者の医療費助成については、それをやると国からペナルティーがあるからですね。それはもう知事も、それは国に再度言うとおっしゃったけど、これはまたまた子供の問題とはまた違った意味で深刻なんです、いろいろ聞いてみると、障害者の方のいわば窓口払いというのは、これは何とか急いで改善できないかなと。

それから、2つ目に、助成対象が、今、身障者手帳の1・2級と療育手帳のAになっているけれども、これを3級や療育手帳のBまで広げてもらえないかという声がいろいろ各地で聞きますので、御検討いただければと。

それから、3点目に、高齢の障害者の方の問題で、僕は本当に――65歳になったら、障害者福祉サービスから介護保険になるわけですね。介護保険になった場合に1割負担になるじゃないですか。補装具とか何かも出ないじゃないですか。そこら辺のところは、やっぱり制度の僕は矛盾じゃないかな、欠陥じゃないかなと思ひまして、そういう点をひとつ。

あと、最後ですけれども、申しわけありません。後期高齢者医療の問題ですけれども、後期高齢者医療では、県も相当なお金を、12分の1ということで、250億ぐらい出しとるわけですが、広域連合で決めることだから県としてはなかなか直接は言えないかもしれぬけど、例えば保険料の収納率を調べたら、熊本は99.26%で全国25位と。滞納率は1.64で13位なんだけど、短期保険証の交付数は、絶対数で、全国で5位なんです。だから、率ですればもっと高いということに。短期保険証というのは、要するに、コンタクトをとって話し合うという機会の問題だから、これは

やっぱりそういう機会をふやすべきであって、改善できぬかなという点ですね。

もう一つは、後期高齢者医療でいろんな助成事業があるんですね。健診とか、はり、きゅうとか、ずっと幾つか7つぐらい調べてみたら、九州の全ての県にあって、熊本県だけにはないのがあったんです。それは、はり、きゅう、あんま、マッサージの助成ですよ。熊本県だけがない。これは、やっぱりこういうところは何とか補っていくべきではないかなというようなことです。

幾つか、多岐にわたりましたけれども、答弁いただければと思います。

○小早川宗弘委員長 まず、障害者関係について、西岡課長。

○西岡障がい者支援課長 重度心身障害児・者医療制度でございますけれども、基本的には、現状としましては、県のほうでは、大体県下全域で4万6,000人強の助成対象人員と17億の助成金を出しております。基本的には、この事業そのものは、市町村が実施主体として県が助成するという制度になっているわけですが、現在現物給付をやっている市町というのは、熊本と天草というふうに聞いております。それも一部現物給付という状況でございます。現物給付がなかなか市町村のほうで広がらない理由としては、やはり現物給付になると窓口での受診者の負担が軽くなるということで、1つは、医療費の増大につながるおそれがあるということと、先生もおっしゃいましたけれども、国保の国庫負担金のいわゆる減額措置等があるということで、現物給付をすると減額措置があるということで、市町村の負担もさらにふえるものですから、なかなか現物給付に踏み切れないという状況はあるというふうに理解しております。

それから、2つ目の対象者の問題ですけれ

ども、この重度心身障害児というのは、やはり県と市町村で制度を構築しておりまして、県によって微妙に制度が異なっております。熊本県の場合でいいますと、先生もおっしゃいましたけれども、身体障害者の1・2級、それから療育手帳のA1からA2、それから熊本県は、他県は少ないと聞いておりますけれども、精神障害者保健手帳の1級、これも入れて一応助成しております。そういう意味では、他県よりかなりちょっと広げた形で今現時点ではやっているというふうに私どものほうは認識をしております。

それから、3点目の高齢の障害者ですけれども、基本的に、やはり介護保険と自立支援法が競合する、同じようなサービスがある場合は、原則としては、介護保険のほうを優先して適応するというところでございますので、それを踏まえて一応対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○松岡徹委員 今のことについて——後期高齢者は後で。

今の件で、医療費がかさむというのは厚生労働省が言うのとですたいね。この前、僕は厚生労働省に行って、やかましゅう言うたたい。人の命が助けられるのに医療費がかさむという理屈が立つかと、何のための厚生労働省かと僕は——若手の課長補佐が3～4人来とったけど、言うたんですけれども、そういうところにやっぱり予算を使うべきだと。それが1つと。

ペナルティー問題もけしからぬ話でね、だから、それは何とかある程度——乳幼児医療費のペナルティーの問題では、よその県がしとったのは、半分を県が補ってやるというのをやとったんですよ。いろいろ工夫をお願いできぬかなということですね。

それと、高齢障害者の問題は、やっぱりそういう制度の矛盾があるわけでしょう。65歳

になったら、今までは無料だったのが1割負担になったり、補装具なんか出ないんでしょう。私は、そういう点は、やっぱり制度の改善をいろんな形で国に求めていただきたいし、できるならば、県として、それまでは、ある程度のカバーをするようなことも御検討いただけぬかなと要望しときます。

○小早川宗弘委員長 後期高齢者関係で林田課長。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

短期証の後期高齢者医療制度における発行についてということでございます。

後期高齢者医療制度における短期証につきましては、委員先ほど御説明のとおり、保険者である広域連合が、実際の徴収は市町村でやっていますけれども、それと、御本人との間、滞納されている方々との間でできるだけ接触の機会を多くして、保険料納付相談等が受けられるようにということで、お会いする機会をふやすために、期間を短くするという保険証を交付しているものでございます。

趣旨はそういうことでございまして、法的には、それぞれ法に基づいて交付されておりまして、その範囲内で、広域連合の中で適切な判断をされて交付をされているものというふうに理解をいたしております。

○松岡徹委員 もう一つは。

○林田国保・高齢者医療課長 済みません、それは……。

○松岡徹委員 もう一回言いますと、九州各県の助成事業をいろいろ調べてみたのよ、7つか8つぐらい。そすと、熊本県だけがやっていないのが1つあって、これ、えらい目立つわけ。それが、はり、きゅう、あんま、マ

ッサージの助成事業なんですよ。こういうのはやっぱり僕は——非常に要望が強いんですよ。ですから、県があれせい、これせいというのは言えない、制度的には広域連合のことだけれども、お金はかなり出しているわけだから、そういったアドバイスといいますか、意見交換なんかもやっていただけたらという点でね。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

はり、あんま、きゅうの助成につきましては、ちょっと私のほうでは把握をしていなかったところなんですけれども、広域連合の中で保健事業として恐らくされていることではないかと思えます。

○松岡徹委員 中で、それがないわけ、そこだけが。熊本だけが。

○林田国保・高齢者医療課長 ちょっと保健事業については、健康づくり推進課のほうで所管をいたしておまして……。

○佐藤健康づくり推進課長 済みません、私も、そのことについてはちょっと詳細は把握しておりませんでした。

○小早川宗弘委員長 じゃあ、後で確認して報告してください。

○松岡徹委員 この点はひとつ調べて、今言いましたように、アドバイスとか意見交換の中で言っただけならばと。

それから、短期証の問題も、もちろん課長がおっしゃったように違法とかいうことではないんですけれども、やっぱり足が遠くなるわけですよ。調べたら、熊本の広域連合は、広域連合の保険剰余金というのが39億5,000万ぐらいあるわけですよ。県の財政安定化基金

が35億とか、結構あるわけですね。その上で2.56%値上げしているわけですよ。2年後もまた値上げするという方針を決めているわけ。それでいくと、年金が203万以下の人は1,000円から1,300円だけれども、300万以上の人は5,000円値上げになっているわけですよ。だから、これは大変でね、やっぱりそういう中でなかなか払えないので、短期証と、こういうふうになってくるわけですね。できるだけ会う機会をふやすというのは大事なことだけれども、私が言いたいのは、短期証という措置は、言うならば、余りにも比率がちょっと高いわけですよ。収納率とか何か結構頑張っているのに全国5位ですからね、実数で。そういう点はやはり改善したらどうかなということですね。

○小早川宗弘委員長 よろしいですか。

○松岡徹委員 はい。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○西岡障がい者支援課長 済みません、障がい者支援課でございます。ちょっと補足させていただきます。

基本的には、介護保険と自立支援法と競合するようなサービスについては、介護保険のほうが優先するという事なんですけれども、補装具につきまして、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、介護保険と共通する品目も、自立支援法の補装具として支給される場合があるということで、御相談いただければと思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑ありませんか。

○藤川隆夫委員 障がい者支援課にお尋ねし

ます。

精神科救急情報センターをつくっていただいております。ただ、運用に関して、実際にどういう形で運用されていくのか。私のイメージの中では、一定のところにそれがあって、電話を受ける方がいて、その中でトリアージをして、そして救急搬送するんだと思うんですけども、そういうふうなことと、その前に書いてある病院群輪番制、これをどういうふうに結びつけていくのかという部分、全く独自で動いていくのかというその部分は、どういうふうに今運用を今後されていくのかという話をちょっとお尋ねしたいんですけども。

○西岡障がい者支援課長 精神科救急情報センターにつきましては、実際の運用としましては、熊本市と共同で、県の精神保健福祉センターに転送電話方式ということで、受ける電話を置きまして、実際精神科病院の——今精神科病院協会に参加病院を募っておりますけれども、その病院がその転送電話を受けるといって考えております。

現時点での私の情報ですと、精神科病院協会で協議された中で、なるべく精神科救急情報センターに参加できる病院は参加するということと、輪番制病院と基本的にはリンクさせずに、相談、トリアージ、病院紹介をやっていくというふうな情報で聞いております。

○藤川隆夫委員 今の話だと、リンクさせないという話なんですけれども、実際にやっぱり当番でやってないと、医者がいない、不在という場合も結構病院の中にはあると思うんですよね。その中で救急を扱う場面において、じゃあ手を挙げたところはもう常に誰かいるという形をとっていくという話になるんですかね、そこは。

○西岡障がい者支援課長 基本的には、電話を転送する順番とございますか、そういうのもきちっと事前に整理して、病院側もきちっとそれを御認識されて、その電話を受ける体制というのをきちっとして御参加いただけるという形でやっていきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 精神保健福祉センターを中心というふうに考えていいんですかね、電話を受ける場所は。

○西岡障がい者支援課長 場所は各病院内です。

○藤川隆夫委員 各病院が電話を受けるといって形ですね。

○西岡障がい者支援課長 ですから、病院のほうでは、相談がない場合は通常の病院業務をされながら、基本的には専用電話をとられる方がいらっしゃるというところで、各病院で対応するように今はなっております。

○藤川隆夫委員 今のイメージでいくと、この情報センターをどっかにつくる話じゃなくて、電話が転送されて、各、手を挙げた病院につながるようにしていくと。その中で、電話を受けた人がトリアージをして、送る場所を決めるという話でよろしいんですかね。

○西岡障がい者支援課長 各病院では、当然精神科救急情報センターにかかってきた相談等を病院として受ける体制は各病院でとっていただくということで御参加いただくように今確認しております。

○藤川隆夫委員 じゃあ、もう一点、実は、こころの医療センターがこの救急のあれに入

らないという話を、ちょっと私は小耳に挟んだんですけれども、それでよろしいんですか。

○西岡障がい者支援課長 済みません、ちょっとそこまではまだ確認はできておりません。

○藤川隆夫委員 というのは、県がやっている医療機関じゃないですか、それが結局、県がこういう形で精神科の救急やろうと言っているときに、こころの医療センターが参画しないことはやっぱりちょっと問題があるんだろうなと。よその病院に任せていいのかという話になる。最終的に、こころの医療センターというのは精神科医療の私はセーフティーネットだと思っているから、そういう意味においては、やっぱりここがある程度本当は――医師不足の問題、さまざまな問題でまだ充実されていないというのはよくわかっているんですけれども、やはりそういうような覚悟を持ってここはやっていかないといけない部分だろうなというふうに思っていますので、そこはよろしく願いをいたします。

続けてよかですか。

○小早川宗弘委員長 はい。

○藤川隆夫委員 特定健康診査の実施に関してなんですけれども、この実施率が極めて低いというふうに思っております。この中で、現在の受診率で県が上げている目標とはこれをアップさせるための対策等、恐らく考えられていると思うんですけれども、どういう形。今の点について説明を願えればと思います。ここは健康づくり推進課。

○佐藤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

○藤川隆夫委員 特定健診の受診率、3割ぐらいだと思うんで……。

○佐藤健康づくり推進課長 特定健診の受診率が、平成20年度が36.2%で全国25位、平成21年度が36.3%、まだちょっと全国順位はわかりません。今確定しているのは21年度までです。

目標値は、国保に関しては65%、それから健康保険に関しては75から85という目標があります。合わせて70%以上ですが、この目標は、国も県も同じ目標を掲げております。

受診率向上については、国保に関しては、今、私たちがそれぞれ市町村を回った中で、いろいろヒアリング等をしております。未受診者への電話連絡とか、健康づくり推進の方たちを介しての勧誘とか、あるいは農協とか漁協とか、そういうところ、いろんな組織を介しての勧誘とか、かなりいろいろ努力されているような状況です。

私たちとしては、何かもうかなり精いっぱいやっていらっしゃるというふうな状況かなと思います。ただ、もっと上げていく努力は必要と考えております。

○藤川隆夫委員 今30%台で推移しているみたいで、目標とは約倍ぐらいの開きがあるかと思うんですけれども、国のほうで、ある程度これを満たさないと、保険料に関してペナルティーを与えるみたいな話が一時あったような気がするんですけれども、その部分はこういう話に今なっていますかね、未達成の場合の話。

○林田国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

今の話は、後期高齢者医療制度に対しての支援金の割合が、たしか上限10%だったですかね、その辺のことが今後予定されているというふうな話で、それは今国のほうでそれを

どうするかということは議論されているということで、最中だというふうに聞いております。実際、かなり大きな負担に、そのままだと上限をすると大きくなるということで、それについては、地方の意見をたしか聞きながらということだったと思いますけれども、それはちょっと厳しいのではないかと地方からの意見もあって、国のほうでは、それもちょっと参考にしながら、頑張っているところには上げる、頑張っていない――要するに数字が出てないところは下げるということで、その辺を今検討しているというふうに聞いております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

あと、1点だけ、済みませんけれども。これは要望で構いませんけれども、高齢者の口腔ケアの推進事業というのが新しい事業で今回考えられております。これ、ぜひやっていただきたいんですけども、できれば、高齢者の入っている施設の中でも、特養、老健、あるいは有料老人ホーム、さまざまなところがあると思うんですけども、そのスタッフに対するまず指導並びに実際に行っていたら、対象者を口腔ケアしながらの指導というのをあわせてやっぱりやっていかないと、これはなかなか実効性が上がらないというふうに思っております。

ただ、問題点として、歯科衛生士の方たちの人員確保が難しいという部分、あと、コストの問題、さまざまな問題を抱えているかというふうに思いますけれども、その部分を含めて、この高齢者の口腔ケアの推進事業を組み立てていってもらえればと思いますので、そういうふうな形で進めていただければと思います。よろしく願います。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑ありませんか。

○吉永和世委員 最後です。看護職員確保で今いろいろと取り組みされて、本年度も新規事業等をされるということで、充実に向けて取り組んでいただいているのは非常にありがたいというふうに思うんですけども、県内の就職率というのは約50%だったというふうに思っていますが、非常に県内就職率が低い。ある意味、看護師の供給県みたいな、何かそういったイメージがあるように思えるんですけども、全国的に看護職員の確保というのは非常に問題になっているのかなというふうに思うんですが、熊本県として、ある意味本腰入れてその対策に当たらないと、どんどんどんどん県外に出て行って、県が困るような、県民が困るような状態が出てくるのかなというふうに思うので、これは奨学金制度というんですかね、修学資金ですか、これはどれくらい1人に対して出しているのか、ちょっとお尋ねします。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

委員御指摘のとおり、現在、看護師の定着率が非常に低迷しているということで、私も危惧しているところで、いろいろ対策を考えているところでございますけれども、お尋ねの修学資金の額でございますが、現在、保健師・看護師・助産師と准看護師、この2パターンがございます。保健師・看護師・助産師に関しましては、国または自治体立、これにつきましては月3万2,000円、それから民間の場合ですと3万6,000円と。それから准看護師につきましては、これは民間でございますけれども、2万1,000円という形で貸与しているということでございます。

先ほどちょっと補正のほうでも御説明いたしましたけれども、今回、貸付枠を拡大するというので、要望に応じていくという形をとらせていただきたいというふうに考えております。

○吉永和世委員 この金額というのは、よそと比べてどうなんですか。

○三角医療政策課長 九州、大体横並びでございます。

○吉永和世委員 横並びでどうなんですかね。今、熊本に定着率を上げようというそのことをやる中において、横並びで果たしているものかどうか非常に疑問だと思うんですけども、できるならば、よそよりも高くするとか、何かそういった対策というのはとれないものなんですかね。

○三角医療政策課長 それは、委員御指摘のとおり、検討事項の一つになってくると思います。上げることがいいのか、条件的に緩和したほうがいいのかとか、その辺いろいろあるかと思しますので、委員の御指摘の分も含めまして、検討しながら、内容を充実させていきたいというふうに考えております。

○吉永和世委員 お願いします。

○小早川宗弘委員長 それでは、これで質疑を終了いたします。

続きまして、請願審査に伴い、環境生活部が入室するため、ここで5分ほど休憩をいたします。

再開は、20分ちょっと過ぎから始めたいと思います。

午後2時16分休憩

午後2時22分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今回付託された請第17号から請第20号までを議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第17号及び請第18号につい

て、内容が全く同じですので、執行部から一括して状況の説明をお願いいたします。

杉山消費生活課長。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

初めに、請第17号及び18号について、一括して御説明申し上げます。

この請願の趣旨は、集団的消費者被害回復に係る新たな訴訟制度が早期に創設されるよう、国会及び政府に意見書を提出していただきたいというものでございます。

消費者被害は、一般に同種の被害が多数発生するという傾向がございます。一方、訴訟に係る費用や労力との兼ね合い等から、個々の被害者がみずから訴えを提起することにより、被害回復を図ることが困難なことが少なくありません。そうした状況を踏まえ、現在、国において、簡易、迅速に消費者被害の回復を図ることを可能とする新たな訴訟制度が検討されております。

新たな訴訟制度の概要でございますが、その大きな特徴として2つあります。1つは、国が認定する特定適格消費者団体が、多数の消費者の利益を代表する立場から、訴訟を担う主体となること、2つ目が、訴訟手続を2段階に分けていることです。

2段階に分けている具体的な訴訟手続でございますが、まず、1段階目の手続は、特定適格消費者団体が訴えを起し、多数の消費者が事業者との間で締結した契約が無効かどうかについて確認いたします。この1段階目の手続で、特定適格消費者団体が勝訴すれば、2段階目の手続に移行いたします。

2段階目の手続では、被害を受けた個々の消費者が加わることによって、特定適格消費者団体が、事業者に対して請求する金額等を取りまとめて裁判所に提出します。その後、事業者がその請求金額等を認めるか否かの手続を経まして、個々の消費者に対する最終的

な返還金額を決めていきます。

消費者としては、1段階目の手続の結果を見定めた上で2段階目の手続に加わるかどうかを判断することができるというメリットがございます。また、事業者にとっても、多数の消費者との間の抗争を効率的に解決することができるというメリットがあります。

現在、国において、国会に法案を提出すべく作業が進められているところです。

説明は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関して質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第17号、請第18号については、内容が全く同じですので、一括して採決いたします。

これについてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第17号、請第18号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、請第17号、請第18号は、採択することに決定いたしました。

次に、請第19号について、執行部から、状況の説明をお願いします。

同じく杉山消費生活課長。

○杉山消費生活課長 続きまして、第19号について御説明申し上げます。

この請願の趣旨は、深刻な社会問題となっております多重債務者の生活再生を促すために、本県で実施しております多重債務者生活再生支援事業につきまして、平成25年度以降も引き続き継続を求めるというものでござい

ます。

多重債務者生活再生支援事業は、多重債務者対策事業の一環として、多重債務者に対して、生活再生に向けた家計診断、それから指導を行うとともに、債務整理後の生活再生中に発生した臨時的な生活資金に対し貸し付けを行うものでございます。

グリーンコープ生活協同組合くまもとに委託しまして、平成22年6月から事業を実施しております。これまでの事業の実績は、面談による相談件数が、平成22年度が352件、平成23年度は504件でございます。また、貸し付けは、平成22年度が76件で貸付金額は4,480万円、平成23年度は、ほぼ倍増いたしまして、149件、7,374万円となっております。

なお、県内には、どこにも相談できずに深刻な状況に陥っている多重債務者の方が多数いらっしゃるものと推測されるため、本年度は、さらに本事業の周知を図るための広報を行うなど、多重債務者への支援を進めているところでございます。

本事業に関連しましては、平成22年度、23年度と事業の継続を求める要望書が提出されておりますが、今回は、請願という形で提出されております。

説明は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 委員の皆さん、済みません、ちょっと前のほうに戻っていただいて、請第17号、請第18号、私、ちょっとうっかりしておりましたが、これは国に対して意見書を提出してもらいたいという請願でありますので、そこで、意見書案について、事務局から配付させますので、ごらんいただきたいと思います。

請第19号の審議は一時停止します。

（資料配付）

○小早川宗弘委員長 見ていただきたいと思

います。配付は終わりましたか。

今配付しました意見書は、請願に添付されていたものほとんど内容が変わらないようでありませけれども、この案でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。それでは、この意見書を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思いません。

またもとに戻りますけれども、請第19号について、執行部からの状況の説明が終わりましたけれども、説明に関して質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第19号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第19号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、請第19号は、採択することに決定いたしました。

続きまして、請第20号について、執行部から、状況の説明をお願いします。

佐藤健康づくり推進課長。

○佐藤健康づくり推進課長 状況を御説明いたします。

がん対策基本法に基づいて策定されたがん対策推進基本計画が策定から5年が経過し、新たな課題も明らかになっていることから、新たに平成24年度から28年度までの5年間を対象としたがん対策推進基本計画が6月8日に閣議決定され、国会に報告されました。

この中で、たばこ対策に関しては、平成34年度までに成人の喫煙率を12%、受動喫煙についても、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%という、前の計画にはなかった数値目標が設定されました。

これを受けて、たばこにかかわる一律過度な数値目標の設定には大きな問題があるということで、意見書を求める請願が出されました。

なお、本県では、今年度、現行の熊本県がん対策推進計画を見直すことになっており、関係者の意見を踏まえた上で計画案を策定し、パブリックコメントを経て策定することになっております。

以上で説明を終わります。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○西岡勝成委員 異議じゃないんですけども、税金を納めておられることはよくわかりますけれども、やっぱり喫煙しない人の立場というものを十分に考えるためには、現実的な分煙対策というものを、ここに講ずることも書いてありますけれども、きちっとしてやってもらいたい。そうせんと、税金を納めているからというようなことだけで、やっぱり禁煙されている方、吸わない方の立場もありますので、その辺は十分にやはり考えながら、吸う人も考えていただきたいということだけは一応……。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 いつもこれは悩ましい問題ですけれども、今税金の問題がありまして、いつもこのことを理由とする同じような意見が出てくるんですが、逆に、このがん対策の中でも今数値目標が出されたわけですけども、この喫煙をすることによるがんの発生

率、たばこを吸う場合と吸わない場合のこの差異、それからその場合の医療費の増、こういうことについても、一方でやっぱり用意をしながら、この対策の是非について考える必要があるのではないかとというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○佐藤健康づくり推進課長 たばこによるがんの影響については、寄与率という言い方をされていますけれども、がんによる死因の3割が、たばこが原因によるものという調査とか、分析結果が国立がん研究センターのホームページに掲載されております。ですから、仮に喫煙というのを全くゼロにしたら、3割の方たちが亡くならないで済むというふうなことが言われています。

○鬼海洋一委員 それで、さっきちょっと質問しました医療費の増というのは膨大な金額あるんじゃないか、だから、たばこ税による税収、それから医療費増と、この相殺というのはどういうぐあいになるのでしょうか。想定の中で結構ですけども。

○佐藤健康づくり推進課長 幾つか報告があったんですが、財団法人の医療経済研究機構というところが出している分析によると、例えば、医療費だけでなく、たばこの収益が、税とか、その他の経済活動なんか合わせて3兆1,000億円ぐらいと。損失のほうが、医療費が1兆2,900億ですが、それ以外に亡くなられることによる労働力の損失が5兆8,000億とか、火災による損失が幾らとか、そういうのがあって、一応差し引きすると、年間4兆1,000億ぐらいの損失、こういう試算が出ています。

○鬼海洋一委員 わかりました。ありがとうございました。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○松岡徹委員 この問題、本当に難しい問題があると思うんだけど、ちょっと聞きたいのは、たばこ規制枠組み条約ではどうなっているかと。それから、それに基づく第2回締結国会議で採択されている、たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン、それから健康増進法、これは我が国のね、第25条。それから、それに基づく厚生労働省の受動喫煙防止対策についての通知、こういう点は、私はむしろ執行部として説明をしていただく必要があると思っとったんだけど、念のため、ちょっと聞いておきたい、確認しておきたいと思います。

○佐藤健康づくり推進課長 たばこ規制枠組み条約では、もう方向性としては禁煙になっております。

健康増進法では、受動喫煙防止というふうな項目になっています。ただ、厚労省は、がん対策とか、健康増進計画を進めるに当たっては、喫煙をなるべく減らす方向で計画を策定して進めていくというふうになっております。

○松岡徹委員 ちょっと不十分と思われるので、ちょっと僕が説明します。

この枠組み条約では、こんなふうになっています。

「締結国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場所には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する」と。

ガイドラインでは、全ての屋内の職場、屋

内の公衆の集まる場所、公共交通機関、その他屋外あるいはそれに準ずる適切と考える公衆の集まる場所は禁煙とすべきであると。それから、健康増進法の25条、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と。

厚生労働省の通知は、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」と。

それに関連して、受動喫煙による健康への悪影響については科学的に明らかになっているということで、肺がんのリスクとか、等々のことを書いております。

ということですね。ですから、これはなかなか難しい問題ですね。私の意見としては、はい、そうですかというのはなかなか難しいということをちょっと申し上げておきたいと思えます。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑ありませんか。

○田代国広副委員長 喫煙者の立場から。もうたばこが、本当に喫煙者は肩身の狭い思いをいたしております。当然、ですから、気を使いながら所定の場所で、定めた場所でたばこをのんでおるわけですから、そんなにたばこが、害はそんなに与えるかと思うと、のまない人に、受動喫煙は知りませんが、そんなに悪いかという気がいたしております。だったならば、実態社会で、本当にそういった受動喫煙が、今おっしゃられた形で蔓延しとるならば、もっと実態社会の中からそういった声が出てくると思うんですよ。あんまりそういった声は聞きませんし、そしてまた、我々喫煙者も十分、第三者と申します

か、たばこを吸わない方々にそれなりの配慮をしてのんでおるわけございまして、そういった点についても多少の配慮いただけたらと思っておりますが、のむことは百害あって一利なしとおっしゃいますけれども、たばこ産業の方々、あるいは耕作地の方々、そういった方々も十分それによって生計を立てておられるわけでございますから、私は、今の分煙をぴしゃっとすれば、それに対する配慮というものをさせていただきたいなというふうに思っております。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第20号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第20号を採択とすることに御異議ありませんか。

○松岡徹委員 これは挙手採決ですか。

○小早川宗弘委員長 じゃあ、異議ありですので、挙手により採決いたします。

請第20号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○小早川宗弘委員長 挙手多数と認めます。よって、請第20号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第20号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付をさせます。

（資料配付）

○小早川宗弘委員長 配付は終わりました

か。

今配付しました意見書は、請願の趣旨、理由等もほとんど変わらない内容でありますので、この案でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。この意見書を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思えます。

次に、継続中の付託された請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第2号について、執行部から、状況の説明をお願いします。

一健康危機管理課長。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

350万人のウイルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める請願でございます。

本請願は、国に対して、全てのウイルス性肝炎患者の救済を求めるというもので、このうち、集団予防接種の際の注射器の連続使用によって感染したとして争われているB型肝炎訴訟につきましては、昨年6月に国と原告弁護団との間で成立した基本合意書に基づきまして、現在和解手続が進められています。現在、全国で4,400人以上の方が提訴しており、うち、415人の方との和解が成立しています。

一方、薬害C型肝炎につきましては、全国に約1万5,000人の患者さんがいると推定されていますが、特別措置法の請求権が来年の1月に迫る中、救済対象となった方は1,780人となっています。B型・C型肝炎患者の救済に関しましては、予防接種や薬剤投与の事実を証明できる当時のカルテの存否や母子感染でないことの証明の有無などにより、救済される方とされない方に差が生じているという状況に変わりはありません。

以上で説明を終わります。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第2号についてはいかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第2号を継続審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、請第2号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請第15号について審査を行います。

それでは、請第15号について、執行部から、状況の説明をお願いします。

吉田健康福祉政策課長。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課の吉田でございます。

この請願は、介護福祉士養成施設の全国団体からのもので、介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充及び継続について、国への意見書提出を求める請願です。

介護福祉士等修学資金貸付制度は、介護福祉士等の養成、確保を目的に、国の平成20年度第2次補正予算追加経済対策を受けて、本県で実施しているもので、国から3億7,696万円の交付金を受けた全額国庫の事業です。

事業の実施主体は、国の補助を受けた熊本県社会福祉協議会で、養成施設に在学する学生への貸し付けは、月額5万円のほか、一時金として、入学時に20万円、修学時に20万円を貸し付ける内容となっております。

貸付対象者は、家庭の経済状況から貸し付

けが必要とされる優秀な学生で、養成施設卒業後、本県で介護業務に従事しようとする者となっております。また、養成施設卒業後、本県内で介護業務に5年間従事したときは、借りた資金の全額が免除になる返還免除制度がございます。

この件に関する国の動向ですが、国は、全額国庫の本事業については、平成24年度の予算は計上してございません。ただし、都道府県の判断で、貸付原資がある場合に限り、事業を継続することができるとなっております。

本県では、貸付原資がございます本年度までは貸し付けを実施しております。

最後に、請願内容についてですが、第1に、貸付原資の積み増し、第2に、東日本大震災の被災学生に対する優先貸し付け、貸付額の増額等の措置、第3に、返還免除条件の緩和を求める内容となっております。

なお、前回の委員会後、特段の状況の変化はございませんが、先ほど申し上げましたとおり、本年度で貸付原資がなくなるため、このままでは来年度以降のこの事業を活用した貸し付けが行えなくなる状況でございます。

説明は以上です。

○小早川宗弘委員長 ただいまの説明に関して質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第15号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第15号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、請第15号は、採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択を決定いたしました請第15号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書案について事務局から配付をさせます。

（資料配付）

○小早川宗弘委員長 配付は終わりましたか。

今配付しました意見書は、請願の趣旨、理由とほぼ同様の内容となっておりますので、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。この意見書を委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思っております。

それでは、これで請願の審査を終了いたしますので、環境生活部においては、退室をさせていただきたいと思っております。

それでは、環境生活部退室のため、ここで、また5分ほど休憩をとります。55分から再開します。

午後2時48分休憩

午後2時56分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件っております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後に、質疑を受けたいと思っております。

それでは、健康福祉部・吉田健康福祉政策課長から御報告をお願いします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

地方分権改革に伴う社会福祉施設の人員、

設備及び運営等に係る条例制定に向けた準備状況について御説明いたします。

報告事項の1ページ、お願いいたします。

1番の概要にありますように、国において、地方分権推進計画が閣議決定されて以降、地方分権関連の見直しが行われておりまして、その具体化を図る内容を定めた、いわゆる地方分権一括法が成立し、国が政省令等で全国一律の規定をしております社会福祉施設等の人員、設備及び運営についての基準、これを最低基準と称しておりますが、これを新たに都道府県の条例、これを基準条例と呼んでおりますが、条例で規定することとなりました。

2番、県が基準条例で定める事柄等に記載のとおり、健康福祉部では、8つの法律、24種類の基準を条例で定めることになっております。準拠することとなる国が定める省令等は、全て公布されております。

なお、対象となる基準は、具体的には、1ページの下の方に記載のとおりでございます。

(1)に記載の1番の児童福祉施設から、ページがまたがりませんが、21番の病院、診療所までが政省令に基づくもの、これと、(2)その他ということで、1番から3番まで、3つを合わせまして24となっております。

3ページをお願いいたします。

3番、基準の類型にありますように、国の政省令等に記載された内容については、都道府県がそれに従って条例をつくるという意味から、強制力の強い順に、(ア)従うべき基準、(イ)標準、(ウ)参酌すべき基準の3つの類型が示されております。特に、この(ウ)の参酌すべき基準については、国の基準を参考にしつつ、本県独自の内容も盛り込んでいくこととしております。

なお、国の基準の例につきましては、5ページから7ページまで、それぞれ代表的な施設について添付をしております。

3ページに戻りまして、4番の本県独自の基準の検討に記載しておりますように、地方分権の趣旨を踏まえまして、国の基準で言及されていない事項につきましても、努力義務として規定していく方向で検討を進めております。

具体的には、表に記載の5つの項目、地域福祉の推進から地産地消まで、こうした項目を規定することで検討を進めております。

4ページをお願いいたします。

5番の本県における検討状況につきましては、8ページに別紙2として独自基準を検討している事項を一覧表で添付しておりますが、この後、各課ごとに説明をさせていただきますので、ここでの説明は省略させていただきます。

4ページの6番、スケジュールにつきましては、地方分権一括法の施行には経過措置が設けられておりまして、本県では、平成25年4月施行の予定で作業を進めております。昨年11月から関係団体等からの意見聴取や素案の作成を行っておりまして、7月ごろからパブリックコメントを行い、9月定例会での提出ということで作業を進めております。

続きまして、各課から説明をさせていただきます。

○一健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

報告事項9ページをお願いします。

1の制定する基準でございますが、食品衛生法に基づきまして、県が設置します食品衛生検査施設として、保健環境科学研究所及び八代保健所試験検査課が対象施設となります。

2の国の基準と異なる部分でございますが、該当はありません。

3の上記以外の基準についてでございますが、全て国が定める基準と同様とすることとしております。

10ページをお願いいたします。

4の基準検討の経緯及び今後の予定につきましては、平成24年9月に条例案の県議会への上程を予定しております。

以上で説明を終わります。

○中島高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

11ページをお願いいたします。

高齢者支援課は、ここに記載しております老人福祉法等に基づきます1番から8番までの各施設やサービスにつきまして、基準内容欄記載のそれぞれの設備、運営、人員等の基準について、条例化を予定いたしております。

次の12ページをお願いいたします。

現在の国の基準と異なる基準を検討していますのは、表に記載の特別養護老人ホームの居室定員と指定介護老人福祉施設の居室定員でございます。

国の基準が、参酌すべき基準として、1人です。つまり個室なのに対しまして、例外的に4人とするかどうかでございます。関係団体からは、何らかの形で4人以下も認めてほしいとの要望もあっているところでございまして、原則1人とし、例外的に4人も認めるような形で調整を行っているところでございます。

この部分以外につきましては、現行の国の基準と同様とすることといたしております。

来る9月県議会に条例案を提案するような予定で考えているところでございます。

高齢者支援課は以上でございます。

○田端社会福祉課長 社会福祉課でございます。

報告事項の14ページをお願いいたします。

社会福祉課では、生活保護法に基づく救護施設、更生施設等5つの施設と社会福祉法に基づく事業授産施設の設備及び運営に関する

基準を策定することとしております。

2の国の基準と異なる部分についてでございます。

対象は全施設となりますが、運営に関する基準の苦情への対応、それから、次のページの非常災害対策、帳簿の整理の3項目につきましては、国の基準に規定はありますが、論点の欄にありますとおり、類似の他の省令に規定されている事項を追加して規定することとしております。

具体的には、苦情への対応では、国の基準に加えまして、県の方針の欄にありますとおり、当該苦情の内容等を記録することを義務規定とすることとしております。

同様に、次のページの非常災害対策では、国の基準に加えまして、関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知すること、また、帳簿の整理では、利用者の処遇記録を整備し、5年間保存することを義務規定として追加することとしております。

一番下の生活指導につきましては、国の基準に規定はありませんが、人権尊重の観点から、いたずらに利用者の行動を制限し、強制することのないよう配慮することを義務規定とすることとしております。

16ページをお願いいたします。

勤務体制の確保等から、次のページの事故発生時の対応等までの4項目につきましては、国の基準に規定はありませんが、利用者の処遇向上の観点から、類似の他の省令に規定されている事項を追加して規定することとしております。

具体的には、勤務体制の確保等では、適切な処遇を行うことができるよう職員の勤務体制を定めておくことなど、協力医療機関では、利用者の病状の急変等に備えるため協力医療機関を定めておくこと、次のページの秘密の保持では、業務上知り得た利用者等に関する秘密の保持など、事故発生時の対応等では、事故が発生した場合は、県、市町村、当

該利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講じること等を義務規定とすることとしております。

次に、18ページをお願いいたします。

3の上記以外の基準につきましては、ただいま御説明しました基準以外は、国が定める基準と同様とすることとしております。

基準検討の経緯につきましては、2月と5月に県救護施設協議会と意見交換を実施いたしまして、現在の基準案について御理解をいただいているところでございます。

7月にパブリックコメント、9月に県議会への条例案の提出予定でございます。

以上でございます。

○中園子ども未来課長 子ども未来課でございます。

資料は19ページをお願いいたします。

対象となりますのは、児童福祉施設の中の保育所と児童厚生施設ということで、児童館や児童センターなどでございます。

資料の2番、国の基準と異なる部分について、保育所関係で3点ございます。

まず1点目が、保育所の設備の基準のうち、屋外遊戯場に関する部分でございます。国の基準につきましては、表の中ほどに記載のとおりですが、県としましては、これを厳しくする方向で、保育所の建物と同一敷地内または隣接する敷地内に設置することを義務づけたいと考えております。

理由としましては、子供の遊び場は、安全かつ衛生的でなければなりませんし、火災などの場合は、集合場所としても重要になってまいります。したがって、常に管理ができて、そこまで安全に移動できることが必要ということでございます。

続きまして、2点目が、設備基準の特例ということで、3歳児以上の子供に対する食事の提供について、外部搬入ができる要件に関する部分でございます。県としましては、原

則は自園調理ですので、安易に外部搬入を認めることは好ましくないということで、食育計画に基づいて食事を提供することを、国の基準のような努力規定ではなくて、義務規定にしたいと考えております。

次の20ページをお願いいたします。

3点目が、職員の配置に関する部分です。これは、検討委員会の中で、職員の配置基準について、国の基準よりも手厚くしてほしいとの意見がございました。これについて検討しましたがけれども、基準を国よりも手厚くするためには、県や市町村からの補助金が必要になるかと思えます。ただし、財政負担を伴うことは直ちにはできないということで、そのかわりに、障害がある場合など、配慮が必要な子供の利用がある場合には必要な職員を置くように努めるということを規定したいと考えております。

次に、資料の3番ですが、ただいま御説明しました以外の基準については、国基準と同様にしたいと考えております。

それから、4番の基準検討の経緯ですが、まず、保育団体、これは保育協会と保育協議会合同で意見交換会を2回開催しまして、県の案を御了解いただいているところです。

それから、条例検討のための専門の委員会をつくりまして、こちらを2回開催して案を御了解いただいております。

スケジュールは、ほかの課と同様でございます。

子ども未来課は以上です。

○山田子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

21ページをごらんください。

子ども家庭福祉課では、助産施設、乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設を担当しております。

2、国の基準と異なる部分についてで、例として児童養護施設のところをごらんくださ

い。

児童養護施設では、職員配置としまして、国の基準では、小学生6人につき1人、1歳児2人につき1人、0歳児1.7人につき1人というのが現時点の基準となっております。

右側の県の方針をごらんください。県の方針では、小学生以上5.5対1、1歳児1.6対1、0歳児1.6対1と、現時点の国の基準よりも手厚い基準となっております。ただ、国のほうの基準も来年4月に向けて改正すると聞いておりまして、その時点では、そろそろこととなります。

乳児院以下、他の施設も同様でございます。

22ページには、今後のスケジュールなどが記載されておりますが、他の課と同様でございます。

以上でございます。

○西岡障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

23ページをお願いします。

まず、1、制定する基準でございます。

当課におきましては、右の根拠法にありますとおり、障害者自立支援法に関する基準が6本、児童福祉法のうち、障害児に関する基準が3本の合計9本の基準を制定することとしております。

24ページをお願いいたします。

2の国の基準と異なる部分についてですが、2点ございます。

(1)の障害者自立支援法に基づく基準について御説明いたします。

最初の項目、記録の整備についてですけれども、国の基準では、事業者は、障害者に対して提供する障害福祉サービスの提供に関する記録を整備し、5年間保存しなければならないとされております。これに関連しまして、論点の欄にございますとおり、衛生管理上不備が発生した場合に、少なくとも5年間

をさかのぼって検証できるようにしておくことが必要との考えから、県の方針なんですけれども、国の基準に加えまして、衛生管理等に関する諸記録についても5年間保存すると整理をしているところでございます。

次に、その下の段の運営規程についてですけれども、国の基準では、事業者は、事業（施設）の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかねばならないと規定されております。論点ですけれども、運営規程の重要事項の一つとして規定することによりまして、苦情解決について適切な措置を講じることの重要性の認識を高めることが必要との考えから、県の方針にありますとおり、国の基準に加えまして、苦情解決の手續等についても運営規程で定めるよう規定したいと考えているところでございます。

続きまして、25ページでございますけれども、児童福祉法に基づく基準についても、基本的には自立支援法と同じですので、省略いたします。

それから、26ページをお願いいたします。

3の上記以外の基準につきましては、国の定める基準と同様とすることとしております。

最後に、4の基準条例の検討の経緯及び今後の予定ですけれども、当課でも、他の課と同じく9月議会に提案できるよう、当事者、事業者、市町村を対象にアンケート調査を行ったほか、基準条例検討会を開催いたしまして、御意見、御要望をお聞きした上で検討を進めてきております。

以上で障がい者支援課関係の説明を終わらせていただきます。

○三角医療政策課長 医療政策課でございます。

27ページをお願いいたします。

まず、1の制定する基準でございますが、医療政策課では、医療法に基づきまして、医

療機関の人員、施設等に関する基準を策定することとしております。

対象施設は、医療機関でございます。

次に、2、国の基準と異なる部分についてでございますが、全て国の基準と同様とすることとしておりますので、該当はございません。

次に、3、上記以外の基準についてですが、国が定めます基準は、ここに列記しております(1)から(7)までの7項目でございます。このうち、病床数の補正、薬剤師、看護師、准看護師等に係る基準につきましては、従うべき基準とされております。

次に、4、基準検討の経緯及び今後の予定でございますが、28ページにかけて記載しておりますとおり、これまで、県医師会や医療審議会等に対し基準条例の概要について御説明いたしますとともに、関係15団体に意見照会を行いました。今後、医療審議会に条例案の概要を御説明した後、パブリックコメント等の手続を経まして、9月議会に御提案申し上げ、平成25年4月からの施行を目指すことといたしております。

医療政策課は以上でございます。

○佐藤健康づくり推進課長 資料の29ページをごらんください。

熊本県の歯科保健対策の推進に関する施策について報告いたします。

1の熊本県の歯科保健の現状ですが、(1)の子どもの歯の状況は、1歳6カ月児と3歳児の虫歯保有率、それから12歳児の1人平均虫歯本数は、都道府県の順位で、それぞれ全国44位、33位、41位となっております。

(2)の成人の歯の状況は、40歳と50歳で歯周病を持っている人の割合が、どちらも全国平均より高くなっております。

それから、(3)の高齢者の歯の状況ですが、80歳で20本以上、60歳で24本以上自分の

歯を持っている人の割合は、いずれも全国平均より高くなっております。

それから、(4)の市町村のフッ化物応用事業の取組みですが、最初の丸です。フッ化物塗布を1歳児と1歳6カ月児の両方で実施する市町村数は17市町村、実施率38%です。それから、次の丸です。フッ化物洗口を実施する市町村は38市町村、363施設、実施率26.5%でした。

続いて、資料の30ページをお願いいたします。

平成23年度の主な取組みの成果ですが、上から順番に、歯の健康づくり(8020)推進事業では、主にフッ化物応用の普及を行いました。

次のヘル歯一元気8020支援事業では、歯周病予防に取り組みました。

1つ飛ばしまして、むし歯予防対策推進事業では、フッ化物塗布やフッ化物洗口を用いた虫歯予防対策を実施した22の市町村に対して補助を行いました。

それから、1つ飛ばしまして、市町村歯科衛生士研修事業では、市町村勤務の歯科衛生士や未就業の歯科衛生士の方たちに対して研修を行い、資質向上と人材養成を行いました。

次に、資料31ページをお願いいたします。

障がい児(者)歯科ケアとして、研修会の開催や実地指導、個別相談の実施、それからパンフレットの作成を行いました。

休日歯科診療事業・心身障がい者(児)歯科診療事業では、熊本県歯科医師会、それから八代歯科医師会が運営している口腔保健センターへの運営費の補助を行いました。

在宅歯科診療設備整備事業では、在宅診療を行う歯科診療所に診療機器購入の補助を行い、また、その下の段になりますが、5つの無歯科医地区において、歯科検診や歯科保健指導を行いました。

歯・口の健康づくり研究推進校について

は、山鹿市立城北小学校を推進校として指定し、児童が口腔の健康づくりを実践できるような、具体的な方法についての研究を行いました。

以上で報告を終わります。

○小早川宗弘委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○西岡勝成委員 健康福祉部長にちょっとお尋ねしたいんですけども、私も、去年この委員会に久しぶりに帰ってきたときに、民生費、衛生費の拡大といいますか、非常に大きく予算が伸びていることにびっくりしたんですけども、ある意味非常にそれは、医療、福祉の充実につながってきているとも思いますし、また、高齢化を考えると、やむを得ない部分もあると思いますが、ちょっと私が昭和57年に議員になりましたので、そのころと今の10年ずつの過去の民生費、衛生費を比べてみますと、約3倍ぐらいの伸びになっていますし、県の予算に占める割合も1割から2割になってきております。

今、国のほうでも社会保障と税の一体改革等々言われておりますけれども、私にしても、田代副委員長にしても、松岡先生にしても、我々の団塊世代に近い人たち、団塊の世代の人たちが、これからいよいよ高齢化になって入っていくわけですけども、そういう中で、物すごい勢いでこの予算は膨れてくると思うんですね。そういう中で、やはり自民党としては、いつも自助、共助、公助という考え方の中で、やっぱりみずからがまず努力して、それでできないものはみんなでかばい合い、弱い人たちは助けていこうということに主眼を置きながら、まず努力をするという

ことを考えていかなければならないと思うんですけども、そういう中で、今後、熊本県として、長寿県でもありますので、この辺の予算が物すごい勢いで膨れ上がってくる中で、健康福祉部長として、どのような考え方を持っておられるのか、まずその辺をお聞きしたいと思いますけれども。

○林田健康福祉部長 私たちも、先生方とそんなに年齢変わりません。私もそのようなことは感じております。日本で、特に地方では、共同体意識みたいなものが大変強くて、自助でできないことは共助で助け合って、そして地域で課題解決に取り組んできたような、昔はそうだったというふうなことを私も思います。

しかし、核家族化ですとか、近所同士の関係が希薄になりまして、自助、共助では支えられないような社会環境になっているというふうなことも思います。特に少子高齢化が進展してまいりますと、いろんな制度面で、老人保健制度ですとか、介護保険制度ですとか、そういったことが充実といいますか、進むにつれて、やっぱり介護の社会化が進んできて、公助に頼る度合いというか、そういうものが高まってきたのかなというふうに思います。

今お話ありましたように、制度に頼り過ぎるのではないかというふうな、そういった懸念もお持ちの方も本当に多いんだと思います。熊本県では、地域福祉、福祉でまちづくりというふうなことにこだわっております。これは、いわゆるそういった制度に頼るだけではなくて、いわゆる福祉的な観点から共助の取り組みをふやしていこうと、そういうことで、安心してもう少し地域で助け合うような取り組みができないかと、そういうことを考えての地域福祉、福祉でまちづくりというふうなことにこだわっているというふうに私は思っております。

認知症になったとしても、なるべく住みなれた地域で、顔見知りの多い環境の中で暮らすことができるということが安心感につながっていくというふうなこともあると思います。そういったことで、地域の縁がわづくりとか、事業でいいますとそういうこと、結びづくりとか、そういうことが基本になると思うんですけれども、そういった地域での暮らしを支えるような施策、環境づくりに、今も取り組んでおりますけれども、今後も取り組んでいきたいというふうに私は思っております。

特養などにしましても、広域型の大きな特養をあちこちにつくっていくという時代じゃもうないような気がいたします。やっぱり地域密着型といいますか、あるいは小規模多機能とか、グループホームとか、そういった、住みなれた地域から離れることなく、そういった、なれた環境で過ごしていけるような環境をつくっていくというふうなことに、方向としてはそういう方向を目指しておりますし、それから、県下全市町村でも地域福祉計画というものをつくっておりますけれども、考え方はやっぱり一緒だと思います。なるべく、全てが自助、共助できるわけはありませんけれども、少しでもそういった環境づくりをすることによって、共助といいますか、そういったところが深まっていけばなというふうに私は思っております。

○西岡勝成委員 田舎のほうでは、もう過疎化が進んでいますから、高齢化率は上がっても人口的に高齢者がふえるということは余り私はないと思うんですね。ただ、都市部の高齢化というのは物すごい勢いでふえてきますし、しかも、集合住宅とか、マンションあたりに住んでおられる高齢者の皆さん方の、福祉の仕方によっては、非常に大きな社会問題になってくる可能性がある、孤独死とか、そういういろいろな面。だから、その人たち

を、やっぱりきずなを広げながら、社会に出していくような対策というのは、非常に私は重要な施策に都市部ではなってくると思います。田舎は、それは野良仕事をしたり、釣りに行ったり、いろいろコミュニケーションがありますから、そんなに孤独死とか、そういうのは余りないんですよ。ただ、都市部では、そういう事態が、もう東京あたり既になっていますけれども、熊本県は高齢化率も高いわけですから、都市部でそういう問題が起きてくる可能性があると思いますので、その辺の施策も進めていただきたいし、ひとつ提案なんですけれども、熊本には、「熊本の心」ということで「助けあい 励ましあい 志高く」というすばらしい標語を持っておりますけれども、長寿安心くまもとを標榜される蒲島知事に、そういう憲章というか、ちょっと進めて——条例でもいいんですけれども、そういうものをつくって、県民みんながやっぱり長寿を楽しめるような地域、県にしていこうというふうなものをつくり上げていく必要があると思うんですね。やっぱり目標にするような、そういうこともひとつぜひ、これは私の提言ですけれども、考えていただいて、この長寿安心くまもとを名実ともにつくり上げていくような施策を、ぜひ進めていただければと思いますので、よろしく。

○林田健康福祉部長 今お話の中で、事業としては、いろいろ見守り応援隊とか、いろんな新聞事業者ですとか、ガス関係ですとか、高齢者のお宅にぱっと行かれたり、毎日行かれているような方々がおられますので、そういった方々が高齢者を見守るような仕組みとか、そういったこともつくっておりますし、都市部、地方部、いろいろ考えながら、事業のほうはまたやっていきたいというふうに思います。

それから、後でありましたような「熊本の心」それと同じようなといいますか、そのよ

うな観点から、憲章とか、あるいは条例等も、先生おっしゃいましたけれども、つくれないかというふうなお話でございましたけれども、今具体的に検討しているという状況にはございませんので、きょうお伺いしましたことをちょっとまとめさせていただきますして、また勉強はしていきたいというふうに思います。

○西岡勝成委員 他県にも憲章みたいな例が何件かあるようでございますので、そういうものも含めて御検討いただければと思います。

○松岡徹委員 答弁は要らぬけど、西岡委員と私は同世代だけど、政党は共産党と自民党だから見解は違うので、見解だけ述べておきます。

さっきの報告事項との関係でも、結局は地域主権改革のもとで義務づけ、枠づけの見直しということで、ナショナルミニマム、憲法25条とか、あるいは国民の勤労権の27条とか、それはさまざまな、網羅的なんですけれども、やっぱりそれがずっと緩められていくというか、基準とかあるいは参酌基準とかという形で。そういうのはやはり——それとも関連して、社会保障の問題も、今度自民党さんが社会保障基本法というのが出されたけれども、あれは、西岡委員が言われたように、自助、共助が基本になっているわけ。もちろん、みんなで助け合うということは大事なんだけど、憲法25条とか、本来の日本のセーフティーネットなどを含めたあり方をやっぱり壊さないで、そしてそれをどう充実させていくかと。そのためには、日本社会の中の富の分配のあり方でも、もっとやっぱり構造的に変えていくことなどが必要じゃないかなというふうに思いますので、これは政党間討論会でもあれば大いにやっていいけれども、ここで部長に答弁を求めたいとは思いま

せんけれども、一応意見だけ申し上げておきます。

○小早川宗弘委員長 じゃあ、御意見ということですね。

先ほどちょっと西岡委員からもお話がありましたように、私も、いろいろきょう健康福祉部の主要事業あるいは議案とかを聞きながら、非常に制度的には、高齢者支援というのはかなり熊本県は充実しているのかなというふうな感じも思いましたし、ちょっと担当課とも話してから、今後、高齢化率というとは、あと12～13年後ぐらいには34%ぐらい、ピークを迎えるとですかね。今後かなりやっぱり高齢化率、高齢者の方々がふえていくというふうなことで、何か新しいテーマ、あるいは目標とか、高齢者個人の何か目標とか、西岡委員の御指摘があったことは非常に重要なことだと思いますので、何か憲章だとか、あるいは条例とか、他県の状況をちょっと調べていただいてから次回までに報告をしていただきたいなというふうに思います。

それでは、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を散会します。

本当に皆さん方、委員の先生方、お疲れさまでございました。

なお、2日目は、25日の10時から開きますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ありがとうございました。

午後3時29分散会

第 2 日 目

(6月25日)

第2回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成24年6月25日(月曜日)

午前10時0分開議
午後0時6分休憩
午後1時1分開議
午後1時9分休憩
午後1時14分開議
午後1時59分閉会

本日の会議に付した事件

平成24年度主要事業及び新規事業の説明
(環境生活部・病院局関係)

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補
正予算(第1号)

議案第6号 平成24年度熊本県病院事業会
計補正予算(第1号)

議案第8号 熊本県食品衛生基準条例の一
部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県介護基盤緊急整備等臨
時特例基金条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第10号 熊本県介護職員処遇改善等臨
時特例基金条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第11号 熊本県野生動植物の多様性の
保全に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第15号 専決処分の報告及び承認につ
いて

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に
ついて

報告事項

- ①水俣病対策の状況等について
- ②「水俣湾環境対策基本方針」に基づく
水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立
地の点検・調査結果(平成23年度)に
ついて

③ダイオキシン類対策特別措置法に基づ
く調査測定等(平成23年度)の結果に
ついて

④公共関与による管理型最終処分場の整
備について

⑤第3次熊本県食の安全安心推進計画の
策定について

⑥幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)の
概要について

出席委員(8人)

委員長	小早川	宗弘
副委員長	田代	国広
委員	西岡	勝成
委員	鬼海	洋一
委員	藤川	隆夫
委員	吉永	和世
委員	松岡	徹
委員	前田	憲秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

健康福祉部

部長 林田直志

総括審議員兼

政策審議監 伊藤敏明

医監 岩谷典学

長寿社会局長 永井正幸

子ども・障がい福祉局長 米満譲治

健康局長 牧野俊彦

首席審議員兼

健康福祉政策課長 吉田勝也

健康危機管理課長 一喜美男

高齢者支援課長 中島昭則

認知症対策・	
地域ケア推進課長	大村 裕司
社会福祉課長	田端 史郎
首席審議員兼	
子ども未来課長	中園 三千代
首席審議員兼	
子ども家庭福祉課長	山田 章平
首席審議員兼	
障がい者支援課長	西岡 由典
医療政策課長	三角 浩一
国保・高齢者医療課長	林田 浩稔
健康づくり推進課長	佐藤 克之
薬務衛生課長	今村 均
環境生活部	
部長	谷崎 淳一
政策審議監	末廣 正男
環境局長	山本 理
県民生活局長	田中 彰治
環境政策課長	宮尾 千加子
水俣病保健課長	田中 義人
水俣病審査課長	高山 寿一郎
環境立県推進課長	福田 充
環境保全課長	清田 明伸
自然保護課長	小宮 康
首席審議員兼	
廃棄物対策課長	加久 伸治
公共関与推進課長	中島 克彦
くらしの安全推進課長	石崎 尚喜
消費生活課長	杉山 哲恵
首席審議員兼	
男女参画・協働推進課長	中園 幹也
人権同和政策課長	清原 一彦
病院局	
病院事業管理者	向井 康彦
総務経営課長	田原 牧人
<hr/>	
事務局職員出席者	
議事課主幹	浦田 光典
政務調査課主幹	松野 勇
<hr/>	

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、時間となりましたので、2日目の委員会を開きます。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、環境生活部、病院局を交えての初めての委員会でありますので、執行部の幹部職員の自己紹介をお願いします。

紹介は、自己紹介名簿に従い、課長以上をお願いをしたいと思います。

なお、審議員、課長補佐等につきましては、お手元の委員会資料の役付職員名簿のとおりであります。

それでは、環境生活部、病院局の順で紹介をお願いします。

（環境生活部長～人権同和政策課長、病院事業管理者～総務経営課長の順に自己紹介）

○小早川宗弘委員長 それでは、主要事業等の説明及び付託議案等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に受けたいと思います。

なお、審議を効率よく進めるために、執行部の説明はできるだけ簡潔をお願いをしたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さん方は着席のまま行ってください。

それではまず、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から、資料に従い、説明をお願いします。

初めに、谷崎環境生活部長。

○谷崎環境生活部長 平成24年度の環境生活部の概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、当部の組織機構でございますが、昨年度に、部内局として環境局、それから県民生活局を設置しております。2局12課2出先機関の構成となっております。

次に、平成24年度当初予算でございます。

一般会計の当部関係予算は、総額185億5,300万円余でございます。

その主な施策等につきまして御説明をいたします。

まず、水俣病対策につきましては、来月末に申請期限を迎える水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に係る特別措置法に基づく救済制度につきまして、救済を受けるべき方々がこの制度を知らなかったということがないよう、引き続き周知に全力を尽くしてまいります。本年度は、その救済に伴い必要となる療養費等を計上しております。また、胎児性・小児性患者の方々やその御家族が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう日常生活を支援する福祉サービスの充実や、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定業務にも引き続き取り組んでまいります。

地下水保全対策につきましては、地下水を公共水と位置づけ、全県的に大口の地下水採取を許可制とするなど、全国に先駆けた取り組みとなる熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例をことし3月に公布しました。本年度は、その周知に努め、無秩序な地下水採取の規制、節水、水利用合理化対策や地下水涵養対策の推進など、地下水を守り抜くための対策を講じてまいります。また、熊本地域における地下水保全の新しい推進組織として平成24年4月に実働を開始いたしました、くまもと地下水財団に対して運営費等の財政支援や人的支援を行ってまいります。

地球温暖化対策につきましては、県民が総力を挙げて温室効果ガスの削減を進めるため、関係団体等と幅広く連携し、県民の生活スタイルや企業活動の見直しに向けた普及啓発、再生可能な資源としてバイオマスの利活用を推進するとともに、環境活動団体と連携し、環境教育を充実してまいります。

有明海、八代海の再生につきましては、昨

年8月に改正された有明海及び八代海等を再生するための特別措置法に関する法律に基づき、引き続きさまざまな環境保全事業に取り組むとともに、新たに、調査研究の成果や再生に向けた地域住民の方々の活動の状況を発表する機会を設けて、地域における取り組みのさらなる活性化と相互の連携を図ってまいります。

大気や水質保全等につきましては、放射線量の測定を含め、引き続き大気や公共用水域の常時監視を行うとともに、排出事業者への立入調査等の実施により、公害の防止及び環境の保全に努めてまいります。また、光化学スモッグ等の原因となる物質につきましても、九州各県や国と連携いたしまして、越境汚染とのかかわりの解明に努めてまいります。

野生動植物の保護につきましては、希少な野生動植物の指定や保護区の管理を行い、生物多様性の保全に努めてまいります。また、野生鳥獣の保護管理対策につきましては、第11次の鳥獣保護事業計画によりまして、鳥獣保護区等を指定して野生鳥獣を保護するとともに、イノシシ、鹿、猿及びクリハラリス等による農林業被害の軽減を図るため、捕獲に係る市町村への補助を引き続き実施してまいります。

廃棄物対策につきましては、産業廃棄物の排出事業者や処理業者への検査、指導及び不法投棄の未然防止など、適正処理の徹底に取り組んでまいります。また、県民、事業者、市町村との連携などにより、廃棄物の排出の抑制、再使用、再生利用を推進し、生活環境の保全と循環型社会の実現を図ってまいります。

公共関与による管理型最終処分場の建設につきましては、昨年、南関町、和水町の両町に締結をいただきました基本協定書に基づき、引き続き、地元住民の方々の一層の御理解を得ながら、平成27年秋の供用開始を見据

えて着実に取り組んでまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、地域の防犯力のさらなる強化と交通事故の抑止に取り組んでまいります。また、犯罪被害者等の支援につきましても、被害者、その家族及び遺族の方々が必要とされる支援を適切に受けられるよう、各種施策を進めてまいります。また、青少年健全育成につきましては、子供たちをインターネット上の有害情報や有害サイトを介した犯罪被害から守るため、インターネット利用に係る啓発やフィルタリングの普及促進等の取り組みを進めてまいります。

消費者行政につきましては、県民からの消費生活相談に的確に対応し、消費者被害の早期救済に努めるとともに、国の交付金を財源に造成した消費者行政活性化基金を活用して、市町村の消費生活相談窓口の機能強化に取り組んでまいります。また、多重債務者対策につきましても、債務整理から生活再生までの一貫した支援に引き続き努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向け、昨年策定いたしました第3次熊本県男女共同参画計画に基づき、県民や事業者、市町村と連携を図り、総合的かつ計画的に取り組むを進めてまいります。また、県民との協働につきましては、新しい公共の担い手となるNPO等の活動基盤の強化を図って協働の取り組みを進めてまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初め、ハンセン病や高齢者、障害者をめぐる問題や北朝鮮による拉致問題等、さまざまな人権問題の解決に向け、本年3月に第2次の改定を行った熊本県人権教育・啓発基本計画に基づき、県民の人権意識の高揚を図るための取り組みを進めてまいります。

次に、平成24年度熊本県のチッソ県債償還

等特別会計予算でございます。

チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額等を計上しております。総額は131億9,100万円余となっております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は317億4,400万円余となります。

次に、本議会に提案しております環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係1議案、条例関係1議案の合計2議案でございます。

まず、第1号議案の平成24年度熊本県一般会計補正予算でございますが、幸せ実感くまもと4カ年戦略に掲げる取り組みの具体化などに向け、総額10億9,800万円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容について御説明をいたします。

まず、平成25年秋に開催が予定されております水銀条約外交会議につきましては、本県での開催の実現に向け、国等との協議を進めるとともに、政府間交渉委員会の中で本県のPRを行うなどの招致活動に取り組んでまいります。

次に、地球温暖化対策につきましては、日々の生活や企業活動そのものが環境配慮行動となる熊本らしいライフスタイルの定着に向け、講師派遣や省エネコンテスト等の実施による普及啓発を図ってまいります。また、環境教育に取り組むNPOや企業等の連携、交流を促進するための環境教育学習フォーラムを開催する等により、環境教育のさらなる推進に取り組んでまいります。

次に、地下水の保全、活用につきましては、地下水の恵みあふれる水の国くまもとづくりの取り組みを推進するための行動計画の作成や湧水源の調査等を行うとともに、シンポジウムを開催し、県民挙げての機運を高め

てまいります。

次に、自然環境の保全につきましては、ラムサール条約湿地に登録される荒尾干潟を題材としたシンポジウムを開催し、生物多様性の普及啓発を推進してまいります。また、本県でも生息が確認されたアライグマについて、市町村と連携して捕獲調査を推進し、生態系等への被害防止に努めてまいります。

次に、安全安心まちづくりににつきましては、地域の暮らしの安全に向けたきずなづくりを支援するため、県内全域の交通・防犯ボランティア団体の活動調査を行い、各地域に応じた施策、関係機関との連携体制の構築に向けた検討を進めてまいります。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして328億4,300万円余となります。

次に、第11号議案の熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、県内希少野生動植物の捕獲等の届け出及び指定希少野生動植物の捕獲等の禁止に係る規定の整備を行うものでございます。

このほか、水俣病対策の状況等についてなど、5件についての御報告をさせていただきこととしております。

以上が当部の概要と今回御提案申し上げます議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。

主要事業等について御説明をさせていただきます。

主要事業及び新規事業の資料の53ページをお願いいたします。

水俣病問題の解決に向けた対策の推進、チッソへの金融支援についてでございます。

1に、これまでの経緯を記載しておりますが、昭和53年以降、患者県債、設備県債、一時金県債等の県債を発行し、チッソに貸し付ける形での金融支援が行われてまいりました。

平成9年度以降、中長期的な観点からの検討が行われ、ようやく平成12年2月に現在の形である抜本的支援策が閣議了解されました。

2に、その抜本的支援策の概要を記載しております。

ポイントといたしましては、それまでの患者県債方式を廃止いたしまして、(1)ですが、チッソの経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行えるよう、所要の支払い猶予等を行う。(2)国は、県が県債償還に支障を来さないよう、支払い猶予等相当額のうち、8割を国庫補助金、2割を特別な県債で手当てをする。そして、この特別な県債については、その元利償還金を100%地方交付税で措置するというものでございます。

3は、このたびの特措法等による救済に伴うチッソの一時金支払い支援措置についてでございます。平成22年9月以降、累計で630億8,000万を措置いたしております。本年度当初予算においては、追加支援のための経費37億1,000万を計上いたしております。

54ページをお願いいたします。

チッソ県債償還等特別会計の平成24年度当初予算措置額を記載しております。総額は、先ほど部長からも御説明がございましたけれども、一番下の欄、131億9,100万円余となっております。

55ページをお願いいたします。

55ページは、平成23年度末のチッソ関連の県債の償還状況でございます。今後の償還予定額は、元利合わせて、一番右の欄の一番下でございますが、約772億円でございます。

56ページをお願いいたします。

56ページは、平成23年度末のチツソに対する貸し付けの状況でございます。チツソからの今後の償還予定額は、一番右の下の欄でございますが、元利合わせて2,112億円余でございます。

次に、57ページをお願いします。

これは新規でございます。水銀条約外交会議の招致についてでございます。今議会提案の6月補正においても、800万円余の予算を計上させていただいております。

現在、国連環境計画、——UNEPと言いますが、で国際的な水銀による環境汚染防止のための条約づくりが進められております。この条約の採択と署名のため、来年秋に、平成25年秋に我が国で開催される予定の外交会議について、水俣を含む熊本県に招致し、水俣病の教訓や再生に取り組む水俣の姿を世界に向けて発信することを目指しております。

予算の内容といたしましては、(1)外交会議招致に係る事務的経費、(2)招致機運を醸成するための県民向けの啓発セミナーの開催、(3)来年1月にスイスで開催される条約の政府間交渉委員会、——INC5でございますが、でのプレゼンテーション経費を予定しております。

続きまして、6月補正予算の資料で、41ページをお願いいたします。

ただいま御説明をさせていただきました新規事業で、水銀条約外交会議招致推進事業につきまして、800万円余をお願いしております。

以上、よろしく願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

主要事業・新規事業の58ページをお願いいたします。

まず、保健医療対策の推進といたしまして、地域住民の方々の健康不安を解消するため、水俣病総合対策事業を行っております。

平成22年5月1日から特別措置法に基づく救済の申請受け付けを開始しまして、申請期限が7月末までとなっております。積極的な広報に努めております。

救済を受けられますと、水俣病被害者手帳を交付いたしまして、下の表に記載をしておりますような医療費等の支給を行っております。下の表の左側の医療手帳でございますけれども、これは、平成7年の政治解決により救済を受けられた方に交付をいたしております。被害者手帳とほぼ同様の支給を行っております。

次のページをお願いいたします。

次に、地域の再生・融和と環境・福祉の推進でございますが、まず、水俣病関連情報発信支援事業といたしまして、環境大学など、水俣市が行う情報発信の支援を行っております。

2の環境・福祉モデル地域づくり推進事業といたしまして、慰霊式やもやい直しの支援、3の胎児性患者等の地域生活支援事業といたしまして、胎児性患者の方々のための介護や施設整備を行う団体への支援などを行っております。

水俣病保健課は以上でございます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

60ページをお開き願います。

主要事業として、認定業務の推進について記載をいたしております。

公害健康被害の補償等に関する法律、公健法に基づき認定申請をされている方々に対し、1の(1)から(4)にありますように、県職員による疫学調査を初め、水俣市立総合医療センター等の医療機関における検診、それから、19名で構成されます認定審査会の審査を経て、認定、あるいは棄却の処分を行っております。

上から3行目、米印のところにありますよ

うに、5月末現在で、申請をされている方は221名でございます。昨年5月末が411名でございましたので、190人の減少となっております。

引き続き疫学調査や検診を進め、認定審査会の御意見を伺いながら、認定業務を進めてまいります。

また、下の段の2にありますように、認定申請後、一定の居住要件等を満たす方には、処分までの間、医療費等を支給する水俣病認定申請者治療研究事業を実施しておりますが、6月1日現在、79名の方が対象となっております。

以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

私から、主要事業・新規事業と6月補正予算の議案について、御説明申し上げます。

まず、主要事業・新規事業資料の61ページをお願いいたします。

まず、地球温暖化対策の推進でございます。

説明欄に記載しておりますが、県民の総力を挙げて温室効果ガスの削減を進めるため、関係団体、企業等の連携、県民の生活スタイル、企業活動の見直しに向けた普及啓発を推進しております。

62ページにかけまして6つの事業を記載しておりますが、その主なものを御説明します。

説明欄1に記載しておりますストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業は、(1)に書いております知事を議長としますストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の開催、(2)に書いております地球温暖化防止活動推進員を通じた地域における普及活動など、県民、事業者、団体、行政が連携いたしまして、地域における温暖化対策の普及啓発を行うものでございます。

2に書いておりますくまもとらしいエコライフ普及促進事業は、これは6月補正予算でお願いしている事業でございます。これは、くまもとらしいエコライフの普及、定着を図るために、楽しく賢くかっこよくというキャッチフレーズのもと、県民の皆さんのアイデアもいただきながら、具体的な行動をまとめた資料を作成し、県内各地域への普及啓発を行う事業でございます。学習会への講師派遣や啓発資料の作成、地域の環境活動へのアドバイザー派遣、事業所ぐるみの家庭の省エネコンテストの実施経費などをお願いしております。

3は、条例に基づきまして、一定規模以上の事業者には、節電の取り組みなど、温暖化対策計画書やノーマイカーデーの設定などのエコ通勤環境配慮計画書の提出を義務づけておりまして、その運用を行っております。

62ページをお願いいたします。

2つ飛ばしていただきまして、6の再生可能エネルギー等の導入促進でございます。これは6月補正予算でお願いしている事業でございます。

事業内容は、国の再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用いたしまして、環境保全基金に積み立てを行い、5年間で取り崩しながら、地域の防災拠点などの非常時の電源を確保するために、再生可能エネルギーの導入を推進するものでございます。本県は、10億円の内示を受けておりますので、その所要額の積み立てをお願いしております。

(2)に運営費と書いてございますけれども、これは、基金を活用した事業を展開するに当たりまして、事業の円滑あるいは公正な運営を目的としまして設置をいたします評価委員会の設置のための経費でございます。

63ページをお願いいたします。

健全な水循環と水環境の保全でございます。

説明欄に記載しておりますように、県民生

活と経済活動を支える基盤である地下水を守り育てていくための対策を推進しております。

1でございますが、熊本県地下水保全条例につきましては、一部4月から施行しておりますが、地下水採取許可制度が10月から施行されます。施行に向けて、説明会の開催、指針の策定などに取り組んでおります。

2の公益財団法人くまもと地下水財団支援事業は、本年4月に設立されましたくまもと地下水財団に対する負担金でございます。この財団は、熊本地域11市町村におきます地下水涵養事業を行うなど、熊本地域の地下水保全の中心的な役割を担うものでございまして、関係11市町村とともに支援してまいりたいと考えております。

1つ飛ばしまして、64ページをお願いいたします。

4の「水の国くまもと」推進事業は、6月補正予算でお願いしている事業でございます。昨年3月、有識者から成ります水の戦略会議からいただきました提言に基づきまして、水の魅力の再発見と新たな魅力づくりを進めるものでございます。遊水地の現地調査などにより課題や対応策を検討し、関係部局とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

予算では、水政策アドバイザーの設置、湧水源の調査経費、シンポジウムの開催経費などをお願いしております。

次に、有明海・八代海再生の推進でございます。

平成15年度に策定いたしました有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画に基づきまして、国や関係県と連携して、海域環境の保全と漁業の振興に全庁的に取り組んでおります。

1の有明海・八代海再生推進連携事業は、全庁の取りまとめ担当課といたしまして、国や他県との連絡調整に要する経費でござい

す。

65ページをお願いいたします。

2の有明海・八代海再生活動促進事業は、地域住民や民間団体における環境活動の普及啓発を進めるものでございます。

最後に、環境教育・学習の推進でございますが、1の環境センター運営事業によりまして、環境センターを中心に環境教育を推進しております。

66ページをお願いいたします。

2の日本一の環境教育推進プロジェクトは、6月補正予算でお願いしている事業でございます。これは、より一層環境教育を充実するために、行政による環境教育に加えて、環境教育に取り組んでいるNPO法人や企業との連携を強化して環境教育を推進するものでございます。

予算では、学校のニーズ調査やNPO法人等の実態調査、フォーラムの開催経費をお願いいたしております。

続きまして、6月補正予算関係について御説明します。

別冊の厚生常任委員会説明資料の42ページをお願いいたします。

主要事業・新規事業で御説明した事業は、簡単に触れさせていただきます。

まず、計画調査費でございます。

説明欄をお願いします。

1の公営企業貸付金2,140万円余でございます。これは、企業局の工業用水道会計の資金不足に対する一般会計からの貸付金です。具体的には、有明工業用水道事業におきまして、福岡との共同施設であります導水ポンプなどの老朽化に伴って、設備更新を行う事業への貸付金でございます。貸し付けにつきましては、企業局と知事部局との間で取り決めているものでございまして、水資源の関係であることから当課に予算計上をするものでございます。

2の地下水保全対策費380万円余は、水の

国くまもとの実現に向けた湧水源活用の検討などに要する経費でございます。

43ページをお願いいたします。

公害対策費でございます。

説明欄をお願いします。

(1)の日本一の環境教育推進プロジェクト190万円余は、環境教育に取り組むNPO法人等との連携のための経費でございます。(2)のくまもとらしいエコライフ普及促進事業610万円余は、エコライフの普及啓発等に要する経費でございます。(3)の再生可能エネルギー等導入推進基金積立金10億円は、国の補助金を環境保全基金に積み立てる経費でございます。(4)の再生可能エネルギー等導入推進基金事業運営費160万円余は、(3)の事業の運営経費でございます。

次に、工業用水道事業会計繰出金でございます。

説明欄をお願いいたします。

繰出金590万円余でございますが、これは、工業用水道事業等に携わる職員の児童手当に対する繰出金でございます。当初予算で児童手当4カ月分の所要額を計上しておりましたが、児童手当の制度が国において固まりましたので、残り8カ月の所要額を計上するものでございます。

以上、環境立県推進課といたしまして、10億4,102万4,000円の増額をお願いしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○清田環境保全課長 それでは、主要事業説明資料の67ページをごらんください。

今年度の主要事業の主なものにつきまして御説明いたします。

大気質の保全対策の推進でございます。

ばい煙発生施設などの届け出指導や立入検査を行っておりますが、それ以外に、県内に設けました36の測定局と2台の移動測定車を活用しまして、大気環境の常時監視を行うも

のでございます。こういった監視結果から、光化学スモッグ注意報等の発令も行っております。

なお、下から5行目に記載しております微小粒子状物質、いわゆるPM2.5でございますが、昨年度に8台設置、今年度は残りの7台設置予定でございまして、今年度中には全県下の観測体制が整う予定でございます。

次に、68ページをごらんください。

2の環境放射能水準調査事業でございます。

県での放射線の調査体制につきましては、平成元年以来これまで、文部科学省の委託を受けまして、宇土にございます保健環境科学研究所におきまして放射能調査を実施してきております。福島第一原子力発電所の事故に伴い、平成23年度の12月補正によりまして、モニタリングポスト5基、ゲルマニウム半導体検出器1台、携帯型サーベイメーター3台を増設し、さらなる調査体制の強化に努めております。

なお、現在までの降下物の測定結果につきましては、中ほどの表にございますように、事故直後は、健康に影響のないごく微量の降下物が検出されましたが、昨年5月以降は、過去の測定結果の範囲内で推移いたしております。

次に、3のダイオキシン類対策の推進でございます。

大気、水質等の濃度調査、工場、事業場の排ガス、排水の監視及び立入調査、指導を行うものでございます。詳細につきましては、後ほど報告事項の中で御説明させていただきます。

次に、69ページをごらんください。

騒音・振動・悪臭防止対策でございますが、騒音規制等につきましては、事業場への改善指導につきましては市町村が行うものではございますが、しっかりと市町村に対しても支援してまいりたいと思っております。

特に、昨年開業いたしました、新幹線の全線開業に伴います検査につきましては、熊本市1カ所を含めて、県内4カ所において環境基準を超過いたしました、鉄道・運輸機構が環境基準超過対策のための工事を終えておりまして、県といたしましても、関係市町と連携いたしまして、今年度、対策後の測定も実施しているところでございます。

なお、新八代駅周辺の駅通過によるスピードアップの影響調査も、地元八代市と連携いたしまして、地元住民の方々の立ち会いのもとで測定するなど、しっかりと取り組んでいるところでございます。

さらに、下から4行目に航空機騒音調査事業を掲載しておりますが、阿蘇くまもと空港周辺の騒音の実態把握のため、現在、常時監視を10局の測定局で行っております。

次に、70ページをごらんください。

アスベスト対策の推進についてでございます。

アスベスト問題に関する相談及び救済対策の推進でございますが、アスベストに関しましては、相談対応や救済給付申請の受け付けを行うものでございます。

なお、平成23年の相談件数は36件、保健所の申請受け付けの件数は6件になっております。

次に、2のアスベスト対策の推進につきましては、建築物の解体やアスベスト除去作業場につきましては、保健所と土木部と連携しながら、しっかりと立入指導を行っているところでございます。

次に、72ページをお願いいたします。

水質保全対策の推進でございます。

有明海、八代海、河川等を含めました公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法を初めとしまして、県条例に基づき、事業場からの排水の基準値をより厳しく設定をいたしまして、監視を強化し、保健所と連携し、水質の分析や必要な指導を丁寧に行っており

ます。また、(3)の油流出等の事故発生時の対応につきましても、関係部署と連携しながら、迅速な対応に努めております。

それから、2の有明海・八代海環境調査事業でございます。

平成23年度、昨年度から、環境省の委託事業として広域総合水質調査を受託し、有明海・八代海沿岸の5県とも連携しながら、広域かつ長期的な調査も継続して取り組んでいるところでございます。

それから、3の地下水質監視事業でございます。

(1)の地下水の環境基準の項目のうち、1、4-ジオキサンなどについて調査を行いますとともに、従来から実施してきました定点監視等の調査もあわせて行っております。

次に、73ページをお願いします。

さらに、(2)は、昨年度改正いたしました地下水保全条例についてでございます。

今回改正しました概要でございますが、特に、従来から取り組んでまいりました硝酸性窒素汚染対策の推進につきまして、条例に明文化し、事業者、県民、市町村と連携、共同して、地下水への過剰な浸透の抑制に取り組むことといたしております。

次に、開発における環境配慮の推進についてでございます。

通常は環境アセスメントと言われているものでございますが、廃棄物処分場や区画整理事業等の開発事業が環境悪化を招くことがないように、事業着手前に調査、評価をする制度であります。環境影響評価法や条例等の適正運用を行っております。大きく分けまして、方法書、準備書、評価書の手順で手続を行っていくものですが、その手続中の事業につきましましては、ここに一覧表を掲載しておりますとおりでございます。

次に、74ページをお願いします。

水道事業の推進でございます。

1でございますが、本県は、御承知のよう

に、湧水源や地下水に非常に恵まれていたため、平成22年度末においても、水道普及率は現在86.1%でございます。安全、安心な飲料水の確保のため、市町村の水源開発調査の助成、国庫補助金の事務、それから維持管理の指導を初め、簡易水道の統合がなされるように促進を行っております。

また、2でございますが、水道未普及地域の解消、各市町村の水道普及の促進に向け、連携を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

主要事業につきましては、環境保全課は以上でございます。

よろしく申し上げます。

それから、補正予算のところを御説明します。別添資料の44ページをお願いいたします。6月補正予算説明資料の44ページでございます。

今回補正をお願いしておりますのは、宇土市にございます保健環境科学研究所で使用されております、ちょっと長くなりますが、イオンクロマトグラフ分析装置の更新分、それから、宇土運動公園局にあります窒素酸化物測定機並びに天草高浜局にあります浮遊粒子状物質測定機分の1,343万円余でございます。特に、研究所で使用しておりますイオンクロマトグラフ分析装置は酸性雨等のイオン分析を行っている機器でありまして、12年経過しているため、新たな機器に更新するものでございます。

環境保全課は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

主要事業・新規事業資料75ページをお願いいたします。

まず、自然環境の保全についてでございます。

本県のすぐれた自然環境を次の世代に引き

継ぐため、自然環境の保全対策や希少野生動物の保護対策を進めてまいります。

説明欄の1の普及啓発事業では、自然環境学習講座の開催などによる普及啓発を実施し、2の自然環境保全対策事業では、自然環境保全地域の開発規制による保全対策や自然ふれあい指導員による指導活動を実施してまいります。

また、3の希少野生動物保護対策事業では、希少野生動物の指定やその保護区の管理を行ってまいります。

さらに、4の生物多様性普及促進事業では、最下段に記載していますように、新たな取り組みといたしまして、今年7月にラムサール条約湿地に登録をされます荒尾干潟を題材とした生物多様性シンポジウムの開催について、6月補正をお願いしているところでございます。

次の76ページをお願いいたします。

5のアライグマ生息緊急捕獲調査についてでございますが、今年3月にアライグマが御船町で1頭発見されたことを踏まえて、生態系等への被害防止を図るため、市町村が行う捕獲調査の補助を行うものでございまして、6月補正でお願いをいたしております。

次の野生鳥獣の保護管理についてでございますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づきまして、野生鳥獣の保護管理や有害鳥獣の捕獲を行いますとともに、鳥獣保護センターによる野生鳥獣の保護管理や保護思想の普及啓発に努めてまいります。

1の鳥獣保護対策事業では、市町村が行うイノシシ、猿、クリハラリス等の有害鳥獣捕獲への補助を行い、また、2の特定鳥獣適正管理事業では、鹿の有害鳥獣捕獲等への補助を行うことで農林業被害などへの軽減に努めてまいります。

次に、資料の77ページをお願いいたします。

4の鳥獣保護センター管理運営事業では、

傷病鳥獣を受け入れて治療し、自然の生息地に戻すなどの保護活動を行ってまいります。

次の自然公園の保護・利用についてでございますが、1の自然公園保護事業では、自然公園法や県立自然公園条例に基づきまして、開発行為の許可によります規制や清掃活動への助成などを行い、自然公園の適正な保護を図ってまいります。

2の自然公園利用事業では、県有公園施設や九州自然歩道の清掃管理、また、ビジターセンターの運営管理を行い、さらに、3の自然公園等施設リニューアル事業では、県有自然公園施設のリニューアルなどの維持管理を行ってまいります。

次に、6月補正予算資料の45ページをお願いいたします。

自然保護費についてでございます。

先ほど主要事業でも御説明いたしましたように、説明欄に記載の(1)は、生物多様性シンポジウムの開催に必要な経費124万円でございます。(2)の市町村が行うアライグマの捕獲調査への補助に必要な経費295万6,000円と合わせて419万6,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の自然保護課の予算は、資料の最下段にありますように、2億4,099万円となります。

次に、資料の49ページをお願いいたします。

第11号議案熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

県内希少野生動植物及び指定希少野生動植物の捕獲等の制限について、規定を整備するものであります。

次の50ページの概要で御説明いたしたいと思っております。

白丸の4段目の改正後の条文でございますが、県内希少野生動植物の捕獲等の届け出に関する例外規定であります第13条第6項第3

号につきまして、アンダーラインの部分を改正いたしまして、規定の意思を明確にするよう整備するものであります。

次の指定希少野生動植物の捕獲等の禁止に関する例外規定であります第14条第4号につきましても、同様に整備するものでございます。

自然保護課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

78ページをお願いいたします。

廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進について御説明を申し上げます。

循環型社会の構築を目指しまして、県民、事業者、行政が連携いたしまして、廃棄物の3Rの推進に取り組んでまいります。

まず、1番目のごみゼロ推進県民会議事業、それから2番目の廃棄物リサイクル等啓発事業につきましては、県民、事業者、行政が一体となって廃棄物の減量、資源化に取り組むためのごみゼロ推進県民会議の運営、それから各種啓発、それからレジ袋無料配付中止等の推進などを行うためのものでございます。

次に、3番目の産業廃棄物リサイクル等推進事業につきましては、排出抑制、減量化、リサイクルに関する研究開発への補助を、4番目の産業廃棄物リサイクル施設整備等促進事業につきましては、処理が困難な産業廃棄物の再生利用施設の整備に対して、それぞれ補助を行うものでございます。

次に、79ページをお願いいたします。

5の廃棄物コーディネーター事業につきましては、産業廃棄物の処理などの実務経験者2名を3Rコーディネーターとして配置いたしまして、この2名の職員が企業を訪問し、廃棄物の削減やリサイクルなどに関する情報提供や助言を行います。

次に、廃棄物の適正処理の推進でございますが、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために、廃棄物処理法などに基づきまして、排出事業者、処理業者などへ指導監督を行っております。

まず、1の産業廃棄物適正処理事業でございますが、処理業者などへ立入検査などを行いまして、産業廃棄物の適正処理を確保することとしております。

2の不法投棄等防止対策事業でございますが、不法投棄などの不適正処理を防止するために、各保健所に1名ずつ廃棄物監視指導員を配置いたしまして、監視活動、早期改善指導を行ってまいります。

3の不法投棄撲滅県民協働推進事業でございますが、不法投棄の未然防止を図るために、県と農協、森林組合などとの間で協定を締結しております。これらの団体に対する研修会、合同パトロールの実施などを通じまして、住民参加型の監視体制を整えてまいりたいと考えております。

4の海岸漂着物対策推進協議会運営事業は、海岸漂着物対策を一層推進するため、行政、NPO等で組織します協議会の運営を行うものでございます。

次の80ページをお願いいたします。

5の管理型最終処分場立地交付金事業と6の最終処分場周辺環境整備等補助事業でございます。これらは、産業廃棄物の最終処分場の立地促進、理解促進を図るための制度として、市町村への交付金及び補助を行うものでございます。

7の産業廃棄物税効果検証事業は新規事業でございます。熊本県産業廃棄物税条例附則で5年後を目途に見直し検討を行うこととなっております。産業廃棄物税制度の導入効果の検証を目的といたしました産業廃棄物に関する実態調査及び意識調査に要する経費でございます。

廃棄物対策課は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

81ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備促進につきましては、後ほど報告事項の中で改めて経過御説明をさせていただきますが、南関町での建設に向けて所要の手続を着々と進めております。昨年度、南関町、和水町とそれぞれ基本協定書を締結し、現在、入札の手続に入っているところです。また、基本協定書に基づき、地域振興策について、地元との協議を進めております。今年度中の環境保全協定の締結を目指し、今後とも、地元の思いを真摯に受けとめ、引き続き丁寧に取り組んでまいります。

下段の産業廃棄物施設モデル的整備立地交付金積立金は、国の産業廃棄物処理施設モデル的整備事業を活用する管理型処分場の立地促進を図るため、産廃税の一部を将来の交付に向けた財源として基金積み立てを行うものです。本年度が2年目の積み立てで、現在1億円となっております。交付範囲と内容につきましては今後検討してまいります。

公共関与推進課は以上でございます。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

当課からは、主要事業と補正予算について御説明させていただきます。

まず、主要事業の資料82ページをお願いいたします。

初めに、交通安全対策でございますが、昨年度策定いたしました第9次熊本県交通安全計画に基づきまして、交通安全思想の普及啓発や交通事故相談などの施策を推進してまいります。

県下の交通事故は、発生件数が5年連続、死傷者数が7年連続して減少してござい

て、その大きな原動力が、県民の理解と協力と考えております。

そのような観点から、1の交通安全推進連盟等に対する補助を通しまして交通安全県民運動を展開するとともに、2の特別啓発事業といたしまして、現在社会問題化しております飲酒運転の根絶と自転車の安全利用の推進をテーマにした県民参加型のテレビスポットの制作、放映を行うこととしております。3の交通事故相談につきましては、引き続き相談員2名を配置し、被害者支援の観点を踏まえ、対応してまいります。

83ページをお願いいたします。

安全安心まちづくりでございますが、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例に基づき、防犯に関する広報、啓発、自主防犯活動団体の育成などに取り組んでおり、平成15年以降犯罪件数が減少傾向に転じた大きな要因として自主防犯団体の増加が挙げられることから、引き続き、1に記載しております推進事業などにより自主防犯活動などが充実したものとなるよう、育成支援及び連携強化に努めてまいります。

2は、本年度新規事業として取り組みます、地域の暮らしの安全に向けたきずなづくりに係る事業でございます。交通事故や犯罪件数の減少には、県内各地域のボランティア団体の活動が大きく寄与しておりますが、これらの交通防犯ボランティア団体の中には、後継者不足や関係機関との連携不足といった課題が散見されております。そこで、こうした各ボランティア団体の活動状況や課題などを調査分析し、各地域に応じた活動の活性化や関係機関、団体との連携促進を支援していくという事業でございます。

3の犯罪被害者等支援事業につきましては、県民誰もが犯罪被害者となる可能性があるとの認識のもと、昨年度策定しました犯罪被害者等支援に関する第2次取組指針に沿いまして、引き続き県民の理解増進と担当職員

の資質の向上に努めてまいります。

次に、84ページをお願いいたします。

食の安全安心の確保でございますが、1に記載しておりますように、第3次熊本県食の安全安心推進計画に基づき、県民、関係団体などと連携して、啓発や情報提供などの施策を推進してまいります。

なお、この第3次計画につきましては、後ほど報告事項の中で説明させていただきます。

85ページをお願いいたします。

2の食品検査体制整備につきましては、本年度も、生産から流通の各段階において、関係部局が連携して、農薬などの残留検査を行い、その結果を適宜公表してまいります。

3のJAS品質表示指導事業でございますが、定期的な巡回指導のほか、県民の皆様からの情報提供をもとに必要な調査を行い、違反事例に対しては厳正に対処してまいりたいと考えております。

なお、昨年7月に完全施行されました、いわゆる米トレーサビリティ法につきましては、引き続き、農産課や農政局などの関係機関と連携しながら、制度の普及啓発や指導を行ってまいります。

最後に、86ページをお願いいたします。

青少年対策でございますが、少年保護育成条例に基づき、有害環境の調査、浄化活動に取り組んでまいります。また、携帯電話インターネット利用による犯罪被害などが発生していることから、携帯電話事業者や保護者に一定の義務を課すことなどを内容とする熊本県少年保護育成条例の一部改正に向けて検討を進めるとともに、関係機関と連携しながら、インターネット利用に係る啓発を推進してまいりたいと考えております。

2のジュニアドリーム事業につきましては、本年度も、小中学生を対象に、記載のとおりの日程で実施することとしております。

続きまして、補正予算について御説明申し

上げます。

補正予算資料の46ページをお願いいたします。

交通安全対策促進費といたしまして、403万8,000円の補正をお願いしております。

内訳でございますが、右の説明欄をお願いいたします。

1の交通安全総合対策費は、熊本県交通安全推進連盟などが行います交通安全推進運動などに要する経費への補助382万円と2の交通安全思想普及費は、熊本県交通安全母の会が行います交通安全活動に要する経費への補助21万8,000円でございます。

次に、諸費といたしまして、450万円の補正をお願いしております。

説明欄をお願いします。

社会参加活動推進費といたしまして、先ほど御説明させていただきました新規事業の、地域の安全の絆ネットワーク促進事業に係る経費をお願いしております。県内全域の交通防犯ボランティア団体の活動状況などに係るアンケート調査や団体活動の活性化、関係機関との連携促進に向けた検討会の開催などを行い、地域の暮らしの安全に向けたきずなづくりを支援するというものでございます。

最後に、青少年育成費といたしまして、66万8,000円をお願いしております。これは、青少年の健全育成を県民総ぐるみで推進していくための母体であります熊本県青少年育成県民会議の運営及び普及啓発活動に要する経費への補助でございます。

当課合計といたしまして、920万6,000円の補正をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

主要事業資料の87ページをお開きください。

消費者行政の充実強化でございますが、主要事業として3点上げております。

まず、1の県消費生活センターにおける相談対応につきましては、消費者被害の未然防止と早期救済を旨としまして、出前講座等により啓発を行うとともに、相談への的確な対応に努めているところでございます。その結果、実績に掲げておりますように、平成23年度におきましては、3億1,000万円を超える被害回復につながっております。

続きまして、88ページをお開き願います。

2の消費生活相談機能の充実強化でございますが、特に、住民に身近な市町村における消費生活相談窓口の整備を中心に、市町村消費者行政の支援に力を入れているところでございます。(1)から(4)までに掲げております事業を中心に進めておりまして、その結果、実績効果として掲げておりますように、この4月をもちまして、県下14市全てに消費生活センターの設置が完了いたしますとともに、町村での相談窓口の設置も進んでおるところでございます。引き続き市町村の相談窓口の機能強化に努めてまいります。

3の多重債務対策の推進につきましては、先週22日の請願に係る説明において触れましたので、割愛させていただきます。

続きまして、6月補正予算について説明させていただきます。

補正予算説明資料の47ページをお開き願います。

消費者行政推進費といたしまして、2,200万円余の補正をお願いしております。

内訳でございますが、説明欄1の消費者行政推進費といたしまして、1,700万円余をお願いしております。

まず、(1)の地方消費者行政活性化事業でございますが、本事業は、県及び市町村の消費生活相談機能強化のため、研究会の実施や広報、啓発を行うものでございます。

次に、(2)の多重債務者生活再生支援事業

でございますが、本事業をさらに推進させていくための周知、啓発を行う経費をお願いしております。

次に、新規事業でございますが、(3)の地域消費者問題対応力向上事業といたしまして、580万円をお願いしております。本事業は、県及び市町村で実施しております出前講座等を充実するための講習マニュアルの作成、また、県立図書館に消費生活コーナーを設け、関連する書籍を設置するなど、より効果的な啓発や消費者自身での学習等を行える環境を整備することで消費者問題への対応力向上を図るものでございます。

最後に、2に、消費者行政活性化基金積立金といたしまして、こちらも新規事業で580万円をお願いしております。これは、今年度新たに国が追加交付を行います交付金を消費者行政活性化基金へ積み立てるものでございまして、ただいま御説明申し上げました(3)の事業の原資となるものでございます。

以上、当課合計といたしまして、2,200万円余の増額をお願いしております。

消費生活課は以上でございます。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の89ページをお願いします。

まず、協働の推進でございますが、行政とNPO等のさまざまな主体が、双方で理解を進め、地域課題の解決を図る協働の取り組みの支援を行うものでございます。

具体的な施策として、1の県民との協働推進事業は、本年4月から県がNPO法人の認定、仮認定業務を所管しておりますが、条例で個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を個別に指定するための基準づくりを行うことといたしております。

2の新しい公共支援事業は、平成22年度の緊急総合経済対策で国から交付された1億7,000万円を原資に基金を設置し、その基金を

活用して、平成23年度と24年度の2年間にわたり、新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、その拡大と定着を図るための事業を実施するものでございます。

次に、男女共同参画の推進でございますが、男女共同参画社会の実現のため、県男女共同参画推進条例及び第3次男女共同参画計画に基づき、県民や事業者、市町村と連携して、総合的かつ計画的に取り組みを進めるものでございます。主な施策として、90ページの3の男女共同参画社会形成促進事業は、男女共同参画審議会の運営、男女共同参画の進捗状況を明らかにするための年次報告書の作成等を行うものでございます。

4から6までの事業は、4点目が中学生や高校生、5点目が市町村、6点目が事業者等に対して、それぞれ男女共同参画に対する理解や取り組みを促進していくための事業を行うものでございます。

次に、くまもと県民交流館における県民の活動支援でございます。

くまもと県民交流館パレアにおいて、県民の社会貢献活動、生涯学習活動や就労支援など、県民の自発的で主体的な活動を支援するため、施設の提供や相談業務等を実施しております。

なお、施設の管理運営につきましては、平成22年4月から指定管理者制度を導入いたしております。

新規事業のくまもと県民交流館管理運営業務は、予約システムの老朽化に伴い、全面的にシステムの改修を行うものでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○清原人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

主要事業と6月補正予算について御説明をさせていただきます。

まず、主要事業及び新規事業、91ページを

お願いいたします。

人権施策・啓発の推進でございますけれども、熊本県人権教育・啓発基本計画を基本に、人権施策の総合的な推進を図るとともに、広報・啓発活動や指導者の育成等に取り組んでまいります。

以下、主な事業について御説明させていただきます。

2の広報・啓発事業ですが、県民の人権意識の高揚を図るために、講演会や人権フェスティバル等の開催、あるいはテレビ、ラジオ等のマスメディアを利用した広報、啓発などを実施するものでございます。

5の人権啓発活動市町村委託事業ですが、これは、市町村が行います講演会等の各種啓発事業について、全額国庫の法務省委託事業を活用して支援するものでございます。

6の地方改善事業費ですが、市町村が設置しております隣保館の運営等に対して補助を行うものでございます。

7の人権問題連携調整費でございますが、これは、さまざまな人権問題の解決に向けた施策を効果的に推進するために、行政や諸団体と連携して、啓発活動を行うものでございます。

次に、補正予算資料の48ページをお願いいたします。

県内の人権擁護委員で構成されます熊本県人権擁護委員連合会が、広報宣伝や啓発活動を行っておりますので、この連合会に対して10万円の補助を行うものでございます。

人権同和政策課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小早川宗弘委員長 以上で環境生活部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 主要及び新規事業の説明資

料の69ページですけれども、騒音・振動・悪臭防止法対策の推進ということで、今、新八代駅周辺の駅通過によるスピードアップの影響調査という報告がございました。今後どのような形で——今わかっている範囲で結構ですけれども、教えていただいてもよろしいですか。

○清田環境保全課長 先ほど若干触れましたけれども、現在、御承知のように、3月の時点で、新八代駅の引き込み線がなくなるということで、スピードアップするということはおわかりおりましたので、地元八代市とよく打ち合わせの上、状況把握するために、6月に地元八代市、それから、一部新聞のほうにもちょっと騒音が高まっているというお話もございましたので、先ほど申し上げましたように、測定に当たっても住民の方立ち会いのもとに、測定状況を見ていただきながら、測定を現在やっております。現在解析中でございます。解析が出ましたら、また情報提供してまいりたいというふうに思っております。

○前田憲秀委員 この騒音・振動問題は、私も、熊本市内、熊本駅周辺でもいろんな形で御相談いただいておりますし、玉名のほうでも何か予定があるというお話も聞いております。運輸機構さんともいろいろやりとりもさせていただいたんですが、規定上は、70デシベルだったですか、基準がありましたですね。そこは恐らく超えないんじゃないかという感じなんですよね。ですから、八代の場合も、確かに、住民の方は、以前とは変わっているのは間違いないと思うんですよね。ですから、生活に対して、また小さな子供さんがいらっしゃる場合とか、さまざまな条件があられると思いますので、そこのお話はしっかりやっばり聞いていただいて、市とも連携をとって、何か対応策がないかを検討していた

だきたいというふうに思っておりますので、このことを要望させていただいております。よろしくをお願いします。

○小早川宗弘委員長 ほかに。——質問ありませんか。

○前田憲秀委員 ちょっとまた違う角度で。昨年、県のほうで、七夕の日を境に、たしか洞爺湖サミットでクールアースデーというのが選定になって、ライトダウンキャンペーンというのをやっていたと思うんですけども、担当の箇所はどちらになられますかね。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課です。

○前田憲秀委員 ことしは特にはやってないんでしょうか。去年は、いろいろお聞きをして、夏至の日、七夕の日、あと、いろいろ日にちを決めて県独自の節電をやっていきましようというのがあったと思うんですけども、ことしの件、ちょっとお尋ねしたいんですけども。

○福田環境立県推進課長 ことし、実は先週21日木曜日の夏至の日でございましたけれども、ここで、第1回目のライトダウン、これはもう全国一斉でございましたけれども、実施をいたしました。次に、7月7日、七夕の日にも、またこれ、全国一斉のライトダウンがございますけれども、県としましては、今回の節電といいますか、電力の問題もでございます。二十四節季にタイミングよくそれを実施したいと考えておりまして、熊本県としては、9月中までに全体で7回くらいのライトダウンを実施していきたいと考えております。

以上です。

○前田憲秀委員 昨年も、たしか大暑、立秋、処暑——同じ内容で、ことしも計画されているということですかね。

○福田環境立県推進課長 基本的には同じでございます。

○前田憲秀委員 ということですね。

その割には、ことしは、昨年のもとの原発の事故があつて、節電というのはいくらでも意識をし、知るところであると思うんですけども、その前からずっと本県としては——私も去年は街頭演説でもしっかりこの県の取り組みを訴えさせていただいたんですけども、もっともっと周知徹底が昨年よりもあつていいのかなと思うんですけども、何か昨年とちょっと違っているところみたいなありませんか、周知の仕方みたいなので。

○福田環境立県推進課長 ことしの節電につきましては、県民の皆さん方のアイデアを募集しながら、先ほど新しい新規事業で申し上げました、熊本らしいライフスタイルの普及ということもございまして、例えばグリーンカーテンを普及したり、ライトダウンにつきましても、昨年に増して実施を、アイデアも募集しながら実施したいと考えております。また、そういったアイデアを募集して、今、熊本県のホームページのところで、いろいろグリーンカーテンの作り方の紹介ですとか、いろんな県民の皆さん方のアイデアなんかを御紹介しながら、普及啓発に努めていきたいと考えております。

○前田憲秀委員 昨年は、たしか、県庁のメールアドレス宛てに、参加団体、法人も含めて、募集をずっとやっていたと思うんですけども、ことしは数字的な数はわかりますか。昨年がどれくらい参加しますという意思表示があつて、ことしはどれくらいですとい

うのは。

○福田環境立県推進課長 済みません、ちょっと調べさせてください。

○前田憲秀委員 じゃあ、後でもいいですよ。よかったら報告をしてください。

繰り返しになりますけれども、当初から、いわゆる節電というのは本県としてはしっかり取り組まれていたと思うので、ことし、また状況は変わりますけれども、より一層周知徹底になお一層努めていただければというふうに思います。我々も応援できることはしっかりアピールもしますし、何らかの実績をそれをつくっていただきたい、目標も明確にして。そのことを要望させていただきます。

以上です。

○小早川宗弘委員長 次に、どなたか。

○藤川隆夫委員 79ページの廃棄物コーディネーター事業なんですけれども、この500万というのは、これは人件費でいいんですかね。

○加久廃棄物対策課長 人件費と、それから旅費が入っております。

○藤川隆夫委員 本来この事業自体は、企業が本当はやるべき事業だろうというふうに思うわけなんですよね。これは県予算でやられているわけなんですけれども、このことで、具体的にこのリサイクルを推進するような形での事業として、具体的にどういうふうな事業に結びついたかというのがわかれば教えてください。

○加久廃棄物対策課長 昨年度の実績を申し上げますと、188社訪問しております。そのうち、新規が141社、再度訪問というのが47

社ございました。

中身につきましては、当然、リサイクル、削減のものもございまして、それから適正処理、こちらの方面のものも指導もやっております。そういった中で、適正処理が9件、それから3Rが43件ということで、私どものほうから助言をさせていただいております。

具体的には、それでもちましてリサイクル率が上がったりしているところもございまして、今後とも、この取り組みを含めまして、特に排出事業者の方にしっかりこの辺は助言をしていながら、適正な処理と、それからリサイクルが進むような形での推進をさせていただければというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 企業OBを使われているわけなんで、恐らくそういう産業廃棄物を扱っている事業所の企業OBだろうと思っておりますけれども、やはり中立というか、公正な立場できちっと指導をしていっていただければと思いますので、よろしく願います。

○加久廃棄物対策課長 わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○西岡勝成委員 水俣病の問題で、7月の締め切りを前に、それぞれ申請されている方が多くいらっしゃいますが、その内訳として、地域に指定されていない部分とされている中の割合わかりますか、申請者の。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

申請なさった方につきまして、対象地域内にお住まいか対象地域外にお住まいかということにつきまして、私どもで、現時点でそういう統計のほうはとっておりません。

○西岡勝成委員 そのほか、もう一ついいですか、ほかに。

バイオマスの件だけど、我々もあっちこっちに行って視察をしたりするんですけども、かなり公費をつぎ込まぬと成り立たない事業が多いような感じするんですね。例えば、木質バイオのペレットをハウスに活用をするとか、六価クロムの問題等もあるし、何か北海道に見に行ったときも、かなり国の補助金をもらわぬと到底成り立つ事業じゃないような話が多く聞かれるんですけども、継続してやっていく可能性を探っていくかないと、補助金頼りでやると、なかなか現実的な問題にならないんじゃないかというふうな感じもするんですけども、その辺どうですかね。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

確かに、このバイオマスでの事業というのは、事業としての継続性というところにやや課題はあろうかと思えます。今私どもがやっておりますのは、アドバイザーを派遣したりとかいうような事業をやっているところでございます。アドバイスの内容も、技術的な面もございますけれども、それが地域として、経営として成り立つかどうか、そういったアドバイザーを、ことし、ちょっと事業で、派遣できるような形で実施をしていきたいなと思っております。

○西岡勝成委員 まあ、理想というかね、それがあつたらいいなというふうな考え方が入るのはいいんだけど、やっぱり現実になるかということをお先に考えていかないと、補助金だけ使って消えていくような事業が多くあるような感じがしてならないんですよ。もうちょっとやっぱり現実にやっていけそうな事業から取り組んでいかないと、余り理想だ

け追い込んでいったら、多分あそこの、宮地岳の菜の花プロジェクトかな、あれも似たような部分があるんじゃないかと思うんですけども、そうやって手を出しちゃ消えていく、手を出しちゃ消えていくような部分がありゃせんかと思うんです、現実的に。それよりも、やっぱり将来的に——それはいろいろ研究しとるうちに開ける可能性もあるんですけど、もうちょっと現実的なところから入っていかないと、ただ予算を食って終わりというような可能性があるような気がしてならないもんで、その辺は注意しながらやってください。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 先ほどの部長の報告の中で、光化学スモッグ等の原因となる物質についても、九州各県や国と連携して取り組むというお話がありました。

実は、宇土市にあります保環研、これが非常に重要な役割をこれから果たしていくんじゃないかというふうに思います。今回、放射能に対する測定機器を設置するというところで、部分的には進んでいるわけですが、先ほど課長の御報告の中で、九州各県と連携をとってというお話もありましたが、これは、その事業の中身、九州各県とどういう連携をとられていこうとされているのか。

もう一つは、たしか韓国、つまり国を越えて大気汚染に対する取り組みが今進んでいると思うんですね。特に保環研では、忠清南道あたりとも連携をとりながら、この広域的な対応がなされているというふうにお聞きしているわけですが、今後保環研を中心とするこの大気にかかわる取り組みの重要性を含めまして、現状取り組まれている状況についても少し紹介いただければというふうに思います。

○清田環境保全課長 委員お話しいただきましたように、光化学スモッグだけでなく、PM2.5の測定機器整備の件もあります。一度委員からちょっとお話がありましたので、一応保健環境科学研究所にもお話は伝えました。ことしが、たまたまだったと思うんですけども、全国の保健環境科学研究所の研究発表会が熊本県でございます。その際にも積極的に研究の成果を発表しようということで、もちろん本県だけの内容もあると思いますし、九州各県、それから国と連携した内容のもの、ここで断言はできないけど、そういった発表もあろうかというふうに思っております。

いずれにしましても、九州各県、それから国、それだけではなかなか越境汚染については対応できない部分も、委員がおっしゃるとおりありますので、国の状況も含めて、そういった流れが研究所のほうで把握できたら、またいろいろ報告ができるかというふうに現在のところ思っております。

○鬼海洋一委員 いよいよ光化学スモッグの注意報が発令をされる暑い時期に差しかかっているというふうに思うんですね。ただ、このことについても、今お話があったように、つまりバックグラウンド汚染という、中国大陸からの大気の移動というのがさまざまな影響を与えているという、こういう状況の中で、国境を越えた対応をやっていくということが極めて重要。もうそういう意味では、国のかかわる事業に発展していかなければ難しいというふうに思っているわけですが、とりあえず熊本市と、保環研を持っているわけですから、この機能を充実させながら、そして国との対応をやって、広域的に進めていくという努力を、ぜひ熊本から、部長、発信していただければというふうに思っているんですね。このことが——やらなければ、ただ何かやっているだけで、具体的な解決の方法には

つながっていかないのではないかというふうに思っていますから、このことを改めてお願いしておきたいというふうに思います。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○松岡徹委員 かなりありますので、最初に水俣病をやって、あと、2つずつぐらいちょっと。よろしくお願ひしたいと思います。

きのう、不知火患者会や県民会議医師団などの実行委員会で検診をやって、あの大雨の中で1,413人が受診をして、現地では、今、集約、分析、整理をしている途中ということで、今わかっているだけで、88%が水俣病の症状ありというのが出とるんですけども、これについては、さっき課長も7月末までに全力を挙げるとのことだったので、一つの大きな取り組みですよ、7月末までにということに——賛成しているわけじゃないけど、早く救済しようという点での取り組みとしては。これには、知事は被害者に寄り添ってというふうに何回も言っとられるけど、県としてはどういう対応をしたんですか。

それから、私は、この前環境省に行ったときに、大坪室長に、前のときは石破室長が参加されたんですけども、あなたもドクターとして参加されたらどうかというふうに言ってきたんですけども、環境省はどうだったのかなど。

そこんところを——きのうの受けとめ、それから県としての対応、ちょっと最初に。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

昨日の不知火患者会を中心となさった民間の先生方の検診の県のかかわりと受けとめについてのお尋ねでございますけれども、県のほうといたしましては、たまたま昨日、私どもも公的診断を行う日であったということと、それから、県の公的診断を、昨日にかか

ならず、これまでずっとしてきておりますので、公的診断をやる立場の県が、民間の先生方の検診のほうにかかると、またいろんな誤解といいますか、わからない点が出てくるということでございましたので、先生方の、大変雨の中、スタッフの人たちも御努力をされたと思っておりますけれども、今回の検診のほうにつきましては、特段県のほうではわかりを持たせていただいております。

それから、受けとめにつきましては、一定数の方々が検診を受けられて、それで、新聞の報道によりますと、今先生のほうからお話がありましたように、80数%の方に症状があったということでございます。それにつきましては、私どもできるだけ7月末、当然末までに御申請をいただいて、その御申請をいただいた中で、個別に、丁寧に判断をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○松岡徹委員 きのうのあれも、実際上は、本会議のときも言ったけど、1,800を超える人たちが応募があって、やっぱり一応1,500で切るということでやったようなんですけれども、ドクターが142名、スタッフ全体で836人参加してやったんですけれども、やっぱりこれまで2回、1,000名規模の検診はやられたんですけれども、過去最大規模に広がっているんですよ。

ですから、水俣病被害者の広がりというのは、かなり県外からも来ていらっしゃる、すごいものがあって、本会議でも言ったけど、ああいう黒岩とか、日当野みたいに山間部で今被害者が出ているわけだから、沿岸部はもっといって。津奈木の町長さんが言った数を言いましたけど、5,200人だけど、6,000人受けたというのが新聞に出てた。これは根拠は本当にあるのかなと思って、それで僕は、水俣市の、県がつくっている人口推計調査というので水俣市ではどうかと見たら、19

75年から10年間に、今の人口は2万6,900人だけど、2万9,000人が出ているわけ。だから、沿岸住民と、それから沿岸から全国に出た人なんかをすると、とても7月末までに捕捉することはできないのはもう明らかなんです。だけれども7月末でということに、水俣病の発症県である熊本県がそこにとどまることは、歴史的に見てどうなのかということをお願いいたしますよ。

きのうなんかの結果を見て、課長、どがんですか。そこのところは、本当もう一回県として検討すべきじゃないかということの思うんですけれども、国が決めたからということじゃなくて、国にやっぱり要請すると、こういう実態だということを求めるべきじゃないかと思っておりますけれども、課長は答えにくいだろうけど、部長、その辺はどう思うですか、きのうのなんか見て。あの大雨の中で1,400人を超える人が来て——要するに、受け付けは締め切って、なおかつそうなんですよ。

○谷崎環境生活部長 今、松岡委員のほうから話がありました、7月31日の見直しを国のほうに迫ったらどうかという話がありました。これは、本会議の中でもそういう話がありましたので承知しておりますし、今回の集団検診につきましては、国のほうも、報道関係を通じて伝わっているものと思います。私どもとしては、そういう形での、潜在的にいらっしゃる方々の検診を今回行われたということで、団体側は、そういうことをおっしゃっております。そういう中で、今回の検診を受けられた方々というのは、先ほど田中課長が申しあげましたように、7月中に申請をしていただければと思っています。我々としては、あと1カ月残された中で、精いっぱいそういう意味での周知に努めていきたい。この制度につきましては、松岡委員御存じのとおり、国のほうが法律及びその方針の中で定めた部分でございますので、それに従って私ど

もとしては引き続き徹底した周知を図っていききたいということで、今もうそれに全力を挙げて努めていくということで考えております。

ただ、期限につきましては、国のほうも、今回の集団検診を受けてどうするという部分については何も示しておりませんし、私どもとしても、国と一緒に今までやってきておりますので、改めてそれについて、7月31日の見直しを迫るということは今のところ考えておりません。

○松岡徹委員 7月31日というのも、7月末というのも、これは目途であって、あの法の言わんとするところは、あとう限りの救済の立場に立って速やかに救済をするということであって、まだいっぱい未救済が残るということがはっきりしているならば、それは延ばすという選択肢はあの法の解釈でも十分あるんですよ。それを熊本県としてやったらどうかということを言っているわけ。

それで、もうちょっと聞きますけれども、知事は、私の質問に対して、確実に残ると、その後どうするかと聞いたのに対して、しかるべき要件を持っている人に対するフォローアップをするというふうにおっしゃったわけですね。課長、そこら辺はどがんしたことなんですか、しかるべき要件というか……。

○田中水俣病保健課長 今回のフォローアップ事業についてのお尋ねがございましたけれども、これにつきましては、昭和49年以前に水俣湾に流されたメチル水銀によって汚染をされた魚介類を多食したという方について、残念ながら特別措置法によって救済は受けられませんでした、これには、残念ながらノーモア・ミナマタの原告の方でも一時金該当にならなかった方も含まれますが、そうした方につきましては、年に1回、無料で、健康診断を受けていただいて、健康不安の解消に努めさ

せていただきたいということでございます。

○松岡徹委員 だから、年代、その以降の人とか、あるいはいわゆるこの間の特措法とかノーモアなんかでかかわらなかった多くの人たちなんかは、いわば水俣病として救済する措置はないままにいくわけでしょう。それで、私はこの前本会議でも示したけれども、地域全体を対象にしてやっぱりいわゆる健康調査というものをやらないと、何年たっても水俣病は繰り返すんですよ。私も25歳のときから水俣病に取り組んできたけれども、やっぱり繰り返すんですよ。

それで、原田先生、亡くなられたけど、あの人がある本に書かれたので、大晦日の検診という文章があるんだけど、どういうことかということ、原田先生の、いわば第2次水俣病研究班の立津教授が大晦日に検診に行くと言い出したというわけね。原田先生が何ですかと聞いたら、大晦日には、よそに行つてもんも里に帰ってくると、だから、チャンスなんだというようなことを言われたということが、原田先生がある本に書いとられるんですけど、要するに、立津先生なんかがとつてこられて、今県民会議医師団なんかがとつているのは悉皆調査というやつ。悉皆というのは、ことごとく皆調査という、ややこしい言葉なんだけど、全体を対象にして調べるという立場で進まない、水俣病問題は解決しないんですよ。そこのところを部長、ぜひ、あなたが責任者だから、決断をして知事に迫るぐらいにひとつやっていただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○谷崎環境生活部長 今、松岡委員からお話がありました健康調査でございます。これも本会議の中で知事がお答えをしたとおりでございます。

特措法に基づくものでございますが、私どもとしては、18年に——実際16年の最高裁判

決直後に、ほかの項目とあわせて、国のほうに健康調査をやるべきだということを要望いたしました。

その後、それだけでは私どもとしての要望に具体的な内容がないということで、18年に検討委員会をつくりまして、健康調査の手法についての検討をいただき——これは専門家の知見をいただいたわけなんです、それでも、その中でも、やはりもっともっとういいう意味では、非常に期間が長くとっているということもあって、調査手法については詳細な検討が必要だということの御結論をいただいて、それについても、国のほうには報告はいたしておりますけれども、いずれにしても、この健康調査については、その後、特措法で、法律的に国のほうがその開発手法も含めて検討するというようになっておりますし、我々としては、地方公共団体もそれに協力するというので、はっきり国の特措法の中でうたわれたということをもって、国のほうがそれに沿ってやっていくということに一応仕切りとしてなっております。

国としては、それを受けまして、まだちょっと最近になってでございますけれども、その検討を始めたということで御報告を受けていますので、そういった部分での経緯を述べたいということで知事のほうから答えさせていただきました。その考え方と、今のところ私の考えとしては変わっておりません。

○松岡徹委員 課長に聞きますけれども、その特措法は3年前にできたんですけど、その調査手法の開発で実際——きのうはいわば1,400人を超える人たちが受診されているけれども、実際の被害者の健康調査という点で何か役に立っていますか。いわば具体的に進みますのは、ことしの2月に環境省がまた言ったけど、調査手法の開発で実際水俣病被害者がいわば発見されて、そしてそれで救済されたり、そういうのが何人いますか。

○田中水俣病保健課長 済みません、それは、国が、特措法が成立した以降、その調査のことにに関して何かやったことが被害者の救済に役立っているかという御質問でございますかね。

○松岡徹委員 その救済が何人にされたかということ。あるいは調査の数は幾つかと。

○田中水俣病保健課長 先生御承知のとおり、実際に国のほうは、特措法が成立しました約3年前から、国のほうが現実的に何か調査に着手したということではございませんので、じゃあ、それによって何か救済されたことがあるかということであれば、それはないかと思っております。

やはり、先生も御承知のとおり、やはり症状とともに、メチル水銀に汚染されたこの魚介類をたくさん食べられたかどうか、いわゆる疫学要件、こちらをどうやって把握していくか、症候のほうもそうなんです、その辺について、今ちょっと部長も申し上げましたが、長い時間が経過しておりますので、そこを的確に把握する方法、その手法の開発が大変大事であるということで、国のほうで今お取り組みを始められているのではないかと、うふうに私は理解をしております。

○小早川宗弘委員長 松岡委員、もうそろそろ——ちょっと話が平行線になってきましたので、もう大体……。

○松岡徹委員 水俣病問題は、あと1点だけ聞きます。

その点では、それでは進まないというのがもう3年たって、一方では、大量に検診がやられて、いわば水俣病の症状を持った人が見つまっているわけでしょう。あとは、県も一

緒になって、その人たちがどういう事態の中で、いわば疫学条件的に見れば、メチル水銀に暴露されたかというのを究明すると。被害者のほうに究明せいと言うのは、ある面ではむちゃくちゃな話で、一緒になって究明するということが必要だと。

あと、質問の一つは、これは水俣病保健課のほうか、地域の再生問題。再生問題で、現地で今一番大きな関心になって悩んでいらっしゃるのは、この前、大石会長とも2～3日前会ったときに、大石さんがもう一つ悩んでいるのは、やっぱりヘドロ処理問題ですね。御承知のように、ヘドロ処理は20年前に完成して、485億のお金で、3分の2はチッソが出したんだけど、今度のいろいろ検討委員会の資料を見ると、まだ大分長うもちますという報告が出とるけど、それは本当なのかというちょっと疑問ありますけど、それはきょうは置くとして、しかし、いずれにしろ、このヘドロ処理問題は、鋼矢板は永久にもつわけじゃないから、やっぱり相当な金がかかるわけですよ。ところが、チッソの森田社長は、それは県の所有だから県がやるんでしょというように今言っているわけね。

それで、僕は、特措法の36条の2項、何て書いてあるかというのと、「政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする」というふうになっているわけね。それで、いわばチッソが分社化されて、いろいろな経過があるけど、特措法の問題、大きな問題なんだけど、やっぱりチッソを取り逃したらいかぬと思うんですよ。だから、この特措法の36条の2項、こういうものなんかも今しっかり位置づけて、将来にわたって、地域再生のために、チッソがその役割を果たすというのをやっぱりきちっと確認していくと。ああいう森田社長の発言なんかに対しても、行政としてもきちっとやっぱ

り対応していくようにするべきじゃないかというふうに思うんですけど、部長、どうですか。

○谷崎環境生活部長 今、松岡委員がお話がありましたような話の中で、チッソのほうにも、私どもとしてもお話をしております。地域の医療・福祉関係についても、あるいは地域づくりについても、今の地域再生の話についても、チッソとしてやるべきところはやりたいということはお話をされています。

今のヘドロ処理の部分につきましては、我々としては、現時点のところ、その監視に目が行っておりますし、またそれを強化していかなければいけないということでやっておりますが、引き続き、今委員がおっしゃったような話につきましても、引き続き国との協議をさせていただきたいと思っております。

○松岡徹委員 あと、ありますけど、ほかの先生が言われてからまた。

○小早川宗弘委員長 ほかに。ほかの委員の先生方、御質問ありませんか。

○田代国広副委員長 自然保護課。いわゆる野鳥といいますと、いわゆる有害鳥獣。農政サイドとしては、この有害鳥獣を徹底的というか、少しでも減らそうというふうな取り組みは当然ですけれども、この鳥獣の保護課によると、鳥獣を保護せなならぬという立場上、そこに農政と保護課との、あつれきはないと思いますけれども、多少のミスマッチというか、そういったのがありはしないかと感じるんですよ。特に狩猟の免許。狩猟の免許と書いてありますが、狩猟の適正化のためと。農政サイド、我々から見ると、何ををもって適正か知りませんが、少しでも減らしたいと。特に、イノシシとか、カラスもそうですね。猿と鹿とおりますが、この狩猟免許を交

付するとありますが、これを適正化のためという、いささか、立場上、こういったものではなく、思いますけれども、できるだけ狩猟免許者をふやしたいんですよ。というのは、狩猟免許者が高齢化になりましたし、そして減ってきております。それが、1つには、イノシシを初めとする有害鳥獣の増加なり、減少につながらない側面が1つあります。

わなも、ここでやっぱりやるわけですか、免許は。わなも、免許持たななりません、わなの免許も結構今やっておりますけれども、まだまだ不十分でありますし、ある県では、県が補助してわなをつくって、100か200個か、そして市町村に貸し出すような施策をとって、この有害鳥獣を減らそうと取り組んでおる県もあるわけですよ。そういった免許のやり方に対する見解。私たちの農家側からすると、もっとふやしたいと。免許の取り方とか、わなあたりも、むしろできるだけ与えたいと、そういったほうに施策として誘導していきたいと思っているんですけど、保護課としては立場が違うわけですけども、それについてはどう考えてあるかが1点。

もう一点、同和問題ですけども、県政の中で、同和問題に対する議論が余りなされていない気がいたします。これは、同和対策特別措置法ができましたけれども、当時、同和問題は行政の責務であり、国民的課題だと、責務だと位置づけられてまいりまして、御承知のように、積極的な同和対策事業が行われまして、ハード面においては、恐らくもうほとんど完璧と言っていいぐらいできまして、そういったハード面は終わりましたが、依然として、まだ心と申しますか、部落差別問題は必ずしも終わったとは言いがたいのが現状なんです。しかし、以前と比べて——私の地区にもそういう部落がありますからよくわかりますが、以前と比べて大きくこの問題が前進したことは間違いありません。

しかしながら、残念ながら、まだまだ少

し、いささか心の問題でそういった状況あるわけございまして、依然として今でもこの問題は解決しておりませんが、どうやったらこの問題もう一步進むのか、非常に最近も、この問題が停滞しとると申しますか、一定の成果はあったんですけども、このあたりで進まないというか、そこに至っておる気がいたしまして、これをもう一步前進させるためには、私は、ある程度の、ある意味では政治的判断が必要だと思っておるんですけども、県同和対策にかかわる方の、この問題をもう一步進めるために、何か妙案があるかどうか。妙案と申しますか、方法があるかないかをお尋ねしたいと思います。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございます。

委員の御質問の狩猟の免許についてでございますが、狩猟免許は、鳥獣保護法、簡略して申し上げますが、鳥獣保護法に基づいた狩猟の適正化という面で、一応規制がかかっておりまして、免許を与えるという形になります。

私たちがやっているのは、農林業への被害防止というのはもちろん重要であるというふうに認識をしております、狩猟者、免許所持者をふやそうということで取り組みを進めてまいっております。

平成22年度から、従来、免許試験という機会を、3回だったものを5回にふやして、そして、2日間かかっていた試験を1日に集約をいたしまして、1日でできるようにして免許取得者数をふやそうということで呼びかけをしてまいったところであります。

その結果として、平成21年度段階では、免許所持者数が県内全体で4,900人ございましたが、平成22年度では5,200人、300人ほどふえております。そして、平成23年度も同様な手法でやってまいりまして、5,450人と、250人ふえてまいっております。

もちろん、先ほど委員がおっしゃったように、鳥獣保護法という、一方じゃ保護するという立場ではありますが、一方じゃ、農林水産業への被害というのがございますので、鳥獣保護法上は、被害が発生していれば有害捕獲を許可しなければならないという法律でもございますので、一方じゃ、そういった狩猟者も確保しつつ、有害捕獲を進めつつ、鳥獣の保護にも努めてまいると、そういった視点で進めてまいりたいと思います。

○清原人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

同和問題につきましては、副委員長からお話がありましたように、平成13年度末で特別対策が終わりまして、それまでの特別対策によりまして、住宅とか、道路とか、そういう生活環境についてはかなり改善が進んだところでございます。

ただ、やはり差別意識というのが非常に根深く残っておりますし、また、就労の安定とか、あるいは学力の保障とかいう課題も残っております。特に差別意識については、結婚問題を中心に、自分の子供が結婚する際に、平成16年度に県で実施しました意識調査では、37.5%の方が反対の立場をとるような結果が出ております。そういうことから、妙案というのはございませんけれども、やっぱり県民の皆さんの同和問題に関する理解を進めていただきまして、人権問題に対する意識を高めていただくという啓発活動を粘り強くやっていくことが必要かなというふうに思っております。

○田代国広副委員長 免許者がふえたということは大変いいと思いますが、その背景を考えると、ある一方では、それだけ深刻な被害が出てきておるからふえるような方向になったということも考えられるわけですね。ですから、この問題、まだ今でも大変な問題で

すから、農政のほうと十分連携をとっていただいて、今後とも狩猟のほうにも協力していただきますように、立場上厳しいかと思いますが、農政の立場から、農家の立場からお願いしておきたいと思います。

○小宮自然保護課長 その農林水産への被害ということで、現在、農林業鳥獣被害対策プロジェクト会議というのを、農林水産部経営局内に設置されておりまして、我々も参加させていただいております。その会議の中で、一方では、侵入防止柵、イノシシの柵を張るとか、そういったこと。それと、我々の鳥獣を捕獲するという、それと、地域ぐるみでそういった鳥獣がいわゆる里地に出てこないような、作物をちゃんと整理するといったような対策、もう一つは、獣肉活用という対策、4つの視点で現在プロジェクト会議の中でも詰めてまいっておりますので、農林水産部とも連携して我々も取り組んでまいりたいと思っております。

○田代国広副委員長 同和問題ですけれども、同和問題の中心的な運動体は部落解放同盟でありますですね。解放同盟とこの中心たる運動体が——解放同盟が、大体うちあたりの地区でも部落問題をリードしているといえますか、役を果たしておるわけですから、その運動体ともう一遍いろんな角度から忌憚のない話をして、そこから何か方策を見つけ出すことが大事なような気がするんですね。やっぱり啓発も確かに大事です。しかし、啓発してきまして、もうやっております。しかし、なかなかもう一歩進まないのが今の状況のような気がするんですよ。これを解決するためには、ある程度政治的なきずなも要るかと思っておりますけれども、運動体としっかりと本音で話し合って、そこから結論を導き出すのが、そういった時期に来ているんじゃないかと思うんですけれども、大変なかな

か難しいかと思えますけれども、そういった努力もしていただきたいというふうに思います。

○清原人権同和政策課長 県では、今お話ありましたように、部落解放同盟、それから全日本同和会というのが県内では広い範囲で活動している団体ですけれども、この2団体とは毎年1回意見交換会というのを実施して、いろんな課題を、お互いに話し合い等をしておりますが、あと、地域にも行って、現地で意見交換等も年に数回行っております。引き続きそのような機会を捉えて、副委員長が御指摘のように、一日も早い解決を目指して取り組みを進めてまいりたいと思えます。よろしくお願ひします。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○藤川隆夫委員 2～3点あるんですけども、簡単な話ばかりなので、すぐ答弁できると思えます。

1つは、消費生活センターに関して、ベテランの職員の雇いどめの話が以前あったと思うんですけども、それはどうなったかというのが1点。

もう一点が、くらしの安全推進課で、自転車の事故が今ふえているかと思えます。ただ、高校生の自転車の走行帯を見ていると、右側通行で走ってきて、自動車とぶつかりそうになる案件が結構今出てきているのかなというふうに思っております。だから、自転車の事故の、どういう形で自転車の事故が起こっているかというのがある程度データとしてまとまってあれば教えていただきたいし、今言った右側通行の自転車に関して、恐らく県教委と話をされて、そういう走行をしないよという指導はされているんだと思えますけれども、相変わらず結構見られているので、それに関してどういう状況なのか、お願

ひしたいと思えます。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

相談員の雇いどめにつきましては、従来、5年勤めていただいて半年休んでいただいて、また5年勤めて10年で雇いどめという形にしていたんですが、それを改善しまして、今現在のところ、エンドレスで雇用いたしております。ただ、5年勤めていただいたら半年は休んでいただくという形で適用しております。

○藤川隆夫委員 それはまあ了解いたしました。

○石崎くらしの安全推進課長 先生御質問の自転車事故の関係でございますけれども、現在、6月24日現在の状況で見ますと、自転車——詳細な自転車乗車の……

○藤川隆夫委員 後でデータいただければ、それでよかです。

○石崎くらしの安全推進課長 具体的な数字がちょっと見えてまいりませんが、高校生自転車の安全利用など、県民に川柳を募集するというような形で広報に努めていきたいと思っております。

県教育委員会のほうでも、本田技研のほうと連携いたしまして、県下の14の高校、熊本市内14の私立・公立高校の高校生の自転車安全教室ということで自転車運転のマナー向上、これを積極的に授業に取り入れて、そういった活動が行われております。

あと、うちのほうといたしましても、自転

車の交通ルールテスト、こういったものを中学生を対象にいたしまして、そのようなルールテストの実施を呼びかけまして、各中学校にお願いして、自転車のマナー向上の方策に取り組んでいるということが現在の状況でございます。

○藤川隆夫委員 自転車に関しましては、車で走っていると、しょっちゅう出てくるので、ひやひやしながら運転している部分があるんで、ぜひ、この安全運転に関しての、いわば高校生、中学生への徹底を行っていただければと思いますので、よろしく願います。

○石崎くらしの安全推進課長 今の自転車乗用中の死者の数については、ちょっと今手元に持っておりますので、22年が16人、それから23年が11人になっています。22年の16人のうち、高齢者、いわゆる65歳以上の方々が10人でございます。それと、23年が11人のうちの5人でございます。ちなみに、高校生につきましては、22年に1人亡くなっている方がおられます。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

○松岡徹委員 61ページ、事業説明の。環境立県推進課のほうですけれども、県条例に基づく、この県条例の51条の勧告と52条の公表とありますね。これのちょっと事例が幾つかあるかどうか、ちょっとまず聞きたいと思います。

○福田環境立県推進課長 この事業者計画書制度についてでございますか。

○松岡徹委員 それに基づいて事業者とか建設業者とかが守らぬだった場合、勧告、51条でね。その次は、公表が52条と、こうなっ

ているわけですね。

○福田環境立県推進課長 はい。これまでの運用では事例ございません。

○松岡徹委員 ちょっと聞いただけで。

次に、地下水保全の問題ですけれども、私は熊本市にずっと住んで、ここの大学に来てから江津湖の近所にも住んだだけでも、もう湧水量がどんどん減って、熊本市のデータなんかで言うと、10年間で日量当たり50万トンが40万トンに10年間で減っているというふうなことなんかで、東海大の市川先生なんかも、このままいけば非常にやばいというようなことをいろんなところに書いておられますよね。

それで、これについての大体——どっかでは、あと50年もたつと非常に厳しいと、このままいけばというのがあったんですけれども、県としての、今度条例改正もしたわけですが、基本認識をまずちょっと聞きたいんですけれども。

○福田環境立県推進課長 特にこの熊本地域におきまして、県でも県内に観測井戸を掘って観測をしている中で、熊本地域については、水量について、長期的に低下傾向にあるというようなデータ出ております。ですから、このまま対策を打たなければ、その涵養量というのが、今特に阿蘇のカルデラの西側の涵養域における涵養面積が減少しているという現状もございますので、対策を打たなければ、低下傾向が続くであろうという認識は持っております。そのために、今回の県条例で許可制を導入して、事業者の皆さんに関しては、節水の努力をいただくとともに、地下水涵養の御協力をいただくということで条例を制定したところでございます。

また、この地下水財団におきましても、そういった地域での涵養事業の中心的な役割を

担っていただいて、そういった涵養事業を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○松岡徹委員 幾つか提案と質問をちょっとしたいんです。

ひとつ提案は、いろいろ調べてみると、阿蘇のカルデラの中が九州の水がめだという位置づけですよね、いろんな人のあれでは。大体熊本の白川や緑川や菊池川だけじゃなくて、筑後川とか、大分の大野川とか、宮崎の五ヶ瀬川とか、6つの1級河川が、源流が阿蘇にあると。そういう点では、今阿蘇の草原再生なんかに取り組んでいるけれども、阿蘇をしっかり位置づけるということが1つ。

それから、中流域対策では、今水田涵養なんかやっていますけれども、市川先生の分析では、2007年なんかは、それやって2メートル水位が上がったというふうに言っているわけですよね。それで、本会議でも言いましたけれども、白川の治水なんかを考えた場合でも、中流域の水田涵養対策を、それは治水と地下水保全という点からも、大いにもっと力を入れる必要がありませんか。

それから、提案の3点目は、今度の条例改正は、この水の地下水の位置づけを発展させて非常に積極的なんだけど、いわば危険物質についての管理とか、そういうのはかなり厳しくなっているんですけども、私に言わせれば、涵養域とか、あるいは地下水が流れる地域での開発行為そのものをもう少しやっぱり考えていかないと、あの条例では、いわば事業所が展開する、それでこういうことはしていけません、していけませんというだけで、もう少し面としての——その市川先生なんかと言われるように、面としての涵養域なんかの対策を考える必要がありませんかということ、ちょっと3つ提案したいと思います。

聞きたいのは、最近大空港構想とかでいろいろ議論になっているんだけど、あの熊本空港があるところは、いわば大津、あのあたりが地下水プールと言うならば、地下水バイパスで、熊本のほうに流れる地下水の一番大きなルートなんですよ。

それから、地下水の、いわば水が涵養する場合、畑よりも何よりも林地が一番高いと言いますね。県議会の議論では、いわゆるやぶくらと言われているところですね。そういうところが地下水涵養という点では非常に大事。あの一帯というのは、熊本の命の水である地下水のバイパスであると同時に、非常に大事な涵養域なんですよ。

そういう点で、いわゆるあの一帯の開発については、地下水保全の立場からはどういうふうに考えているのか、その点をちょっと伺いたいですけれども。

○福田環境立県推進課長 地下水の涵養という点だけを考えれば、おっしゃるとおり、水田ですとか、畑ですとか、林地が残っているという状態が、地下水の涵養には最もつながるんだろうとは思いますが、しかしながら、やはり県として今後発展していくための経済行為ということがゼロになるわけではないんだろうと思います。そこら辺は、開発行為を行う場合でも、一定規模以上につきましては、やはりこの許可の対象といたしまして、地下水節水の取り組み、涵養の取り組みということは求めていくということにしておりますので、そういったバランスをとりながら進んでいきたいと思っております。

以上です。

○松岡徹委員 地下水涵養という面からだけを見ればとあなた言うけれども、地下水というのは、我々、いわば都市圏の100万の私たちの命の水であると同時に、事業活動や工業用水も地下水を使っているんですよ。例え

ば、課のほうに、いわば進出企業がどれだけ水をくみ上げているかというのが、資料求めたら名前は出せない。それで、A社、B社でずっと出してもらった。上位10社だけでも年間のが来たので、それを365日で割ってね。それと、合志市と大津、菊陽は、水道は企業一体になっていますからね。大津、菊陽と合志市のいわば1日の最大給水量、それを調べたら、上位10社がくみ上げる1日の量が、合志市よりも、大津、菊陽の1日の給水量よりも多いんですよ。だから、こういうような涵養とそういう企業活動のあり方を考えると、開発についてもかなり思い切った手をやっていかないと、特に空港周辺や大津、菊陽あたりは、地下水にとっては一番大事なところだから、担当課としてはしっかり、研究者のいろんな研究成果なんかも踏まえて、対応していただく必要がありませんかということをお願いしておきます。

次に、さっき前田委員からあった新幹線の騒音問題、これはホームページを見てみると出ていまして、それではデータが出ているんですけども、南関、富合、それから氷川の網道とか、そういうようなのが出ているけれども、住民の実感とはかなり違うんですよ。現地でいろいろ聞くと、夜も眠られぬというかな、八代の周辺なんかも、かなりそういう苦情というか、あれが出ているんですよ。

それで、70デシベル以上が4カ所出ているけど、あれは、いわば10ケースなら10ケースの平均値を出しているらしいんですね。そうでしょう。だから、実際一本一本の実測値ですね、それをやっぱり出していくことが必要じゃないかということですね。この点はどうかということですね。

それから2つ目に、以前、坂田さんがあそこの市長ばしよるころ、坂田市長名で、2006年の3月30日か、申し出をしているんです。基準を超えたらすぐ音源対策をとってほしいと。それに対して、運輸機構は、必ずそうし

ますというふうに回答しているわけですね。だから、これは本当に、例えば熊本と八代で2分時間短縮するだけらしいんですよ、そのスピードの差が。やっぱり音源対策はきちっとすると、基準を超えたら。これについては県としてはどうされるつもりかと、その2つね。

○清田環境保全課長 まず、1点目ですけれども、測定に当たっては、10本の平均値は平均値なんですけれども、大体おおむね20本はかります。そして、高いほうからの平均をとります。ということで、ですから、全部の平均ではないということになります。

それから、先ほどお話しされた、以前、八代市長さんから要望があったということでございますけれども、運輸機構のほうも、一応今回はスピードアップするということははっきりわかっていたので、一応スピードアップに伴っての、そのもとの防音壁の改善は環境基準を超える前にもうやっています。ただ、新聞にも載りましたし、私も、運輸機構に県庁のほうに出向いていただいて、お話をさせていただきました。いわゆる環境基準値も大事です。ただ、住民の方のお話にしっかり耳を傾けてくださいということは、お話を私からも要請、口頭ではございますけれども、要請しております。現状では、先ほど申し上げたように、県としまして、住民立ち会いのもとで、生データを見ていただきながら状況を確認するとともに、それから、鉄道・運輸機構のほうからも、個別の住民の対応もやっていきたいというお話も聞いておりますので、その後の状況についてはしっかり把握していきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 運輸機構のほうは、生データは出さぬと当初言いよったんですよ、あなたおっしゃったように上から10の平均らしく

て。ところが、実際は、付近の住民の人たちは、基準値70デシベル以下のところでも夜眠れぬという人が相当おんなさるわけですね。だから、やっぱりそこは本当に生データに基づいて実際どうかと、この時間帯のこの列車はどうかという形で、スピードダウン等のことも含めて、音源対策をきちっとやっていく必要があると思うんですけれども。

今県がやっている調査は、いつ発表することになるんですか。

○清田環境保全課長 先ほど申し上げましたように、今解析中でございますので、解析ができて、環境基準値オーバーかどうかということも含めて、内容について、基準値をオーバーしていれば、文書で鉄道・運輸機構に対して要請することになりますので、そういったのを見ながら、情報提供、実際のデータを公表していきたいというふうに思っております。

○松岡徹委員 いつごろになるかな、それは。

○清田環境保全課長 ここでちょっと何日というのは申し上げることはできませんので…

○松岡徹委員 何日でなくてもよかけん、何月ごろとか……。

○清田環境保全課長 ここで、もう6月ももうすぐ終わりですので、7月には出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、断言はできませんけれども、できるだけ早く把握したいというふうに思っております。

○松岡徹委員 これは、しっかりやっていただきたいと思っております。

最後に、意見として、同和問題について

は、同特法の中で相当なことがやられて、やっぱり大事なはその方向で、国民的融合の方向で、具体的な差別も意識の問題もどうなくしていくかという、そういう取り組みが非常に、かねてから私もいろんなところで言ってきたように、大事だと思っておりますので、その点はしっかりやっていただくように要望しておきたいと思っております。

以上です。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で環境生活部に対する質疑を終了いたします。

もう昼休みでありますので、1時まで休憩をいたします。

午後0時6分休憩

午後1時1分開議

○小早川宗弘委員長 時間となりましたので、委員会を再開いたします。

それでは、病院事業管理者から総括説明を行い、続いて、担当課長から、資料に従い、説明をお願いいたします。

まず初めに、向井病院事業管理者。

○向井病院事業管理者 平成24年度の病院事業の運営につきまして御説明申し上げます。

県立こころの医療センターの運営形態を地方公営企業法の全部適用に移行いたしまして、丸4年が経過いたしました。

この間、目標としておりました効率的な経営につきましては、徹底した費用の縮減等により、純利益を確保できております。一方で、職員の経営参加の意識が高まっていることも、全部適用がもたらした結果と考えております。

県立病院は、患者や家族の皆様方に、また県内の医療機関の方々に安心、そして信頼される病院運営が求められているものと考えて

おります。

そのためには、職員一人一人が、これまでに以上に県立病院としての使命や役割を意識し、どうしたら患者や家族の皆様方に安心して通院や入院してもらえるのか、常に考え行動する、そういった意識改革にさらに取り組んでいきたいと考えております。そうすることが、安定的な医師確保や一般会計からの繰入金に過度に頼らない経営体質の構築にもつながっていくものと確信しております。

ことし4月には、こころの思春期外来を開設するなど、新たな政策医療にも取り組み始めました。今後も職員一丸となって、県立病院としての使命を果たすべく、努力してまいります。

次に、今回提案しております議案につきましては、予算関係1議案のみで、第6号の平成24年度熊本県病院事業会計補正予算は、職員給与費の増額補正をお願いしているものでございます。

なお、詳細につきましては、総務経営課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 引き続き担当課長から説明をお願いします。

○田原総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

お手元の主要事業及び新規事業資料の92ページをお願いいたします。

病院局の平成24年度当初予算につきましては、県立こころの医療センターの管理運営に係る収益的収支と建物や施設の整備及び企業債の元金償還に係る資本的収支を計上しております。

収益的収支におきましては、収入面では、経営計画上の目標としている患者数をもとに医業収益を見込んでおりまして、7億2,100万円余の一般会計負担金も含めまして、16億

1,000万円余を計上しております。支出面では、適切な病院運営を図るための費用として16億500万円余を計上しております。収入を見据えながら支出の圧縮に努め、収益的収支の均衡を確保することとしております。

資本的収支におきましては、財政再建戦略の取り組みの一環として、平成24年度まで一般会計からの繰り入れを休止していることから、収入は計上しておりません。支出面では、建設当時の企業債元金の償還や施設設備の更新経費等で2億1,300万円余を計上しております。不足する財源といたしましては、内部留保資金を充当することとしております。

93ページをお願いいたします。

施設概要等でございますが、昭和50年11月に県立富合病院として開設し、平成9年4月、全面改築を行うとともに、名称を県立こころの医療センターに変更いたしました。

病床数は200床でございますが、老人治療棟50床は、平成20年4月以降、医師不足や高齢者に対する民間医療の充実等により、休止しております。

職員数は、平成24年5月1日現在で89名でございます。

運営形態としては、経営基盤を強化し、経営権限と責任を明確化することを目的に、平成20年度から地方公営企業法の全部適用に移行し、専任の事業管理者を配置するとともに、臨時・非常勤職員の弾力的な運用などを行っているところでございます。

次に、経営状況等でございます。

平成24年度の収支見込み等については、当初予算のうち、収益的収支で、入院・外来収益といった医業収益を8億8,000万円余、一般会計繰入金などの医業外収益を7億2,000万円余、収入全体で16億1,000万円余としております。一方、支出面では、給与費や材料費、経費といった医業費用を15億円余、企業債償還金の利息分などの医業外費用を9,000

万円余、支出全体で16億500万円余を計上し、収支の均衡を確保する予定としております。また、県立病院としての役割をより一層果たしていくため、おおむね13歳から19歳までの方々を対象としたところの思春期外来をことし4月に開設するなど、新たな政策医療の取り組みも開始しているところでございます。

94ページをお願いいたします。

平成21年度から平成24年度を計画期間とする中期経営計画を私ども策定し、具体的な取り組みを進めているところでございます。この現計画は今年度までとなっておりますので、平成25年度以降の次期計画を策定することとしております。策定に当たりましては、現計画のフォローアップを行い、現状と課題を整理し、県立病院としての役割を踏まえた方向性を明確に示したいと考えております。

なお、次期計画案がまとまりましたら、改めて委員会に御報告させていただきます。

次に、医師確保対策につきまして、今年度は、常勤医師5名及び思春期外来の協力医師を含む非常勤医師11名体制で取り組んでおりますが、安定的な経営や県立病院としての役割を果たす上では、さらなる充実が必要と考えております。

このため、今後も、熊本大学等と協議しながら、さらなる常勤医師の確保を図るとともに、中堅医師の確保、養成に努めてまいりたいと考えております。

次に、補正予算でございますが、説明資料の51ページ、52ページをお願いいたします。

第6号の平成24年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)でございます。

これは、児童手当法の一部を改正する法律が、去る4月1日から施行されたことに伴いまして、今年度、職員に支給する必要がある児童手当額432万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が病院局の事業概要並びに予算議案で

ございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 以上で病院局の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小早川宗弘委員長 なければ、以上で病院局に対する質疑を終了いたします。

それでは、付託議案の採決に伴いまして、健康福祉部が入室しますので、ここで10分ほど休憩をいたします。

再開は、あと10分後、1時20分から再開いたします。

午後1時9分休憩

午後1時14分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決に入りますけれども、それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第6号、第8号から第11号まで及び第15号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

○松岡徹委員 第1号は、挙手採決でお願いします。

○小早川宗弘委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました第1号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○小早川宗弘委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案、第6号外5件について

は、一括して採決いたします。

原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第6号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

それでは次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後に質疑を受けたいと思います。

それでは、環境生活部・田中水俣病保健課長から報告をお願いします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

報告事項の32ページをお願いいたします。

1の関西訴訟最高裁判決以降の水俣病対策につきまして、その主なものを御説明いたします。

平成16年10月15日、関西訴訟最高裁判決が出されました。11月29日、県が水俣病対策案を環境省へ提出をいたしております。17年4月7日、環境省が今後の水俣病対策を発表をいたしております。10月3日、不知火患者会が損害賠償請求訴訟を提起されました。

1つ飛びまして、18年5月31日、県議会水俣病対策特別委員会委員長及び知事が、一時金等を含む救済策を講じることなどの要請書を提出をいたしております。

1つ飛びまして、21年7月8日、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立をしております。22年3月15日、不知火患者会の訴訟につきまして、熊本地裁から、下に記載をされておりますような一時金210万円などの所見を示されております。

次のページをお願いいたします。

平成22年4月16日、特措法に基づく救済措置の方針が閣議決定をされております。

1つ飛びまして、23年3月15日、不知火患者会の訴訟につきまして、和解議案が県議会で議決をいただいております。

1つ飛びまして、24年2月3日、特措法の申請期限が24年7月31日とされております。2月27日、水俣病認定申請棄却処分取消・認定義務づけ訴訟につきまして、福岡高裁から判決が出されております。4月12日には、同じく水俣病認定申請棄却処分取消・認定義務づけ訴訟につきまして、大阪高裁から判決が出されております。

次のページをお願い申し上げます。34ページでございます。

2の特措法による救済の取組みでございます。

申請者数は、本年5月末現在で3万6,857人でございます。そのうち、生存者の方で一時金を御希望の方が、下の内訳の表のところの新規のところに記載をしておりますとおり、1万1,803人でございます。また、亡くなられた方の一時金の御申請が257人でございます。

県といたしましては、期限まで制度の広報に取り組み、迅速な判定などに最大限の努力を行ってまいります。

水俣病保健課は以上でございます。

○高山水俣病審査課長 続きまして、水俣病審査課でございます。

同じページ、3の認定業務の状況について

でございますが、(1)、(2)の申請状況と認定検診の状況につきましては、主要事業のところで説明したものと同じでございます。

その下の段の(3)認定審査会につきましては、昨年度は3回開催いたしました。今年度、検診を進め、同様の開催を予定しております。

次のページ、35ページでございます。

4に記載しておりますように、裁判につきましては、現在、国、県、チッソが被告となっている国家賠償等請求訴訟が1件、それに、処分の取り消しと認定義務づけを求める、いずれも上告中ではございますが、2件の行政事件訴訟、計3件の訴訟が提起されているところでございます。

以上でございます。

○宮尾環境政策課長 引き続き、5番のチッソ株式会社の平成23年度決算の概要につきまして、環境政策課から御説明させていただきます。

本年5月10日にチッソの平成23年度決算が発表されました。ヨーロッパ債務危機による世界経済の低迷ですとか、長引く円高による輸出の影響等により、主力である液晶分野において、世界的な液晶ディスプレイ市場の低迷によりまして、経常利益の額は、過去最高であった前期167億円と比較いたしますと、47.3%減、約半減の88億円となりました。ただし、平成12年から実施しておりますチッソ金融支援抜本策における経常利益目標額の53億2,000万はクリアしております。患者補償金の支払いには支障のない水準が確保されております。

平成24年度の業績予想につきましては、120億円の経常利益が予想されております。

次のページをお願いいたします。

チッソの決算確定に伴いまして、金融支援抜本策のルールに基づき試算した本年度の支援措置の見込みを御説明させていただきます。

す。

本年度は、まだ関係省庁等で構成されるチッソ金融支援連絡会が開催されておりませんので、試算値ということで御報告させていただきます。

今後、連絡会議が開催されました後、正式に決定されましたら、改めて御報告申し上げます。

ポイントのみ御説明させていただきます。

まず、37ページのほうを先にごらんください。参考2の図の右側をごらんください。

今回のチッソの経常利益の配分図でございます。連絡会議で申し合わせたルールに基づきまして、患者補償費、租税公課、無利子化相当額、内部留保を除きました27億5,000万、ちょうど薄い網かけでございますが、これが、いわゆる本年度のチッソからの公的債務の返済額になります。今回は、チッソの経常利益が昨年度より大幅に減少したことから、公的債務の返済額も減少する見込みでございます。

上の36ページ、参考1にお戻りください。

金融支援措置の仕組みを図にしたものでございますが、ただいま申し上げました返済見込み額27億5,000万が、ちょうど図の中ほど、一番上の矢印の⑥のところになります。一方、本年度のヘドロ立てかえ債と患者県債の償還額が、左側の二重線で囲った(ア)の部分でございますが、76億2,000万でございます。この76億2,000万と27億5,000万の差額48億7,000万に対しまして、抜本支援策により、8割を国庫補助金、2割を特別県債で手当てするということになっております。その額が、それぞれ⑦の39億円と⑧の9億7,000万ということになります。

なお、この特別県債につきましては、元利償還金について100%交付税措置がされております。

また、チッソ決算における経常利益額が当初の見込み額を非常に大きく下回ったことか

ら、支援額の増額補正が必要になるかと思われます。今後の国の対応を踏まえまして、改めて、県のチッソ特別会計予算の補正もお願いすることになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○清田環境保全課長 報告事項の38ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

昨年度実施いたしました水俣湾の環境調査及び埋立地の点検・調査結果を報告するものでございます。

まず、水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査結果でございます。

②のとおり、年間を通じまして、5項目について調査しております。③の調査結果でございますけれども、水質及び地下水ともに水銀は検出されておられません。また、底質の総水銀につきましても、3地点とも表の右の欄の暫定除去基準値25ppmを下回っております。

次の39ページをごらんください。

魚類につきましても、カサゴ——ガラカブとも言われておりますが、カサゴ、ササノハベラ、2魚種ともに魚介類の水銀の暫定的規制値以下でございました。

なお、動物プランクトンの総水銀値につきましては、大きな変動はございませんでしたが、念のため、2回確認検査も行っております。

それから、④今年度も、引き続き同様の調査を実施していきたいというふうに思います。

次に、40ページをごらんください。

これが調査した調査地点図になっております。参考まで掲載させていただいております。

それから、次の41ページからの水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

これは、港湾課、都市計画課が担当いたしておりまして、水俣港埋立地管理補修マニュアルに基づきまして、昨年度は、11月から12月にかけて実施されております。

調査内容と結果でございますが、わかりやすいように、次の42ページのカラーの航空写真をごらんいただきながら御説明をいたしたいと思ひます。

まず、水質調査の位置でございますが、白い丸印で示しておりますところとして、埋立護岸の前面6地点の海水調査では、水銀は検出されておられません。

次に、埋立地地盤調査ですけれども、写真の赤い色及び黄色で着色しているところが埋立地部分となっております。地盤の標高を測量し、従来の測定値と比較しながら、地盤の変動状況を観察しているものでございますが、地盤の異常な沈下、陥没等は見られませんでした。

次に、構造物の変状調査ですけれども、同じく写真で、青い線で示しました部分ですが、この示しました護岸、岸壁及び3つの排水路を対象に調査が行われております。変位の観測及び目視による劣化、損傷等の変状調査を行っております。このうち、構造物の劣化、変位、損傷などの調査結果について、各施設とも、構造物本体の安定に影響を及ぼし、水銀を含む土砂の流出につながる有害な変状は確認されておられません。

また、鋼材の腐食状況調査の結果につきましては、全地点で良好な防食状態を維持していることが確認されております。

なお、保護カバーとして使用されております塗覆装防食工の目視検査の結果につきましては、一部にひび割れ等が確認されましたので、今後、経過観察を行いながら、必要に応じて補修を行うなど、今後も、構造物劣化の

進行状況に注意しながら、埋立地の管理に万全を期されるものと考えております。

引き続きまして、43ページをごらんください。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定等の結果についてでございます。

同法に基づきます平成23年度の調査結果ですが、まず、1の環境調査でございます。

昨年度の調査は、八代・芦北・球磨地域を調査いたしております。

(1)の大気環境調査、(2)の地下水質調査、(3)の公共用水域水質・底質調査並びに(4)の土壌調査まで、環境調査測定を行っております。

その結果につきましては、全て環境基準値以下でございました。結果につきましては、44ページから45ページの表1から表6まで示しておりますので、よろしくごらんいただければと思います。

ちなみに、今年度は、宇城・天草地域の予定でございます。県内を4つのエリアに分けて調査を行っているところでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

一番上のまず、行政検査結果でございます。

2の行政検査結果及び3の法定自己検査結果については、県全域にわたり調査を行っております。

まず、調査内容は、工場とかの発生源におきます行政検査と事業者みずからが実施します自己検査でございます。

まず、2の行政検査結果でございますが、法に基づきます基準適合状況を把握するために、特定工場からの排出ガスや排水について調査を実施しております。延べ14施設を調査いたしました。全ての施設で基準を満足しております。

なお、ばいじん、燃え殻につきましては、延べ8施設、15検体の検査を実施した結果、2施設、2検体で、ばいじんの埋立処理基準

を超過していたため、特別管理産業廃棄物として処理を行うよう指導し、適正に処理されたことを確認しております。

結果につきましては、46ページの表7、最後のところに掲載しております。

引き続き、44ページ、3の法定自己検査結果でございますが、これは、法に基づきまして、排出ガス等の自己検査、これは1年に1回以上の自己検査の実施が特定施設の設置者等に義務づけられておりますが、その実施状況について調査を行っておるものでございます。

平成23年度末現在の自己検査実施義務対象施設は150施設ですけれども、検査を実施したものは130施設であり、2施設を除きまして、全て排出基準以下でございます。排出基準超過のうち、1施設は改善対策を完了しております。なお、もう1施設につきましては、使用停止して改善対策中でしたが、6月8日に改善済みであることを確認しております。

なお、法定自己検査が未実施であります施設20施設は、現在休止中であります。

環境保全課は以上でございます。

よろしくごらんください。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課でございます。

資料47ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場につきましては、県民の生活環境の保全や経済活動の維持、促進を図るインフラとしてその整備を進めているところでございます。

2のこれまでの取り組み状況につきましては、平成17年度末に南関町を建設地として決定して以来、今日、既に6年3カ月の月日が経過しておりますが、その間、地元の御理解をいただくために、住民説明会を初めとして、さまざまな取り組みを行ってまいりました。平成19年度に環境影響評価手続、いわゆる

るアセスメント手続に着手をし、平成21年度は、手続の一環として現地調査に入りました。そして、平成22年度は、地元の皆様の地下水や河川に対する御不安にお答えするため、処分場を屋根と外壁で囲い、処分場の処理水を河川に放流しない、いわゆるクローズド・無放流型の施設構造を決定いたしました。

こうした経過の中で、地元は、当初、総じて厳しい反対の意見でございましたが、少しずつ御理解をいただき、平成23年度に、町長を初めとして地元の皆様に苦渋の御決断をいただき、南関町及び和水町とそれぞれ基本協定書の締結に至っております。

3の最近の取り組み状況でございますが、(1)の環境影響評価手続につきましては、手続の最終段階となる環境影響評価書を作成し、5月11日に公告を行い、1カ月縦覧し、約4年間にわたる手続を終了したところで

次のページをお願いいたします。

(2)の詳細設計及び本体工事関係でございます。

用地について、本年1月以降、本格的な交渉を進めてまいりましたが、買収に一定のめどが立ちましたことから、財団法人熊本県環境整備事業団を発注者とする入札公告を5月30日に行っております。

安全性と経済性を確保するため、設計と施工の一括方式で、また受注者が供用開始後の維持管理まで請け負う、いわゆる長期包括的運営方式での発注とし、総合評価技術委員会の審査等を経て、10月に落札者決定の予定です。その後、詳細設計等を経て、順調にいけば、平成25年夏ごろの着工、そして平成27年秋ごろの供用開始を目指しております。

そこに入札概要を記載しておりますが、個別の説明は省略させていただきます。

最後に、4の今後の取り組みでございますが、基本協定書に基づき、現在、環境保全協

定書や地域振興策について、関係町や地元区との協議を鋭意進めております。今年度中の環境保全協定書の締結に向けて、今後とも、地元の思いを真摯に受けとめ、丁寧に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料のほうは49ページをお願いいたします。

第3次熊本県食の安全安心推進計画の策定についてでございますが、県では、熊本県食の安全安心推進条例などに基づきまして、熊本県食の安全安心推進計画を策定し、各種施策の推進に取り組んでおります。

平成21年度を初年度といたします第2次計画では、生産から消費に至る各段階での食品検査の実施や食品表示の適正化、関係者の相互理解のための施策などを推進してまいりましたが、計画期間の終了に伴い、このたび、第3次計画を策定したものでございます。

第3次計画の概要ですが、計画期間は、平成24年度から28年度までの5年間としております。

50ページをお願いします。

3次計画では、第2次計画の4つの基本的施策を引き続き柱に据え、新たな取り組みといたしまして、中学生や高校生など若年層への食の安全に関する学習機会の提供や、県内の取り組みの積極的な情報発信、県の各種認証制度などの認知度向上などを図ることとしております。

こうした取り組みによりまして、生産から製造、加工、流通、消費まで食の安全性の確保を一層強固なものにしていくとともに、県内の取り組みや正確な情報などをより積極的に発信し、食の安全、安心を広げていこうと考えております。

計画策定に当たりましては、食品関連事業

者や消費者団体などの意見もお伺いし、第2次計画の実施状況、成果や課題の抽出、3次計画の方向性などにつきまして検討を行ってまいりました。

なお、参考までに、概要版ですが、3次計画のリーフレットができ上がりましたので、お手元のほうにお配りさせていただいております。

以上でございます。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

資料は、幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)と記されましたA3の3枚の資料をごらんいただきたいと思っております。

今議会に提案しております幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)は、総務常任委員会での付託審議となっておりますが、県政全般に関する取り組みを記載しておりますので、当常任委員会におきましても、その概要と関係部分について御報告させていただきます。

なお、4カ年戦略(案)の全文につきましては、議案として別途お配りさせていただいておりますが、本日は、その概要につきまして、お手元の資料で御説明させていただきます。

まず、A3判の資料の1枚目、幸せ実感くまもと4カ年戦略(案)概要をごらんいただきたいと思っております。

今回の4カ年戦略の全体構成と内容をまとめた資料となっております。

左上の策定の趣旨にありますように、本戦略は、これまでの成果と課題、本県を取り巻く社会情勢を踏まえ、県民が幸せを実感できる熊本の実現に向けた、本県の取り組みの基本方針として策定するものです。

その下の第1章で、前4カ年戦略の成果と課題、さらに、下の第2章では、人口減少と少子高齢化を初めとした本県を取り巻く社会情勢の変化等を記載し、また、第3章では、

それらを踏まえて、戦略の基本目標である幸せを実感できるくまもとを掲げ、その実現に向け、活力を創る、アジアとつながる、安心を実現する、百年の礎を築くという4つの取り組みの方向性と目指す姿を示しております。

また、資料の右側のほうになりますが、第4章として、幸せを実感できる熊本の実現に向け推進する取り組みを、戦略1、ビッグチャンスを生かすなど、15の戦略として体系化しております。

さらに、その下の第5章では、4カ年戦略の着実な推進として、実行性の確保、各分野の個別計画と一体となった県政推進、地域の視点に立った戦略の展開を上げております。

実行性の確保では、戦略の具体化に向けた財源の確保とわかりやすい指標による進捗管理等について記載しております。

また、個別計画と一体となった県政推進では、幸せ実感くまもと4カ年戦略と県議会で議決いただいた各個別計画等が一体となって県政全体を推進することとしております。

また、地域の視点に立った戦略の展開として、政令指定都市誕生後の県内各地域の将来像、いわゆるビジョンで示した各地域の将来像や取り組みの方向性に沿って、それぞれの地域と意見交換等を行い、必要とされる事業の検討や具体化に取り組んでいくこととしております。

次に、2枚目の資料、施策体系表をごらんいただきたいと思っております。

これは、今御説明いたしました第4章の幸せを実感できる熊本の実現に向け推進する15の戦略と構成する75の主な施策をまとめたものでございます。

当常任委員会に関連する主なものについて御説明いたします。

まず、活力あふれる元気な熊本を目指し、活力をつくる取り組みとして、戦略1、ビッグチャンスを生かす、戦略2、稼げる農林水

産業への挑戦、戦略3、地域力を高める、戦略4、未来型エネルギーのトップランナーを位置づけております。

この中で、例えば、当委員会に関係する戦略としては、戦略4、未来型エネルギーのトップランナーでは、新エネルギーの導入の加速化とともに、県民総ぐるみによる省エネルギーの推進の強化を図り、新エネ・省エネ先進県を目指した取り組みを進めることを記載しております。

次に、その下、アジアの中で存在感のある熊本を目指し、アジアとつながる取り組みとして、戦略5、アクション・アジアを位置づけております。

さらに、その下では、いつまでも楽しく、元気で、安心して暮らせる熊本を目指し、安心を実現する取り組みとして、戦略6、長寿を楽しむ、戦略7、子どもの育ちと若者のチャレンジを応援、ページの右側になりますが、戦略の8、障がいのある人が暮らしやすい熊本、戦略9、人が人として互いに尊重される安全安心な熊本、戦略10、災害に負けない熊本を位置づけております。

これらのうち、当委員会に関係する戦略としては、戦略6、長寿を楽しむでは、何歳になっても健康で生きがいを持って活躍できるよう、長寿を楽しむ暮らしづくりに取り組みますとともに、医療や介護が必要になっても、安心して住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、長寿の安心を実現するための体制づくりを進めていくこととしております。

戦略7では、社会全体で子供を育み、守る熊本づくりに向け、子どもの健やかな育ちと子育ての応援に係る取り組みを進め、また、意欲ある若者のチャレンジの応援に取り組むこととしております。

ページ右上の戦略8、障がいのある人が暮らしやすい熊本では、障がいのある人が地域で生き生きと自分らしく暮らしていくことがで

きるよう、関係機関と連携して、就労や活動のステージづくりに向け、障害のある人の暮らしの応援に取り組むこととしております。

戦略9では、人権教育・啓発を積極的に推進し、一人ひとりが尊重される社会の構築を図るとともに、犯罪や交通事故への対策、さらには、消費者保護など、安全安心な社会の構築に向けた取り組みを進め、一人一人を大切にし、一人一人が大切にされる熊本をつくっていくこととしております。

そして、ページの右下では、誇りを持ち、夢の実現に挑戦する熊本を目指し、百年の礎を築く取り組みとして、戦略11、熊本都市圏の拠点性向上、戦略12、悠久の宝の継承、戦略13、環境を豊かに、戦略14、熊本アカデミズム、戦略15、夢を叶える教育を位置づけております。

当委員会に関係する戦略としては、戦略12では、熊本の歴史、文化を磨き上げ、継承を図るとともに、熊本の地下水、阿蘇の草原など、豊かな熊本の自然、景観の保全、継承に取り組んでいくこととしております。

戦略13では、環境立県熊本の実現を目指し、みどりの創造プロジェクトの推進や有明海、八代海の再生に向けた取り組みなどにより、生活と自然の共生を図っていくとともに、環境教育を積極的に進めるなど、県民一人ひとりの環境意識の醸成と環境活動の実践に取り組むことを記載しております。

以上が関連する戦略ですが、これらの戦略に沿った取り組みを進めることで、幸せが実感できる熊本の実現を目指してまいります。

最後に、3枚目の資料をごらんいただきたいと思っております。

15の戦略に対し、54の主な指標と23の補足的な指標、合わせて77の指標を設定しております。個々の指標についての説明は省略させていただきます。

なお、戦略4の県内への新エネルギー導入量など、一部個別計画での指標設定にあわせ

て設定予定の指標も含まれております。

最後になります、この4カ年戦略の策定に当たっては、30日間パブリックコメントを実施いたしました、8つの団体、55個人から多くの御意見をいただいております。

4カ年戦略関係の報告は以上でございます。

○小早川宗弘委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松岡徹委員 質疑というかね、さっきちょっと言い損なったところが——質疑の形でちょっと言います。

有明海・八代海再生問題で、環境政策のほうかな。特措法が今度2回目の改正があって、21条、22条が加わったんですけども、従来、御承知のように、有八特措法は、環境再生とか、そっちのほうだったんですけど、21、22条が加わったんですね。特措法の附則のほうを見ると、見直しについては、それに応じて県の計画なんかも変えないかぬと。変えるまでは、いわば実践しながら、取り組みながら改正するというふうになつてくるんですね、附則のところ。

ですから、ちょっと僕が思うのは、この有八特措法に基づく県計画があるじゃないですか。県計画というのは特措法の前からあって、特措法ができて、それを充実させて、今継続しているわけだけでも、県計画のあり方を、この21条、22条が適用するようなものに補充する必要があるというふうに思うんですけど、この法の附則の建前からすれば、そういうふうになっているんですよ、特措法自体が附則で。というところはどうかと思ってですね。検討されていますか、これは。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

特措法の改正の、おっしゃった21条、22条というところは、被害への国の対応といったところだったかと思います。そこは、これまでも県でこの改正に当たって要望してきた形でした。それで、10年間の、そういった国の財政支援の延長なんかもなされたところでございます。県の計画の中では、その特措法で書かれているのは、国における被害への対応といった内容でございますので、県の中では、そこは具体的に計画では書き込んでおりませんでしたので、特に大きく変更する形では考えておりません。

以上でございます。

○松岡徹委員 それは、この附則の立場でいくと、速やかに海域の範囲においては見直しを行うものとする。ただ、それまでは具体的に新法の規定により講ぜられる措置と同様の措置を講ずるように努めると、こういうふうに特措法の附則でなっているわけですよ。だから、最近県計画を見たらもとのままだから、これは、きょうどうしますということには言えないかもしれぬけど、私は、法のほうがそうなっているから検討すべきだということ、ちょっと申し上げておきたいと思います。

○小早川宗弘委員長 ほかに。——課長、何か説明がありますか。

○福田環境立県推進課長 特措法に基づく国の基本的な方針といいますか、有八再生のための施策というのが打ち出されておまして、県の計画もそれにのっとってやっているとございまして、必要に応じて見直しは随時図っていただいております。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○吉永和世委員 環境保全課ですね。水俣湾の水質及び魚介類等の水銀調査ですけれども、平成9年に、たしか安全宣言——福島知事の時ですかね、安全宣言なされて、もう15年目になるかと思うんですけれども、この検査、平成13年から実施されているわけですけれども、大体いつまでやる予定なんですか。

○清田環境保全課長 今委員から御質問いただきましたまして、現時点で、いつまで続けるということは決めてはおりません。状況をしっかり今現在のところ把握しているということでございます。

○吉永和世委員 いつまでやるか決めてないということなんですけれども、今回の調査結果を見ても、ある程度安心できるというか、落ちついているというか、そういった状況なのかなというふうにちょっと思うんですから、ある程度、まあ、今5項目なんですけど、この点を若干見直すなり、何かやる時期じゃないのかなというふうにちょっと思うんですから、その点は、ぜひ検討いただければなというふうに思います。

○清田環境保全課長 委員お話しいただきました、今の問題ない数値で推移しておりますので、今後どうやっていくかというのは検討させていただきたいというふうに思います。

○吉永和世委員 この中で絶対やっとかないかぬ、安心上ですね。やっとかないかぬという部分は残してもいいと思うんですけれども、それ以外は、別に、これが大丈夫なんだからほかも大丈夫ですと、何かそういった形であれば、もうそれでいいんじゃないのかなというふうにちょっと思うんですから、ぜひ検討いただきたいと思います。

○松岡徹委員 これはなかなか難しい問題ですけれども、さっきひび割れの報告もあつったり、この問題は、かなりやっぱり慎重に対処するということですね。吉永委員と見解は違うかもしれぬですけど、私は、やはりこの問題は軽々に扱うべきではないということをやっと申し上げておきたいと思います。

○西岡勝成委員 公共関与推進課・中島課長、いよいよ発注をするわけですから、我々も、あれは環境で行ったのかな、1回、2年ばかり前に視察に、現場行かせてもらったんですが、良質な山砂地帯ですよ、あの辺。すると、工事によって山砂というのは結構、要するに出てくるもんですかね。こう聞くのは何でかという、要するに、覆砂に、骨材等としてばかりじゃなくて、覆砂事業に生かせないかな、この辺海の中に有明の再生も入っているんで思うんですけれども、その辺はどうなのかなと思ったんですけど。

○中島公共関与推進課長 覆砂の話ですと、私がお答えすべきかどうかわかりませんが……

○西岡勝成委員 量がとれるかとれぬかですよ。

○中島公共関与推進課長 今回の建設予定地は、先生御承知のように、既に相当掘れておりますので、これを基本的に整形するぐらいのことで、あんまり現地から山砂を採取するという構想ではございません。だから、建設に当たって山砂が相当出てくるというような予定はいたしておりません。仮に出てきても、将来の覆土、ごみの上にかぶせる覆土用にもとっとかなくちゃいけませんので——というようなことでございます。

○西岡勝成委員 わかりました。

○小早川宗弘委員長 ほかに。

○鬼海洋一委員 今の公共関与のことですが、今から協定書をつくるということで、これまで再三再四、100何十回にも及ぶ大変な努力の中で、ようやくここまでこぎつけていただいたということだと思います。

それで、この協定書をつくる上で、相当住民の皆さん方も、県の考えについては、理解をいただきながら推移してきているというふうに思いますが、その辺の状況といいますか、反応というものについて少しお伺いしておきたいと思います。

○中島公共関与推進課長 先生の御質問は、これまでの状況というような……。

○鬼海洋一委員 協定書をいよいよつくるという段階ですけれども、その辺のスムーズにいくんでしょうねというようなことです。

○中島公共関与推進課長 わかりました。先ほど申し上げましたように、当初は大変厳しい御意見で、住民説明会に当たっても、私たちが全部立たされて、言葉の使い方から何からで頭を下げなんというような場面も多々ございました。町長あたりも、住民説明会におつき合いをいただきましたけれども、相当ある意味糾弾集会のような、場合によってはそういう場面もあったところがございますが、時間を経るうち、あるいは一生懸命丁寧に取り組んでいるうちに、徐々にではございますが、理解が進んでいったものというふうに思っております。

町長の容認発言以降、議会も容認決議をしていただき、その後、地元の関係区、5地区でございますけれども、関係区の地元区5地区全てにおいて、地区総集会をそれぞれに開いていただき、容認をしていただいたと。容

認決議をしていただいておりますので、現在は地域振興策の話のほうに移っておりまして、組織として、区全体としての反対の御意見はございません。もちろん個人的に反対の方いらっしゃると思いますけれども、組織としての反対の意見はございませんし、容認をしていただいておりますので、今後本協定となります環境保全協定書の締結につきましては、今からすり合わせをしておりますけれども、誠意を持ってやっつけていけば、当然締結をいただけるものというふうに期待をいたしております。

○鬼海洋一委員 その協定を取り交わす上でも、今後話し合う中で、地域振興策というのは非常に大きな要素になってくるんだろうというふうに思います。

先ほどお話もありましたように、産廃場の積み増しが約1億でしょうか、それで、これからそういう地域振興策についても予算立てをしていくということになっていくというふうに思いますけれども、議会としても、せっかくここまできた課題ですから、我々も全力で支援をしながら見守っていきたいというふうに思っておりますので、これまで同様に、ぜひ、汗をかきながら、頑張っていただきたいというふうに思います。

○小早川宗弘委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 これから総合評価技術委員会を経て、10月中旬に落札者を決定することとありますけれども、処分場というのは、なくては困ると言われておまして、公共関与第1号なので、ある意味、環境教育の場にもしたいということで検討されていることとありますけれども、やはりこの第1号が、ある意味成功しないと、次へのステップというのはいり得ないだろうというふうに思うので、そこら辺のやはり重要性という

か、非常に大事だろうというふうに思うので、そこら辺も考えながら、ぜひ評価という形で、そういうのをやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

以上です。要望でいいです。

○小早川宗弘委員長 要望ということで。

ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 ありませんね。なければ、その他の質疑を終了いたします。

それでは、これで本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。ごらんをいただきたいと思えます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後1時59分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

厚生常任委員会委員長